平成 23 年度

外務省政策評価書 別冊

(平成 22 年度に実施した施策に係る政策評価)

評価要旨

平成23年9月 外 務 省

目 次[評価要旨]

基本目標 Ⅰ 地域5	<u> </u>	
I — 1	アジア大洋州地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I — 2	北米地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
I — 3	中南米地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
I — 4	欧州地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
I — 5	中東地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
I — 6	アフリカ地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
基本目標Ⅱ 分野5	<u> </u>	
Ⅱ—1	国際の平和と安定に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・	47
II-2	軍備管理・軍縮・不拡散への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
II-3	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力・・・・・・・	63
II — 4	国際経済に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
II — 5	国際法の形成・発展に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・	80
II-6	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの	
	提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
基本目標皿 広報,	文化交流及び報道対策	
Ⅲ—1	海外広報,文化交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
Ⅲ—2	報道対策,国内広報,IT 広報・・・・・・・・・・・・・・・・	94
基本目標Ⅳ 領事	<u>政策</u>	
IV— 1	領事サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
₩—2	海外邦人の安全確保に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・	106
I V—3	外国人問題への対応強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
基本目標 7 外交	実施体制の整備・強化	
V—1	外交実施体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
V—2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革・・・・・・	116
基本目標Ⅵ 経済	<u>協力</u>	
VI— 1	経済協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
VI—2	地球規模の諸問題への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
基本目標1個 分担金	<u>金・拠出金</u>	
VII — 1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献・・・・・・	128
VII—2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献・・・・・・・	131
VII—3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献・・・・・・・	133
(別添)		
平成23年度外務省	政策評価 評価体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135

- (注1) 本評価要旨は、原則として平成22年4月から平成23年3月までの間に実施した施 策を対象としています。
- (注2)【評価結果の概要】-(総合的評価)に記載された★印は、施策(または施策を構成する具体的施策)の目標の達成度を、★の数を使って次のように表わしたものです。

「目標を達成した。」 ★★★★★

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★☆

「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 ★★☆☆☆

「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」 ★☆☆☆☆

(注2) 文中に言及のある小目標の内容については、「平成23年度外務省政策評価書(平成22年度に実施した施策に係る評価書)」を参照願います。

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省アジア大洋州局

#1 III > 100 100 1	1 // = 1 - / 1			
	アジア大洋州地域外交	政策体系上の位置付け		
施策名		基本目標 I 地域別外交		
	(政策評価書 23 頁)	I - 1 アジア大洋州地域外交		
	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、長期的ビジョンとして「東アジア共同体」構想を掲げ、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること。次の具体的施策より構成される。			
	I-1-1 東アジアにおける地域協力の強化			
	I-1-2 朝鮮半島の安定に向けた努力			
大笠の畑亜	I-1-3 未来志向の日韓関係の推進			
施策の概要	I-1-4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関	係の強化等		
	I − 1 − 5 タイ,ベトナム,カンボジア,ラオス,ミャ	ンマーとの友好関係の強化		
	┃	, フィリピン, ブルネイ, マレ ー シア		
	との友好関係の強化			
	I - 1 - 7 南西アジア諸国との友好関係の強化			
	I-1-8 大洋州地域諸国との友好関係の強化			
	【評価結果の概要】			
	(総合的評価)			
	施策 I - 1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★	***		
	I-1-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。			
	I-1-2 「目標の達成に向けて一定の進展があった。			
	I-1-3 「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆		
	I-1-4 「目標の達成に向けて一定の進展があった。			
	I-1-5 「目標の達成に向けて相当な進展があった。	_		
	I-1-6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。	_		
	I-1-7 「目標の達成に向けて相当な進展があった。	_		
	I − 1 − 8 「目標の達成に向けて相当な進展があった。	」 ★★★☆		
	(施策の必要性)			
┃ ┃施策に関する	1 「東アジアにおける地域協力の強化」について			

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

人口減少,少子・高齢化,財政赤字などの国内課題が山積している中で,日本が発展し,成長を遂げて行くには,成長著しいアジアとともに平和,安定及び繁栄を目指していくことが必要である。他方で,東アジア地域においては、中国やインドをはじめとするアジアの新興国の台頭により地域環境の変化が生じており,また,北朝鮮による核・ミサイル開発問題といった懸念材料や,資源の争奪などを背景とした緊張関係や各国が自国の利益のみを追求する傾向など,不安定かつ不確実な要素をはらんでいる。さらに,災害,インフラ不足,環境問題,格差是正といった地域の課題も依然として存在する。このような中で,日本の平和,安定及び繁栄を実現していくには、開放的かつ透明性の高い地域協力を推進し、地域の予見可能性を高め,我が国が有する資金・技術・知恵・経験を活用して地域の課題解決に取り組み,地域の平和,安定及び繁栄の確保に努めていくことが必要である。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際社会の不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉 致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、すべての拉致被害者の 一刻も早い帰国を実現するため全力を尽くして取り組む必要がある。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝 双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

3 「未来志向の日韓関係の推進」について

日韓両国は、自由や民主主義、基本的人権の尊重といった基本的価値を共有する最も大切な隣国関係にあり、「シャトル首脳外交」等を通じ、引き続き未来志向の関係を構築していくために協力していくこと、さらには、北朝鮮問題、環境協力、開発協力、海賊対策、テロ対策といった国際社会における共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域、ひいては国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化しており、両国の相互依存関係が強まっている。日中関係は両国にとってもっとも重要な二国間関係のひとつであるとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互恵関係」の内容の更なる充実、具体化を進展させることが重要である。他方、平成 22 年9月の尖閣諸島周辺領海内での中国漁船衝突事件をきっかけに悪化した両国の国民感情の問題など、両国間には様々な懸案が引き続き存在している。これらの解決のためには、両国ハイレベルから草の根まであらゆるレベル・分野での対話と交流が必要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、石炭、銅、ウラン及び レアアースを豊富に有しており、資源外交の有力な相手国として、また国際場裏におけるパート ナー国としての重要性が増しており、政治的及び経済的関係のさらなる強化が必要である。

5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争, 貧困, 難民流出の源であり, アジア地域でのもっとも不安定な地域の一つであった。この時代の経験にかんがみれば, 本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は, 我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり, メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて, ASEAN 域内の格差を是正し, 2015 年の ASEAN の統合を促進していく必要がある。また, これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり, この友好関係を強化することを通じて, 我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは, 国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

6 「インドネシア,シンガポール,東ティモール,フィリピン,ブルネイ,マレーシアとの友 好関係の強化」について

東南アジア島嶼部各国(インドネシア,シンガポール,東ティモール,フィリピン,ブルネイ,マレーシア)は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値をおおむね共有し、政治・安全保障面における国際的・地域的諸課題に対応していく上で重要なパートナーである。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場、さらには大きなインフラ需要が見込まれるなど、貿易・投資面において我が国と密接な関係を有する。さらに、インドネシア、東ティモール、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。

一方, 東ティモールのような国づくりの途上にある国家や, 情勢が不安定なフィリピン・ミンダナオ地域が存在するとともに, 安全保障面での脆弱性, 防災体制の整備, 民主主義の定着, 地域統合の推進等の多様な課題を有している。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

- (1) 南西アジア地域各国は、世界最大の民主主義国であるインドをはじめ、概ね高い経済成長を実現し、新興国として国際社会での存在感を高めつつあり、我が国にとってはシーレーン(海上交通路)上の要衝に位置し地政学的な重要性を有するほか、約16億人の域内人口を擁する潜在的な市場として経済面での関心も高まっている。特に年率8%を上回る経済成長を遂げているインドは、12億を超える人口を擁する大国であり、民主主義や市場経済、法の支配と行った我が国と共通の価値を有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野での更なる関係強化が求められる。
- (2) 一方, 南西アジア地域各国は依然として貧困, 民主化の定着, テロ等の課題を抱え, また, 洪水や地震等の自然災害にも脆弱である。こうした状況の中, 我が国が南西アジア地域の経済・社会開発や, 民主化・民主主義の定着や平和構築を支援し, さらにはしばしば発生する自然災害に対して迅速な人道・復旧支援を行うことは, 同地域の安定と繁栄に資するものであると同時に. 我が国にとっても極めて重要である。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国との外交関係を強化することは、国連改革等、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持を得るために極めて重要である。

(施策の有効性)

1 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジア地域では、ASEAN、EAS、ASEAN+3 等の地域の枠組が重層的に展開され、それぞれ機能的協力が進展している。また、2015年までの ASEAN 統合や、平成 23 (2011)年からの EAS への米国及びロシアの正式参加など、地域協力の拡大・深化が進んでいる。他方で、同地域は政治体制、経済の発展段階、文化、宗教を始め多様性に富んでいる。さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災をはじめとして、自然災害が域内で多発し、防災分野での協力の必要生が改めて浮き彫りとなった。そのため、アジア大洋州における地域協力の推進にあたっては、開放性と透明性を確保し、幅広いパートナーとの緊密な協力を確保するとともに、分野毎での機能的協力をより一層促進していくことが有効である。また、東アジア地域では、ASEAN を中心に、自由貿易協定(FTA)等の経済分野や、防災、環境等様々な分野での協力が進展しており、結束した ASEAN が中心となることが日本と ASEAN、さらには東アジア全体の安定と繁栄にとって重要であるとの考えの下、引き続き ASEAN を重要視しながら地域協力を進めていくことが、同地域における地域協力の推進にあたり有効である。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致,核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における 北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G8首脳 会合等の場を活用し、国際社会のメッセージを発出することで、北朝鮮に具体的な対応を求める アプローチ、③必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力を かけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指 すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮に対して諸懸案の解決に向けた具体的行 動をとることを促す観点から有効である。

3 「未来志向の日韓関係の推進」について

政治分野の対話の促進,人的交流の拡大,経済緊密化のための各種協議の推進は,日韓関係を未来に向けて前進させるために必要な施策である。一方,日韓間の過去に起因する諸問題への取組,日韓間の懸案への対応は,日韓関係が悪化する事態を防止し,両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは,日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり,かつ,必要なことである。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

近年,日中両国の政治的・経済的関係が発展する一方で,両国の国民の間での相手に対する理解・信頼関係は深まっていない。両国の国民感情を改善させ,諸懸案を解決し,未来志向の日中関係を推進していくためには,あらゆるレベル・分野での交流の推進・強化や緊密な対話が不可欠であり,要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施,新日中友好 21 世紀委員会の実施等,民間有識者を含む重層的な交流,各種招へい事業の重層的な実施等を通じ,両国民間の相互理解と相互信頼の強化に努めることが有効である。

モンゴルとの政治的・経済的関係を強化し、「戦略的パートナーシップ」を構築していくためには、ハイレベル対話のさらなる促進や文化・人的交流の強化とともに、経済連携協定(EPA)締結に向けたプロセスの促進に代表される経済関係の強化のための具体的な取組が有効である。

5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を行い、また、JENESYS を利用した青少年交流を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じてこれらの国々との間のビジネス環境を整備し、また、当該地域において、インフラ海外展開を始めとする経済外交を進めていくことは、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

6 「インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアとの友 好関係の強化」について

東南アジア島嶼国と国際的・地域的課題への対応で連携しつつ、経済面での連携強化や地域の安定に向けた協力を実施する上で、①要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進、②各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化、③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力、を実施することが有効である。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア地域の地政学的な意義や、潜在的な市場としての重要性に鑑みると、我が国が地域 各国との二国間関係を強化し、同地域の安定と繁栄に協力していくことは、今後我が国の新興国 外交を進展させていく上で有効である。このような施策は、要人往来、各種協議や招へい・交流 事業を通じた信頼醸成、個別事業の促進や、民主化定着、経済開発、自然災害に対する支援・協 力などに重層的に取り組んでいくことにより、効果的に実施していくことが可能である。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために効果的である。また、第5回太平洋・島サミットを適切にフォローアップすることは、我が国のこの地域に対するコミットメントを示すために重要であり、島嶼国の我が国に対する積極的な支持を引き出すために有効である。さらに、

各国との草の根レベルでの交流事業及び青年招へいの実施は、我が国に対する理解を深め、長期的な観点から友好的な関係を構築する上で効果的である。

(施策の効率性)

1 「東アジアにおける地域協力の強化」について

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、上記の枠組みにおいて各種共同声明が発出されるなど相当な進展が見られ、またこれらの枠組みに基づく協力案件も着実に実施された。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

国際連合、G8首脳会合、関係国との首脳・外相会談等を通じて北朝鮮問題に対する我が国の立場を表明し、国際社会の支持と協力を得た。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議が採択されG8首脳会合において力強いメッセージを含んだ首脳宣言が発出されるなど、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮の挑発的行為に対して、国際社会が一致して北朝鮮を非難し、さらに我が国としても独自の対北朝鮮措置を実施し、我が国を含む国際社会の断固たる姿勢を北朝鮮に示した。

上記取組を実施する上では、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、本件施策において投入資源量に見合った成果が得られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「未来志向の日韓関係の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日韓関係における以下の諸分野で施策がそれ ぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1)政治分野の対話の促進

首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話が実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気の醸成にも資することとなった。

(2)人的交流の拡大

近年,日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと,また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより,折からの韓国大衆文化ブーム(いわゆる「韓流」)ともあいまって,国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。「日韓交流おまつり」における交流や,「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下での,1600人を超える韓国の中高生,大学生,教員等の訪日(平成22年)に加え,5月の日韓首脳会談では,第三期日韓・韓日文化交流会議の正式発足につき合意された。

(3)日韓間の過去に起因する諸問題への取組

韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、菅総理談話が発表され、韓国政府、国民から高い評価を得た。談話においては、人道的観点から、今後とも朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援等に誠実に対応していく決意が表明され、また、朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の図書の引き渡しについて定めた日韓図書協定が署名された。

(4)日韓間の懸案への対応

EEZ 境界画定については、平成 22年6月に第 10回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ 境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。また、日韓間には竹島をめぐる領有権の問題があるが、竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成や外務省ホームページの活用などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入

れている。いずれにせよ、日本政府としては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力 を行っていくという方針である。

(5) 経済緊密化のための各種協議等の推進

日韓経済連携協定(EPA)交渉については、平成20年から、交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務者協議を開催してきたが、平成22年5月の日韓首脳会談においては、日韓EPA締結交渉再開に向けたハイレベル事前協議を開催することに合意し、9月には局長級協議が開催されるなど、政府レベルでの対話・協議が活発に行われた。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

平成 22 年度は、限られた予算及び人員を効果的に活用し、首脳・外相会談(10 回(電話会談除く))や各種事務レベル協議(日中戦略対話(次官級)、日中安保対話(次官級)、日中人権対話(局長級)等)等を数多く実施した。さらに、新日中友好 21 世紀委員会等の民間有識者を含む重層的な交流や、次世代を担う青少年の交流事業(青少年相互訪問、日本青年団上海万博訪問等)、各種招へい事業等を通じて、各層・各分野における日中間の対話と交流を図った。これらは中国漁船衝突事件による日中関係の緊張により一時中断されたものの、平成 23 年に入って徐々に再開されており、今後の日中関係の再構築に向けて重要な役割を果たしている。このように、資源の投入量に見合う適切な成果が得られていることから、とられた手段は適切かつ効率的であったと評価できる。

また、日・モンゴル間においても、投入可能な人的資源が非常に限られている(モンゴル担当は2名のみ)なか、首脳会談と外相会談をそれぞれ3回実施し、両国関係を「総合的パートナーシップ」から「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた関係へと発展させることで一致した。さらに、両国経済関係の強化に向け日・モンゴル EPA 締結交渉の開始に向けた官民共同研究を立ち上げ、報告書を取りまとめるなど、資源の投入量に見合う適切な成果が得られており、とられた手段は適切かつ効率的であったと評価できる。

5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、メコン地域5か国との間で要人による活発な往来が行われた。また、平成22年6月に奈良において日メコン古都シンポジウムが開催され、12月には東京においてメコン地域における官民協力・連携促進フォーラム日メコン全体会合が開催された。また、ハノイで開催された日メコン外相会議(平成22年7月)及び日メコン首脳会議(同年11月)では我が国の主導的な役割で協力のあり方について議論が進展し、成果をあげた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6 「インドネシア,シンガポール,東ティモール,フィリピン,ブルネイ,マレーシアとの友 好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、要人往来を始めとする対話・交流の促進、各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化、平和構築等地域及び国際的課題に対する協力を実施し、東南アジア島嶼部各国との友好関係を強化できた。具体的には、MJIIT についての国内協力大学との会議について、地方の大学との会議はテレビ会議を積極的に活用した。また、1回の出張でできるだけ複数の国を回り、複数の公務を効率的に実施できるよう努めた。

このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、シン・インド首相、ハシナ・バングラデシュ 首相、ザルダリ・パキスタン大統領及びピーリス・スリランカ外相の訪日、岡田外務大臣(当時) のインド訪問等のハイレベルの要人往来を成功裏に実現するとともに、首脳会談7回(電話会談含む)、外相会談5回、次官級等各種協議を開催した他、パキスタン洪水被害に関する国連総会特別会合、パキスタン・フレンズ閣僚会合等の国際会議にも参加し、積極的に貢献を行った。また、各種招へいや21世紀青少年大交流計画(JENESYS)プログラムを通じて、国会議員や700人を超える高校生や大学・大学院生等が訪日し、対日理解を深め、様々な分野で活発な交流を行った。以上の取組の結果、各国との二国間関係は一層強化され、南西アジア地域の安定と繁栄に大きく寄与することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

- (1) 豪州とは、安全保障分野では、2+2の開催、ACSAの署名、秘密情報保護協定の交渉進展、 核軍縮・不拡散における協力など関係強化が進み、経済分野では、日豪 EPA 交渉の進展に加え、 資源・インフラ分野での協力も進展した。
- (2) ニュージーランドとは、TPP 協定交渉、安保理改革、気候変動など多岐にわたる問題について、意見交換を行った。ニュージーランド南島で発生した地震では、迅速に国際緊急援助隊を派遣(邦人を含む被災者の捜索・救助活動を実施)するともに、ニュージーランド赤十字社に対して50万ドルの緊急無償資金協力を行い、ニュージーランドへの協力を実施した。
- (3) 太平洋島嶼国・地域とは、初めて太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し、第5回太平洋・島サミットのフォローアップを行った。さらに、活発な要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を進化させた。

(反映の方向性)

1 「東アジアにおける地域協力の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、各枠組みにおいて地域協力を着実に進展させ、長期的ビジョンとしての東アジア共同体構想の実現に向け、これら既存の枠組みを重層的に活用して、開放的で透明性の高い地域協力を推進していく。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壌宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針である。諸懸案の解決に向け関係国と緊密に連携しつつ、同時に国連安全保障理事会決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施し、北朝鮮に対して、諸懸案の解決に向けた具体的行動をとるよう求めていく。

3 「未来志向の日韓関係の推進」について

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

平成 23 年は辛亥革命 100 周年, 平成 24 年は日中国交正常化 40 周年という節目の年である。また, 3月に発生した東日本大震災をきっかけに, 日中間では防災分野等における協力の気運も高まっている。これらの機会をとらえ, 戦略的互恵関係の更なる充実化を図るとともに, 中国漁船衝突事件を機に悪化した両国の国民感情を改善させる必要がある。そのためには, 様々な分野及びレベルでの日中双方の交流及び協力の推進による戦略的互恵関係の充実化, 重層的な危機管理メカニズムの構築など日中間の懸案に対する適切な処理, 青少年交流をはじめとする人的交流の促進による国民感情の改善, という 3本柱のもとで今後の日中関係を進め, 具体的な成果を着

実に積み重ねることが必要である。また、東日本大震災を受けた日中協力として、原子力協力、 防災・災害救援、環境・省エネルギー及び復興支援・観光促進の4分野での協力を重点的に進め、 戦略的互恵関係を新たな側面から深化させるとともに、両国間の国民感情の改善を図っていく。

日・モンゴル関係については、平成22年11月に両国首脳間で合意した「戦略的パートナーシップ」の構築に向けて、ハイレベル対話促進、経済関係の促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていくことが重要である。特に平成24年は両国外交関係樹立40周年の節目の年であり、政府間のみならず両国民間の一層の関係強化を図るべく、交流事業を積極的に展開する必要がある。

5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

今後ともメコン地域諸国5か国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、2015年の ASEAN の統合を支援し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

6 「インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアとの友 好関係の強化」について

各国との関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力、インフラ海外展開や EPA の協議・実施等を通じた経済分野での関係緊密化、平和構築を始めとする地域及び国際的課題に関する協力について、適正な予算措置及び人的体制の拡充を図っていく。平成23 年度予算では、政府全体の予算の見直しの中で、政策協議や EPA 関係経費を中心に相当額削減されたが、平成23 年度は予算の一層の効率的執行に努めつつ、平成24年度以降適正な手当が行われるよう努める。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種政務協議、経済協力を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南西アジアの安定と繁栄に向け民主化定着・平和構築等の支援に向け具体的施策を継続していく。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び太平洋島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、特に第6回太平洋・島サミット開催に向けて我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

【達成すべき目標. 測定指標. 目標期間. 測定結果 等】

(施策の目標)

アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、長期的ビジョンとして「東アジア共同体」構想を掲げ、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること。

(目標の達成状況)

1 「東アジアにおける地域協力の強化」について

評価の切りロ1: ASEAN を中心とする各種地域協力の進展

1年を通じて継続的に、日・ASEAN、ASEAN+3、EAS の各枠組みにおいて、地域協力が具体的に進展し、10月、ベトナムで開催された ASEAN 関連首脳会議でその成果が最も表れた。日・ASEAN 首脳会議では、2015年の ASEAN 共同体構築を目指す ASEAN の統合努力を支援し、そのために ASEAN が進める「連結性」強化に対しオールジャパンで貢献するという我が国の立場を明確に示した。各国からは高い評価を得るとともに、新たな「宣言」と行動計画の策定に向け、作業を開始する

ことで合意するなど、日・ASEAN 関係の強化、発展につながった。ASEAN+3では、チェンマイ・イニシアティブの多国間契約化、アジア債券市場育成イニシアティブなど、金融分野を中心に実務協力が進展した。EASでは、平成23年からの米露の正式参加が決定するとともに、「EAS5周年記念に関するハノイ宣言」が採択されるなど、今後のEASの強化・拡大に向け、進展があった。

評価の切り口2:日中韓三か国協力の進展

日中韓の三国間協力についても、1年を通じて継続的に地域協力が進展した。5月に韓国で開催された日中韓サミットにおいては、今後10年間の協力の方向性を示す「日中韓協力ビジョン2020」を採択したほか、「標準協力に関する共同声明」、「科学イノベーション協力の強化に関する共同声明」を発表するなど、既存の分野の協力の進展に加え、未来志向の協力関係強化につなげることができた。また、12月には、日中韓協力事務局設立協定が署名され、日中韓協力事務局が今後設立されることとなり、広範囲にわたる三か国協力が今後一層促進されることが期待される。さらに、平成23年に入り我が国が議長国として主催した日中韓外相会議は、東日本大震災を受けて、防災や原子力安全等の分野での協力を推進していくことで合意した他、中韓両国の震災に対する支援を通じて、改めて三か国間協力の重要性を認識する機会となった。

評価の切り口3:地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

アジア協力対話(ACD)では、第9回外相会合がイラン・テヘランにて開催され、会合内では ACDでの取組に加え、食料安全保障や気候変動等についても議論が及んだ。また、平成22年12 月には埼玉県所沢市でACD第7回環境教育推進対話が開催され、10月に日本で開催された生物多様性条約COP10の際に採択された「愛知目標」に焦点を当て、意見交換等を行った。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

評価の切り口1:核・ミサイル問題解決に向けた進展

北朝鮮は、平成22年11月に安保理決議第1718号及び1874号や六者会合共同声明に違反するウラン濃縮計画の存在を公表するなど、核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

評価の切り口2:拉致問題解決に向けた進展

平成20年6月の日朝実務者協議において、北朝鮮側は「拉致問題は解決済み」との立場を改め、 拉致問題に関する調査のやり直し等を表明し、また、同年8月の日朝実務者協議においては、拉 致問題に関する全面的な調査の具体的態様等につき合意した。しかしながら、同年9月に北朝鮮 から調査開始を見合わせる旨の連絡があって以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始してい ない。今後とも粘り強く取り組む必要がある。

他方, 拉致問題解決に向けては, 国際社会からの支持と協力を得ることが重要との認識の下, 外交上の機会を捉え, 拉致問題を提起し, 国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。 我が国の積極的な外交努力により, 平成22年12月の国連総会では, 拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が過去最多の106か国の賛成で採択され, また, 平成22年6月のG8ムスコカ・サミットでは, 北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果, 首脳宣言において拉致問題が明示的に言及されるなど, 北朝鮮に対して強いメッセージが発せられた。

3 「未来志向の日韓関係の推進」について

評価の切り口1:更に高い次元での日韓関係の構築

韓国は、地理的に最も近いだけではなく、自由や民主主義、基本的人権の尊重といった基本的な価値を日本と共有している。また、共に米国との同盟関係にあり、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある重要な隣国である。一層強固な未来志向の友好協力関係を発展させることが、日韓両国のみならず北東アジア地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。平成22年には4回の首脳会談と7回の外相会談が行われ、民間分野での交流も活発に行われるなど、官民を問わず日韓間の対話・交流が深化している。

評価の切り口2:日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与

日本と韓国の間には、二国間関係のみならず、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており、日韓新時代共同研究プロジェクト、開発分野での協力(アフガニスタン、パキスタン)、ソマリア海賊問題での協力、地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会、北朝鮮問題における協力等が実施されてきている。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

評価の切り口1:「戦略的互恵関係」の充実に向けた取組

衝突事件を機に緊張した日中関係とその修復

平成 22 年度の日中関係は、9月の中国漁船衝突事件の発生を境に大きく変化した。中国側は、閣僚級以上の往来の一時停止、東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉の一方的「延期」、上海万博への日本青年 1,000 名派遣事業の延期等の措置を取るなど、事件発生までに進められていた戦略的互恵関係の充実化に向けた様々な取組はそのほとんどが延期ないし中止を余儀なくされ、日中関係は緊張の度合いを高めた。

この間,両国首脳は国際会議の場を利用して2度の懇談を行い,今後も戦略的互恵関係を推進させていくことで改めて合意した後,11月のAPEC 首脳会議の際の日中首脳会談で,長期的に安定した「戦略的互恵関係」の発展は両国国民の利益に合致するとともに地域・世界の平和と発展にとっても重要との認識で一致した。この首脳会談をきっかけとして日中関係は改善の軌道に乗り始めており、日中安保対話の開催(平成23年1月)、伴野副大臣(当時)訪中(1月)、日中戦略対話の開催(2月)、日中韓外相会議の際の日中外相会談(3月)など、各種政府間対話が順次実施されており、日中関係の修復と戦略的互恵関係の更なる充実のための取組が進んでいる。さらに、3月の東日本大震災の発生を受け、防災、原子力安全、環境・省エネルギー、復興協力・観光促進などの分野における日中の協力も模索されている。

評価の切り口2:日モンゴル関係の着実な進展

平成22年度の日・モンゴル関係においては、11月のエルベグドルジ大統領来日をはじめ、両国間ではこれまでにないほど頻繁なハイレベル対話が行われた。その結果、両国は、これまで「総合的パートナーシップ」の下で発展してきた両国関係を、①ハイレベル対話促進、②経済関係の促進、③人的交流・文化交流の活性化、④地域・地球規模の課題への取組における連携強化、の4つを柱とする「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた関係へと発展させていくことで一致した。さらに、日・モンゴルEPAの締結交渉開始に向けた官民共同研究が開始され、両国の産・官・学関係者が出席する会合が3回開催され、両国首脳に対し速やかな交渉開始を提言する内容の報告書が取りまとめられるなど、日・モンゴル間の経済関係促進に向けた取組も着実に進展した。

<u>5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について</u> **評価の切り口1**:要人往来をはじめとする二国間の対話・交流の継続・促進 菅総理(当時)のベトナム公式訪問(平成22年10月),カンボジア・シハモニ国王訪日(同5月),ブアソーン・ラオス首相訪日(5月)を始め、メコン地域5か国との間で要人往来が活発に行われ、多くのハイレベルの対話が実施されたこと、また、JENESYSを利用した交流も着実に行われたことは大きな成果であった。

評価の切り口2:経済外交の推進及び経済協議を通じた投資貿易環境の整備

経済外交については、ベトナムにおいて原発建設、レアアース開発の協力パートナーとなり、 経済外交の柱となっているインフラ海外展開及び資源の安定供給の確保において成果をあげた。 経済協議については、日タイ・日越経済連携協定の下で設置されている小委員会始め、日ラオ ス投資協定合同委員会等が開催されるなど、貿易投資環境の整備のための議論が進んだ。また、 メコン地域としても、「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム全体会合」が開催され、同地域におけるハード及びソフト面のインフラ整備、物流及び産業開発を含む我が国官民が ともに関心を有する課題に関して議論が行われた。同議論を通じ、メコン地域に関する知見及び 情報の共有が進み、オール・ジャパンとしての取組についての認識の共有化が図られるとともに、 相手国側の更なる具体的な取組を促す等の成果があった。

評価の切り口3:メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進

7月に第3回日メコン外相会議,10月に第2回日メコン首脳会議が開催され,日メコン協力が著しく進展したとの認識を共有し、日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことが再確認された。また、我が国主導で「東西・南部経済回廊に関する日メコン国際会議」、「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム全体会合」(於:東京)、古都シンポジウム等、様々な分野において多くの国際会議を成功裡に開催したことは、日メコン協力における大きな成果となった。

<u>6 「インドネシア,シンガポール,東ティモール,フィリピン,ブルネイ,マレーシアとの友</u> 好関係の強化」について

評価の切り口1:要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進 ナジブ・マレーシア首相の公賓訪日(首脳共同声明発表)、藤村外務副大臣(当時)のフィリ ピン訪問(正副大統領就任式出席),ピーター・チン・マレーシア・エネルギー・環境技術・水 大臣の訪日(原子力に関する協力覚書署名や我が国インフラ関連施設視察),第1回日・インド ネシア閣僚級経済協議(ハッタ経済担当調整大臣他インドネシア主要経済閣僚の訪日が実現し. 両国の複数の経済閣僚が初めて一堂に会した)、前原外務大臣(当時)のインドネシア訪問(バ リ民主主義フォーラム出席及び MPA 協力覚書署名),マルティ・インドネシア外務大臣の訪日 (第 1回閣僚級戦略対話). 菊田外務大臣政務官(当時)のインドネシア訪問(ARF災害救援実動演習 及び MPA 第1回運営委員会出席)等,具体的成果のある要人往来を数多く実施した。また,ASEAN 関連首脳会議及び同外相会議. ASEM 首脳会議. APEC 首脳会議及び閣僚会議. バリ民主主義フォ - ラム等の国際会議の機会に、数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し、二国間関係の強化 を進めた(例:平成22年度の首脳会談計3件,外相会談計8件)。シンガポールとの次官級協議。 フィリピンとの政務・安全保障協議等の政策対話や、日+BIMP-EAGA 高級実務者会合も実施した。 また,閣僚,国会議員,実務担当者から学生まで,幅広いレベルで招へい事業を実施し,二国間 の対話・交流・協力を強化した。対話・交流・協力の質・量を総合的に勘案すると、目指した達 成水準以上の成果があったと言える。

評価の切り口2:各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化

インドネシア及びフィリピンとの EPA の下での分野別小委員会を着実に実施し、自然人の移動やビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づき受け入れた看護師候補者のうち、16 名が国家試験に合格した(平成 21 年度は3名)。国家試験の合格者数を増やすことを目指し、候補者の特例的な滞在期間延長が閣議決定された。また、インドネシアとの間では MPA 協力覚書に署名し、ジャカルタ首都圏のインフラ整備加速と投資環境整備のための官民対話の実施についての枠組みについて一致し、経済関係緊密化に具体的な道筋をつけた。実施した EPA 関連協議の件数、国家試験合格者数等を勘案すると、目指した達成水準と同程度の成果があったと言える。

評価の切り口3:平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

東ティモールの国づくりへの継続的な支援(UNMIT への軍事連絡要員(自衛官 2名)派遣,経済協力・平和構築人材育成事業の継続的実施等)やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与(IMTへの開発専門家派遣,ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施(J-BIRD),ICGへの参加を通じた和平交渉支援)等により,地域の平和と安定に向けた貢献ができた。平成22年10月のインドネシア西スマトラ州ムンタワイ沖地震及び津波に際しては,50万ドルの緊急無償資金協力を実施し,同月のメラピ山噴火の際には、火山専門家・呼吸器疾患専門家から成る国際緊急援助隊専門家チームを派遣するなど,災害対応において積極的な貢献を行った。また,バリ民主主義フォーラムにおいては,前原外務大臣(当時)が「多様性の中の民主主義~アジアの特徴を力にして~」と題する演説により政策発信を行うとともに、具体的協力として、フィリピンにおける大統領等選挙及び我が国の参議院議員選挙の際に選挙訪問プログラムを実施し、地域における民主主義の普及・定着に貢献した。上記のような具体的協力案件を種々実施できたことにかんがみれば、目指した達成水準と同程度の成果があったと言える。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

評価の切り口1:インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化

シン首相の訪日、岡田外務大臣(当時)のインド訪問に加え、国際会議等様々な機会を活用し、 首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図った。具体的には、平成22年10月のシン首相訪日を含む3回の日印首脳会談及び1回の日印電話首脳会談、同8月に日印外相間戦略対話、同7月に次官級「2+2」、外務次官級政務協議等を実施した。特にシン首相訪日時には、包括的経済連携協定の交渉が完了し、閣僚級経済対話の新設やレアアースに関する協力に合意するなど経済分野で具体的成果を挙げたほか、「次なる10年に向けた日印戦略的グローバル・パートナーシップのビジョン」を発出し、日印関係を次の10年で一層強固なものとするため、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等幅広い分野で協力を強化していくことに合意した。

評価の切り口2: 要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進シン・インド首相、ハシナ・バングラデシュ首相、ザルダリ・パキスタン大統領が我が国を公式訪問し、菅総理(当時)との首脳会談を実施した。外相の往来についても岡田外務大臣(当時)のインド訪問の他、ピーリス・スリランカ外相の訪日が実現した。また、SAARC や ASEAN 等の国際会議の場で各国との首脳会談や外相会談を実施し、継続的な対話の機会を設けることが出来た。事務レベルの協議についても、インドとの安全保障・経済分野での各種協議の他、パキスタンともハイレベル経済協議や安保対話を行うなど各国との二国間協議を着実に実施した。さらに

国会議員等5件の各種招へいを実施し、21世紀青少年大交流計画(JENESYS)プログラムを通じて700人を超える高校生や大学・大学院生等が訪日するなど重層的な招へい事業を実施した。

評価の切り口3:南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援の実施

平成22年7月からのパキスタンの大洪水に際して、総額約5.68億円に上る緊急無償資金協力や緊急援助物資等の支援を実施するとともに、緊急援助隊として自衛隊のヘリコプター部隊や医療チームを派遣した。また、域内各国の経済・社会開発への支援に関して、ハシナ・バングラデシュ首相訪日時に、パドマ多目的橋建設計画に対する4億米ドル相当の円借款の供与を表明した他、ODAの供与や国連ミッションへの要員派遣等を通じて、スリランカ、ネパール、ブータンにおける平和構築や民主化定着の取組への協力を実施した。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

評価の切り口1:大洋州地域各国との友好協力関係の深化

豪州とは、安全保障分野では、2+2の開催、ACSAの署名、秘密情報保護協定の交渉進展、核軍縮・不拡散における協力など関係強化が進み、経済分野では、日豪 EPA 交渉の進展に加え、資源・インフラ分野での協力も進展した。ニュージーランドとは、TPP 協定交渉、安保理改革、気候変動など多岐にわたる問題について、意見交換を行った。ニュージーランド南島で発生した地震では、迅速に国際緊急援助隊を派遣し、邦人を含む被災者の捜索・救助活動を実施するとともに、ニュージーランド赤十字社に対して 50 万ドルの緊急無償資金協力を行い、ニュージーランドへの協力を実施した。

太平洋島嶼国・地域とは、初めて太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し、第5回太平洋・島サミットのフォローアップを行った。さらに、活発な要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を進化させた。

	の友好協力関係を進化させた。		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針 演説 要の (主なもの)	I - 1 - 1 ①第 177 回国会施政方針演説 ②第 177 回国会外交演説 ③第 176 回国会所信表明演説 ④第 174 回国会所信表明演説 ⑤第 174 回国会外交演説 I - 1 - 2 ①第 65 回国連総会一般討論演説 ②第 176 回国会所信表明演説 ③第 177 回国会施政方針演説	10月1日	④(外交・安全保障政策の考え方)部分 ⑤(各国・地域との関係強化)部分 ①「北朝鮮の核及びミサイル開発は、国際社会全体にとって脅威です。日本は、北朝鮮が累次の安保理決議や六者会合共同声明に従って具体的な行動を取ることを求めます。また、すべての加盟国

	[る用意があります。」
		 ②「北朝鮮については、拉致、核、ミサイルとい
		った諸懸案の包括的解決を図り、日朝平壌宣言に
		基づき、不幸な過去を清算し、国交正常化を追求
		します。拉致問題については、国の責任において、
		すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全
		力を尽くします。なお、北朝鮮の政治情勢につい
		ては,引き続き注視していきます。」
		③「北朝鮮に対しては、韓国哨戒艦沈没事件,延
		坪島砲撃事件やウラン濃縮活動といった挑発的行
		為を繰り返さないよう強く求める一方,日米韓の
		連携を強化していきます。我が国は、日朝平壌宣
		- 言に基づき,拉致,核,ミサイルといった諸懸案
		 の包括的解決を図るとともに,不幸な過去を清算
		し、国交正常化を追求します。拉致問題について
		は、国の責任において、すべての拉致被害者の一
		刻も早い帰国を実現するため、全力を尽くしま
		す。」
	1 ₩ # 00 #	1)
T 4 0	①平成 22 年	
I - 1 - 3	8月10日	008/10danwa. html
①菅総理談話	②平成 23 年	②「韓国とは、昨年の総理大臣談話を踏まえ、韓
②第 177 回国会施政方針演説	1月24日	国の意向を十分尊重しつつ、安全保障面を含めた
		協力関係を一層強化し、これからの百年を見据え
		た未来志向の関係を構築していきます。」
		①「両国がアジアにおいて、特に世界においても
	1 ₩ # 00 #	国際的な主要国として責任ある役割を分かち合
I - 1 - 4	①平成 23 年	う,そういう関係として,更に「戦略的互恵関係」
①菅総理(当時)の「外交に	1月20日	を深めてまいりたいと考えております。」
関する講演」	②平成 23 年	②「来年の日中国交正常化四十周年を控え、改め
②第 177 回国会施政方針演説	1月24日	て両国の長い交流の歴史を振り返り、幅広い分野
		での協力によって戦略的互恵関係を充実させるこ
		とが重要です。」
	①亚式 22 年	こり、主女 しょ。]
I - 1 - 5	①平成 23 年	
①第 177 回国会施政方針演説	1月24日	①(アジア大洋州諸国との関係強化)
②第 177 回国会外交演説	②平成 23 年	②(日本を取り巻く国際環境及び各国・地域との
	1月24日	関係強化)
I - 1 - 6	①平成 23 年	
①第 177 回国会施政方針演説	1月24日	①「ASEAN,豪州,インド等とも関係を深め,開か
②新経済成長戦略	②平成 22 年	れたネットワークを発展させていきます。」
_	6月 18 日閣	②第3章(3)「アジア経済戦略」他
③包括的経済連携に関する基本大利	議決定	③ 1. 「我が国を取り巻く環境と高いレベルの経
本方針	③平成 22 年	, 済連携推進」
'	L	

	11 月 9 日閣 議決定	3. (2)「人の移動」部分
I - 1 - 7 ①第 65 回国連総会における 菅総理大臣(当時)一般討論 演説 ②第 176 回国会所信表明演説 ③第 177 回国会施政方針演説 ④第 177 回国会外交演説	①平成 22 年 9月 24日 ②平成 10月成 23年 1月 24日 ④平成 23年 1月 24日	①「洪水被害に見舞われたパキスタンについても、国際緊急援助隊として自衛隊のヘリコプターを派遣しています。」 ②「アフガニスタン・パキスタン支援…など、国際社会が直面する課題へも日米が協力して対処することで一致しました。」 ③「昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。」 「・・・インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。」 ④「経済連携協定に関しては、昨年、インド及びペルーとの交渉を完了しました。」 「レアアースを含む鉱物資源については、菅政権発足以降、・・・インド・・・等との間で協力関係を強化することで一致しています。」 「アフガニスタン及びパキスタンの安定と復興
I — 1 — 8		は、我が国及び国際社会の最優先課題の一つです。 ・・・・パキスタンについては、昨年の洪水被害からの 復興を果たし、治安対策と経済改革の取組を加速 させるよう、支援を継続します。」 ①「ASEAN、豪州、インド等とも関係を深め、開か れたネットワークを発展させていきます。」 「包括的な経済連携を推進します。(中略)また、 豪州との交渉を迅速に進め、韓国、EU 及びモンゴ ルとの経済連携協定交渉の再開、立ち上げを目指 します。」
①第 177 回国会施政方針演説	①平成 23 年	②「中国, 韓国, ロシア, さらには ASEAN 諸国,
②外交に関する講演「歴史の 分水嶺に立つ日本外交」	1月24日 ②平成23年	豪州,インド,そしてアメリカといったアジア太 平洋地域の国々の間での協力を,我が国としても
③第 176 回国会所信表明演説 ④小島嶼国開発ハイレベル会	1月20日 ③平成22年	積極的に推進する努力が必要だと考えておりま す。」
合開会式における菅総理大臣	10月1日	③「APEC 首脳会議では、米国、韓国、中国、ASEAN、
(当時)演説	④平成 22 年 0 日 24 日	豪州, ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄
	9月24日	を共有する環境を整備します。」 ④「日本は、1997年以来、過去5回の太平洋・島サミットを主催しており、太平洋島嶼国の国造りに向けた自助努力を支援してきました。2012年に予定している第6回サミットの準備として、来月に中間閣僚会合を東京にて開催する予定です。」

(注) 外務省における評価方式: 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:	平成 23 年 9 月	担当部局名:外務省北米局
	北米地域外交	政策体系上の位置付け
施策名		基本目標 I 地域別外交
	(政策評価書 87 頁)	┃ I -2 北米地域外交 ┃
	我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係	を更に推進すること。次の具体的施策
	より構成される。	
施策の概要	I -2-1 北米諸国との政治分野での協力推進	
	I - 2 - 2 北米諸国との経済分野での協力推進	
	I-2-3 米国との安全保障分野での協力推進	
	【評価結果の概要】	
	(総合的評価)	
	施策 I - 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。	」 ★★★☆
	I-2-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。	
	I − 2 − 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。 I − 2 − 3 「目標の達成に向けて進展があった。」	,」 ★★★☆ ★★★☆☆
	(施策の必要性)	
	1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について	
	(1)米国について	
	日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国	。日米同盟は,我が国の外交・安全保
	障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安	定と繁栄のための共有財産である。ま
	た,日米安保体制を中核とした日米同盟は,冷戦後も依然	として不安定な要素が存在するアジア
	太平洋地域において、日本及び同地域の平和と繁栄の礎と	して不可欠な役割を担っている。これ
	らの点に鑑みれば、我が国と米国が直面する共通の諸課題	について,両国政府間の緊密な連携を
施策に関する	一層強化することは必要不可欠である。	
歴 東 に 関 す る	(2) カナダについて	
一計 価 和来の 依 要と達成すべき	ア 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、	自由及び市場経済の推進といった共通
77 (III III Y ' \)		

要と達成すべき 目標等

の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を 一層強化する必要がある。

イ 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処す ることができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。

ウ 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の 下,我が国は,国際社会が直面する課題の解決に向けて,国際協調を進めつつ,積極的に取り組 んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等 において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。

2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

- ア 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟の深 化のために不可欠な要素の一つである。BRICS(ブラジル,ロシア,インド,中国,南アフリ カ)等の新興経済諸国が影響力を増している中で、日米両国が、世界をリードする先進技術等 を活かしつつ、世界経済の成長に向けて経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世 界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。
- 日米間の貿易・投資を促進することは、対日投資の拡大と、米国における日本企業の経済活

動を一層促進させる上で不可欠である。

- ウ 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、外務省が、総合的な外交政策の視点から、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟の深化の観点から不可欠である。 (2)カナダ
- ア カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっている。さらに、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。
- イ 我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきているが、経済関係については、その 潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実 現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、両国首脳レベルのイニ シアティブにより実施された共同研究の成果である日加共同研究報告書が、平成19年10月、 両国首脳に提出された。今後は、同報告書が提示する具体的な諸施策及び平成20年10月に改 正された「協力の優先分野」の実施・推進に関し、次官級経済協議・貿易投資対話等を引き続 き活用し、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。また、平成23年2月に日加EPAの可能性に関する共同研究を開始することで一致したことを受け、大震災からの復旧・復興を勘案しつつ、共同研究をできるだけ早く終了させる必要がある。

3 「米国との安全保障分野での協力推進」について

日本周辺地域においては、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発、韓国 哨 戒艦沈没事件や延 坪 島への砲撃等の挑発行為、中国の軍事力の増強など、安全保障環境が近年急速に厳しさを増して いる。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処で きない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の 下で我が国の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安 保体制を中核とする日米同盟を深化させていくことが重要である。

(施策の有効性)

1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

- ア オバマ政権との間でも、首脳・閣僚級の対話を通じて、経済面での日米協力は着実に進展した。例えば、平成22年11月の日米首脳会談においては、日米双方で「新たなイニシアティブに関するファクトシート」の文書を発出するとともに、この直前に我が国で閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」も踏まえ、日米二国間や環太平洋パートナーシップ(TPP)を含むアジア太平洋の貿易・投資等の自由化について協議を行っていくことで一致するなど、首脳・外相レベルで二国間経済関係や地域・国際的な経済課題について協議を行い、大きな成果を得た。
- イ 日米間の各種対話を通じて、両国間の経済関係は一層強化された。例えば、先述の「新たな イニシアティブに関するファクトシート」で立ち上げられた日米経済調和対話は、貿易円滑化、 ビジネス環境及び個別の問題への対応並びに共通の関心を有する地域の課題における連携推

進への取組を調和させるための協力を推進することによって、両国の経済成長に貢献すること を目指すものである。平成23年2月に一回目の課長級会合が開催された。

ウ 日米二国間における個別経済問題は、政治問題化する可能性もあり得る。個別経済問題への 対処は、経済問題が政治問題化することを未然に防ぎ、両国が安定的な経済関係を推進してい く上で極めて有効であった。

(2)カナダ

平成 19年 10月に終了した「日加経済枠組み共同研究」において、日加両国は EPA の可能性を再検討するとされているところ、平成 23年2月には、日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致し、これまで2度の共同研究会合が開催された。共同研究を開始するにあたり、日加次官級経済協議や日加貿易投資対話等を活用したが、これらの対話は、日加経済関係の協力推進、貿易・投資の拡大・促進に資するものとして極めて有意義であった。

3 「米国との安全保障分野での協力推進」について

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、(1)安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2)在日米軍再編等の着実な実施及び(3)日米地位協定についての取組を行うことが重要である。

また、在日米軍の施設・区域を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制を中核とする日米同盟の深化につながる。

(施策の効率性)

1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米・日加間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、また、様々なレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施したことにより、両国政府間の緊密な連携を一層強化することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、個別経済問題の政治問題化の回避や日米・日 加各種経済対話の実施を通じて、米国・カナダとの経済関係を円滑にマネージし、日米・日加経 済関係をより一層強固なものとすべく努めた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「米国との安全保障分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保に向けた成果を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国に関し、今後、日米両国の経済情勢の変化や国際経済での新たな展開を念頭に、日米間の 各種の経済対話等を活用しつつ、我が国の「新成長戦略」、「包括的経済連携に関する基本方針」 などを踏まえ、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協 力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下、平成19年10月まで実施した日加共同研究の結果を踏まえ、更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図り、日加EPAの共同研究の早期終了を含め個別の協力を強化していく。

3 「米国との安全保障分野での協力推進」について

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

(施策の目標)

我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること。

(目標の達成状況)

1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

評価の切り口 1:政府間(首脳,外相レベルを含む)での,共通の諸課題における協議・政策調整の実施

(1) 米国について

日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、二国間の課題のみならず、アジア太平洋地域情勢、グローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携が図られた。また、平成22年6月の菅政権発足以来、日米首脳は累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を21世紀にふさわしい形で、更に深化・発展させていくことで一致してきており、平成22年11月の横浜APECにおける日米首脳会談においては、平成23年の総理訪米の機会に、21世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示すことで一致した。

(2) カナダについて

種々の国際会議の機会をとらえ、日加首脳・外相会談を実施し、政治・平和・安全保障分野に関する新たな協力枠組みに合意するとともに、さらなる連携が確認された。

評価の切り口2:民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施及び米国の諸政策の決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招へい

(1) 在米日系人との交流

在米日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、国際交流基金との共同事業として在米日系人リーダー13名を招へいし、また、在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施。さらに、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者(いわゆる新 1世)を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」の若い世代(学生)8名を招へいし、日本人としてのアイデンティティ意識の増進及び対日理解の促進に寄与した。

(2)マンスフィールド研修計画

平成 21 年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁や民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、平成 22 年度は第 15 期生 5 名が研修を開始。

(3) 咸臨丸 150 周年

平成 22 (2010) 年は徳川幕府による遣米使節団の派遣から 150 周年の節目であり、ワシントン DC, ニューヨーク, サンフランシスコにおいて様々な記念行事が実施され、日米双方の国民の間で、長きに渡る日米交流の歴史への理解が深まるとともに、日米関係の重要性についての理解が

深まった。

(4) 日米外交官交流

平成 22 年度は、米国国務省職員 1名が外務省で勤務。また、外務省職員 1名を米国国務省に派遣。

評価の切り口3: 平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸 政策の決定に影響力を有する各界の人物の招へい

- (1) 第9回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」をオタワで開催。
- (2) 村田吉隆日加議員連盟共同議長(日本側)他がカナダを訪問し,加日友好議員連盟との間で会合を実施。
- (3) 在加日系人指導者5名を招へいし、我が国への理解を促進。

2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

評価の切り口1:米国との経済分野での協調の深化

- (1)施策を実施した結果、平成22年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、具体的には以下のような成果が得られた。
- (ア) 平成 22 年 11 月の首脳会談において、「新たなイニシアティブに関するファクトシート」を発出し、一環として、日米経済調和対話、イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話、日米クリーンエネルギー政策対話及びエネルギー・スマートコミュニティ・イニシアティブが立ち上げられた。
- (イ) 平成22年11月の首脳会談において、この直前に我が国で閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」も踏まえ、日米二国間やTPPを含むアジア太平洋の貿易・投資等の自由化について協議を行っていくことで一致した。
- (2) 個別通商問題への対応により、以下のような成果が見られた。
- (ア)米国産牛肉輸入問題については、米国から、我が国の輸入条件の国際獣疫事務局(OIE) 基準への整合等について累次の要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、科学的知見に 基づき食の安全を確保することが重要であるとの基本的立場を説明の上、協議を行ってきてい る。
- (イ) 郵政改革問題については、米国から、平成22年1月の日米外相会談で提起されるなど、 保険市場の自由化等について累次の要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、WTO協定 を始めとする国際約束との整合性を確保していくとの基本的立場を説明の上、協議を行ってき ている。

評価の切り口2:カナダとの経済分野での協調の深化

施策を実施した結果, 平成 22 年度において, 日加両国の経済分野での協調は, 引き続き深化しており, 具体的には以下のような成果が得られた。

- (1) 平成22年11月の首脳会談において、日加間の経済連携につき前向きに取り組んでいくこと、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致し、平成19年10月に終了した「日加経済枠組み共同研究」において、日加両国はEPAの可能性を再検討するとされていたところ、平成23年2月には、日加EPAの可能性に関する共同研究を開始することで一致した。
- (2) 平成 22 年 11 月の首脳会談において、資源開発に関する連携を緊密化すること等につきー 致した。また、平成 22 年 6 月及び 11 月にヴァンローン国際貿易大臣が訪日し、二国間の経済

関係強化につき意見交換が行われた。

3 「米国との安全保障分野での協力推進」について

評価の切り口1: 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の進展

弾道ミサイル防衛(BMD)分野について米側の協力の下、イージス艦「きりしま」による発射 試験に成功するなど、日米協力に具体的な進展が見られた。さらに、在沖縄海兵隊のグアムへの 移転に係る協定に基づいて真水資金移転に関する交換公文に署名した。

評価の切り口2:在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展

新たな HNS 特別協定の署名,米軍機の訓練移転の拡充についての日米合同委員会合意等,進展 が図られた。

	が図られた。		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関方と関係が関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	I-2-1 ①第 177 回国会施政方針演説 ②第 177 回国会外交演説	①年日②年日 23 年日 - 1 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	①「日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジアならず、世界に大文を全保障、経済、そして文を会議を主に、大統領の共有財産を主に、大統領の三本柱を中心に、これを踏まれた。これを踏まれた。これを踏まれた。これを踏まれた。これを踏まれた。これをできれる。これを踏まれた。これをは、世界の平和を牽引する。は、世界の平和を牽引する。は、世界の平がならのは、世界ののも強が、のためのとは、とのが、のためのは、日米は、中学のののののののののののでは、日本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
	1		 ①「既に,オバマ大統領とは,安全保障,経済,
	② 管総理(当時) 外交に関す		そして文化・人材交流の三本柱を中心に、日米
	る講演「歴史の分水嶺に立つ日		同盟を深化させることで一致しています。」
	本外交」		②「日米同盟は安全保障面だけではありません。

_	2 — 3 177 回国会施政方針演説 177 回国会外交演説	日 ホテル)	経済、さらには人材・文化の交流を含めたさまざまな面での深化を更に進めていくことが必要であります。」 ①「米国海兵隊のグアム移転計画を着実に実施し、米軍施設・区域の返還、訓練の県外移転をさいては、昨年五月の日米合意を踏まえ、沖縄の皆様に誠心誠意説明し、理解を求めながら、危険性の一刻も早い除去に向け、最優先で取り組みます。」 ②「我が国をめぐる安全保障環境が厳しさを増すまず。まが国は、安保分野における同盟深化協議のおります。」 ②「我が国をめぐる安全保障環境が厳しきを増すた。当ないまなが国は、まず、一昨年の政権交代時の経緯や沖縄県への米軍施設での場合によりませる。
			ますが、同時に、沖縄の負担の軽減にも全力を 挙げて取り組み、沖縄の皆様の御理解を得られ るよう誠心誠意努力します。」

(注) 外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:平成23年9月 担当部局名:外務省中南米局

	中南米地域外交	政策体系上の位置付け	
施策名		基本目標 I 地域別外交	
	(政策評価書 117 頁)	│ I − 3 中南米地域外交	
	中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い	い交流の増進を通じた協力関係を構築	
16 66 a 100 75	すること。次の具体的施策より構成される。		
施策の概要 	I - 3 - 1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化		
	I - 3 - 2 南米諸国との協力及び交流強化		
	【評価結果の概要】		
	(総合的評価)		

施策 I-3 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 $\star\star\star\star\star$ 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★☆ I - 3 - 11 - 3 - 2「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★☆

(施策の必要性)

「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

中南米地域は、メキシコ・ブラジル等の新興国を中心に 5.7 億人の人口、豊富な資源・エネル ギーを背景に高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されており、我が国にとって、EPA や投資協定、官民連携した市場開拓等経済関係の強化を図ることが重要。また、33 か国が地域国 際機関等を軸にまとまっており、国際社会において一定の影響力を有している。我が国が、グロ 一バルな課題に取り組む上で中南米地域と協力関係を強化することは重要。

2 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米は、世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我 が国と共有する地域であり、同地域の各国とは二国間及び国際場裡において伝統的に友好協力関 係を構築してきている。この外交資産を維持・強化し、かつ、積極的に活かしていくことが必要 である。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的に補完関係に あり、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要である。さらに、南米諸国出身の在日外国 人は40万人近くにのぼり、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となってい る。

評価結果の概 要と達成すべき 目標等

施策に関する

(施策の有効性)

「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流の強化のためには、EPA その他の枠組みを通 じた経済関係の活性化.首脳・外相レベルから実務家・有識者まで幅広いレベルでの人物交流及 び文化交流を進めること、二国間政策対話の継続、また、地域国際機関等との関係の強化や多国 間フォーラムへの積極的参加が有効。

たとえば、コロン大統領が訪日し、その後山花外務大臣政務官(当時)が訪問したグアテマラ は、東日本大震災発生後、日本への支援を中南米でいち早く行った国の一つとなっており、ハイ レベルの人物交流により二国間関係を強化し、目に見える形で成果が得られた好例といえる。

特に国際場裡での協力強化のためには、地域ブロックとして発言力を増してきている SICA や カリブ共同体等地域国際機関との協力強化が効果的。

2 「南米諸国との協力及び交流強化」について

(1) 法的枠組みの整備や対話等を通じた経済関係強化の取組が経済関係の再活性化には不可

欠。

- (2) 気候変動等の国際社会の課題に係る我が国の取組等への支持・協力を得ることが国際場裡 での協力強化と同義。
- (3) 南米諸国出身の在日外国人を巡る問題への対応は、我が国と南米諸国との経済関係の強化 や相互理解の進展を側面から促進。

(施策の効率性)

1 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、中南米地域・中米・カリブ諸国との関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

- (1) メキシコとの間では、経済関係をより強化するため、平成 20 年 9 月以降行われてきた日メキシコ EPA の再協議において、TV会議等を活用し協議を加速させることで、平成 23 年 2 月に実質合意に至ることができた。また、国連総会、APEC 等のマルチの会合の際に、効果的に大統領、外相等と二国間会談を実現し、限られた予算の中で要人との交流を着実に行った。
- (2) 中米・カリブ諸国との関係では、副大臣、政務官が2度の出張で中米4か国、カリブ2か 国を訪問した。少ない予算で効率的に近隣国を訪問し、各国との関係強化を図ることがで きた。
- (3) また、カリコム 13 か国の外相を日本に招待し、日・カリコム外相会議を主催し、その際、参加したすべての国と二国間会談を実施することで効率的にカリブ諸国との関係強化を図ることができた。
- 2 「南米諸国との協力及び交流強化」について

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、EPA や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化に加え、ハイレベルの要人往来、各種二国間政策協議、法的枠組みの構築・運用、在日外国人問題対策等において施策が進展し、成果があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

1 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

メキシコとの関係では、日メキシコ EPA 再協議の実質合意を条約の改正の形とすべく協議を継続し、経済関係を更に強化する。また、平成 22 年 2 月の両国首脳の共同声明に基づき、気候変動問題等国際的課題への対処における協力関係の深化・拡大、交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米諸国等との関係では、平成 22 年度に延期となった日本・中米「対話と協力」フォーラムや日・中米経済交流促進ワーキングチームを通じた中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための施策の検討と事業の実施を目指す。カリコム諸国との関係では第 2 回日・カリコム外相会議の成果の着実なフォローアップを行う。また、引き続き、招へい、二国間会談及び政策対話の実施等、ハイレベルの交流・対話の継続に努め、二国間関係のみならず、気候変動問題等国際的な課題への対処における協力関係を発展させる。また、FEALACにおいては、日本が同フォーラムで特にイニシアティブをとっている環境ビジネスの分野等でのアジア中南米両地域間の交流強化に努める。

これら個別の事業を確実に行うことで、メキシコ、中米・カリブ諸国との協力及び関係強化を

目指す。

2 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の再活性化の加速、国際場裡での更なる関係強化、相互理解の一層の進展を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

(施策の目標)

中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること。

(目標の達成状況)

1 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

評価の切り口1: EPA等の枠組み、経済関係強化の対話の強化

メキシコとの間で、平成 20 年9 月以降行ってきた EPA 再協議の実質合意を達成した。また、中米との間で経済交流促進のための対話を進めた。

評価の切り口2:環境問題を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化

気候変動分野において、COP16 議長国であるメキシコとの間でハイレベルでの政策対話の実施、中米・カリブ諸国等との間ではハイレベルの要人往来や日・カリコム外相会議の主催により日本の立場への支持の取り付けを行った。

評価の切り口3:要人往来の実績と成果,交流関係の具体的な進展

メキシコとの関係では2度の外相会談、カルデロン大統領の訪日、山花外務大臣政務官(当時)の訪問が実現し、気候変動問題、周年の機会を活用した交流強化等の分野において、協力関係の具体的な進展を得ることができた。中米・カリブ諸国との関係では、武正外務副大臣(当時)及び山花外務大臣政務官(当時)の訪問が実現し、また、カリブ諸国(8か国)の外相が訪日した。キューバとの間では二国間政策対話、グアテマラ大統領訪日、皇族訪問(コスタリカ)が実現した。また、FEALAC やカリコムの枠組みで中米・カリブ23 か国のうち13 か国の若手外交官を訪日招待した。

評価の切り口4:多国間フォーラム・地域国際機関との関係強化

日・カリコム外相会議の 10 年ぶりの開催、カリコム諸国の若手外交官招待等を通じカリコムとの関係が強化された。SICA との関係では、第 14 回日本・中米「対話と協力」フォーラムが東日本大震災の影響により延期となり、当初の予定を達成できなかった。FEALAC との関係では、高級事務レベル会合(SOM)への積極的参加、若手外交官招待を通じアジア・中南米の交流強化に貢献した。OAS との間では選挙監視において連携して活動した。

2 「南米諸国との協力及び交流強化」について

評価の切り口1:南米諸国との経済関係強化の進展

日ペルーEPA の交渉完了及び日コロンビア投資協定の実質合意等を通じ、南米諸国との経済関係強化のための法的枠組みが一層整備されつつある。また、ボリビアとの間でリチウム開発に係る言及を含む共同声明に署名したほか、ブラジルの高速鉄道計画における我が国新幹線技術の導入に向けた働きかけや南米諸国における地上デジタルテレビ放送日本方式採用に向けた働きかけ等を実施した。その結果、特に地上デジタルテレビ放送については、平成 22 年度にはパラグ

アイ(6月),ボリビア(7月)及びウルグアイ(12月)が日本方式を採用した。

評価の切り口2: 南米諸国との国際場裡における協力の強化

コレア・エクアドル大統領(9月)、ガルシア・ペル一大統領(11月)、ピニェラ・チリ大統領(11月)、モラレス・ボリビア大統領(12月)の訪日をはじめとし、チリ外務大臣(4月、11月)、エクアドル外務大臣(9月、コレア大統領に同行)の訪日及び国際会議の際に実施したブラジル外務大臣(9月)、コロンビア外務大臣(9月)との会談等各種対話の機会を捉え、様々なレベルで、環境・気候変動、国連・安保理改革、北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行い、協力関係が強化された。

評価の切り口3: 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展

逃亡犯罪人問題, 我が国での就労や子弟の教育をめぐる問題, 社会保障問題等の課題に対し, 国内関係省庁, 地方自治体, 関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。ブラジル人逃亡犯罪 人については, 引き続き, 「不処罰は許さない」との観点から, 同国政府に対し国外犯処罰規定 の適用要請を行っているほか, 第3回司法分野作業部会を実施し, 関係省庁とともにブラジル側 関係者と両国の法制度等の理解を深め, 今後の両国間の連携可能性について議論した。また, 日・ ブラジル社会保障協定の署名が行われた。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 2 2 2 2 EX MAT 1997CO E E10 13424 OCC		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
関係する施政 方針演説等内	I - 3 - 1 ①第 176 回国会所信表明演説 ②第 177 回国会外交演説	年 10 月 1日	①「私が議長を務める APEC 首脳会議では、・・・アジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備します。架け橋として、EPA・FTA が重要です。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易の構築を目指します。」 ②「・・・中南米・・・各地域の新興国へのトップセールスを自ら先頭に立ってやります。」	
閣の重要政策(主なもの)	I - 3 - 2 ①第 177 回国会施政方針演説 ②第 177 回国会外交演説	①平成 23 年 1 月 24 日 ②平成 23 年 1 月 24 日	①「ことしは、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。」「また、国際社会で存在感を高めるブラジル、メキシコなど新興国を初めとする中南米諸国とは、資源開発を含む経済分野を中心に関係を深めていきます。」 ②「国際社会で存在感を飛躍的に増大させているブラジル、メキシコ等の新興国をはじめとする中南米諸国との間でも更に連携・協調を深めていきます。」	

(注)外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:	平成 23 年 9 月	担当部局名:外務省欧州局
	欧州地域外交	政策体系上の位置付け
施策名		基本目標 I 地域別外交 I - 4 欧州地域外交
	(政策評価書 135 頁)	1 一 4 一 区外中地域外交
	基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国、主要	要機関との総合的な関係強化及びロシ
	ア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を進展・	強化すること。次の具体的施策より構
	成される。	
施策の概要	I - 4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化	
	I - 4 - 2 西欧及び中·東欧諸国との間での二国間及び国	国際場裡における協力の推進
	I - 4 - 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広	い分野における日露関係の進展
	I - 4 - 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	
	【評価結果の概要】	
	(総合的評価)	
	施策 I − 4 「目標の達成に向けて進展があった。」 オ	***
	I-4-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
	I − 4 − 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 I − 4 − 3 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	
	I-4-3 「目標の達成に向けて	
	(施策の必要性)	
	1 「欧州地域との総合的な関係強化」について	
	我が国と欧州地域とは、民主主義、法の支配及び人権と	いった基本的価値を共有し、国際社会
	の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーで	ある。また、世界経済や気候変動、安
	全保障の問題をはじめとする地球規模の課題の解決を目打	皆すに当たり連携・協力が不可欠であ
	り,欧州の各国及び主要機関と幅広い分野における重層的	な対話や交流により共通の認識を醸成
15 55 1 - BB L 7	していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネ	ットワークの構築に向け包括的な関係
施策に関する	強化を図ることが極めて重要である。	
評価結果の概	2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場核	里における協力の推進」について
要と達成すべき	(1) P5 (国連安保理常任理事国の5か国), G8のメ	ンバーである英国,フランス,G8の
目標等 	メンバーであるドイツ,イタリアは,国際的課題の解決	に向けて積極的な外交を展開するとと
	もに、国際世論形成等において強力な発言力を有している。	る。また,その他の EU 諸国も,EU の
	一員として,国際社会に一定の影響力を有している。	
	(2)EU加盟国をはじめとする欧州諸国と我が国は、民主	主義,法の支配及び人権といった基本
	 的価値を共有するパートナーである。我が国が,国際社:	会の平和と繁栄,またグローバルな課
	- 題の解決に貢献するためには,これらの諸国と緊密な二[国間関係を構築し,国際場裡において
	さらなる協力を行うことが不可欠である。	
	3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野	における日露関係の進展」について

27

域の安定と繁栄にとって極めて重要である。

アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中、日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとして ふさわしい関係の構築に向けてあらゆる分野で協力と連携を深めることは、両国の戦略的利益に 合致する。また戦後 65 年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決 して平和条約を締結することは、日露両国の戦略的利益に合致するのみならず、アジア太平洋地

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、中東の結節点にあり、ロシア、中国などの重要諸国と隣接する地政学上大変重要な位置を占めている。この地域が民主化や市場経済化などの価値観を共有しつつ域外諸国とも協力して自立的に発展することは国際社会の安定にとり重要であり、我が国は域内諸国の民主化、市場経済化に向けての努力を引き続き支援すべきである。特に、同地域の安定はアフガニスタンの安定とも密接に関わっており、地域一体としての安定と繁栄のためにも我が国が域内各国との良好な関係を維持しつつ中央アジア地域内の協力を促進することは極めて重要である。また、同地域は豊富なエネルギー資源を擁し、その供給先の多角化を望んでいるところ、我が国がこれに応える施策を進めることは、我が国とこの地域の双方にとって有益となり得る。

(施策の有効性)

- 1 「欧州地域との総合的な関係強化」について
 - 施策の有効性は以下、(1)~(5)のとおり。
- (1) 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間での協力を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。
- (2) 安全保障分野における欧州との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における 責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で大きな意義を有する。
- (3) 租税条約、社会保障協定及び税関相互支援協定は、日欧間の投資や人の移動を促進し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。また、刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。
- (4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築し、 様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠 である。
- (5) 欧州青年招へいと高校生交流等を通じて欧州地域との草の根交流を実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。
- 2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について 欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のため には、要人往来をはじめとする様々なレベルにおける対話を継続・促進するとともに、国際社会 の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民 の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。
- 3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について 政治対話、平和条約交渉、国際場裡における協力、貿易経済分野における協力、防衛・治安分 野における協力、文化・国民間交流の進展等の分野において着実に協力を進めることが有効であ る。
- 4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について
- (1) 中央アジア・コーカサス諸国との関係を一層強化し、国際社会における問題や地球規模の諸課題に対する連携を強化するためには、首脳レベルを含めた様々なレベルの政治対話を継続・促進するとともに、経済界とのビジネス交流、学術界との知的対話などの人的交流を活発に展開し、官民一体となった関係強化に努めることが有効である。

(2) 我が国の政策目標の実現のためには、中央アジアの域内協力の促進が不可欠であり、そのためには「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われたテロ・麻薬対策、貧困削減、インフラ整備などの重点項目における地域内協力を進め、同時に同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話の実施とともにビジネス振興、知的対話、文化・人的交流等を着実に実施することが効果的である。

(施策の効率性)

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

不要不急の出張を取り止めるとともに、現地出張に代えてのテレビ会議の活用や、他の用務と日程を調整した上での出張を行うことにより旅費の節約に努めた。また、セミナーの開催においては、シンクタンクとの共催形式により費用対効果の高い施策に努めた。さらに、企画競争を実施することにより、同額の予算内でより質の高い事業を実施し、草の根交流においては、平成22年度の招へいに係る予算が全体として削減される中において、航空賃やレセプション費用等の招へいにかかる経費の節約を行った。

このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

限られた資源の中、省内の関係各課や関係団体(周年事業や要人等訪日時)と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について 厳しい外部要因、限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で、幅広い分野での日露関 係の進展を一層進めることができた。

特に、平和条約問題については、3回の首脳会談、3回の外相会談実施等を含め、時宜をとらえた活発な政治対話を行った結果、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで日露双方が一致した。但し、領土問題については、ロシア側が強硬な姿勢を強めており、満足できる成果が上がっていない。

また、領土問題解決に向けた環境整備については、限られた予算及び人的資源の中で、北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し、多くの事業を円滑に実施した。

さらに、貿易経済分野における協力の推進に関しても、他省庁、地方公共団体、民間企業等の 積極的な参加を得ながら種々の事業を実施し、ロシア政府への働きかけを行った。その結果、日 本の製造業企業のロシアへの進出が見られたほか、「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問 会議」や「貿易経済に関する日露政府間委員会第9回会合」等の会議が開催された。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用するのに加え、省内関係各課、他省庁、関係機関、民間企業、有識者などとも連携しながら中央アジア・コーカサス諸国との関係強化をはかり、要人の訪日や政務協議など種々の事業を実施することができた。このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

- 1 「欧州地域との総合的な関係強化」について
- (1) 欧州地域との政治面での対話と具体的な協力を継続・進展させる。

- (2) 安全保障分野においては、グローバルな安全保障上の課題の解決と我が国を含む東アジアの安全保障環境に関する認識共有のため、あらゆるレベルでの政策対話及び具体的協力を継続・進展させる。
- (3) 法的枠組みの整備においては、引き続き条約・協定の早期締結・発効に向け交渉を継続・実施する。
- (4) 青少年招へい、高校生交流による草の根交流は、行政事業レビュー・事業仕分け等の結果 も踏まえ見直しを行う。
- (5) アジア・欧州間の協力においては、調整国の一つとして ASEM の各種会合の成功に貢献し、 関連する国際会議や各種専門家会合等への積極的な参加や、アジア欧州財団(ASEF)との協力 を引き続き行っていく。
- 2 「西欧及び中·東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について 引き続き、我が国と中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡 における緊密な連携を一層強化すべく努める。
- 3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について アジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、政治、経済、文化、 国際場裡での協力等あらゆる分野において協力と連携を深めていく。また、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針にのっとり、強い意思をもって平和条約交渉を行っていく。
- 4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

双方向の要人往来を含めた様々なレベルでの政治対話を引き続き実現させるとともに、様々な機会を捉えて人的交流を促進し、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係の強化を図る。「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける「行動計画」等を着実に実施することで、中央アジア地域との協力関係をより強固なものとする。特に、資源・エネルギー分野を中心に、中央アジア・コーカサス諸国における貿易投資環境の整備に向け協力し、同諸国に進出する日本企業の活動を支援する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国、主要機関との総合的な関係強化及びロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を進展・強化すること。

(目標の達成状況)

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

評価の切り口1:欧州地域との総合的な対話・協力の進展

以下のとおり、欧州地域との対話・協力が強化され、目標の達成に向けて寄与した。

- (1) EUとの関係では、平成22年4月の第19回日・EU定期首脳協議で、具体的協力案件として、アフガニスタン支援、ソマリア沖、アデン湾の海上航行の安全及び地域の安定のための海賊対策における連携等を確認した。また、合同ハイレベル・グループの中で日・EU関係を包括的に強化するための具体的方途について検討した。この他、日・EU外相協議、日・EU政務局長協議など、様々なレベルと広範な分野で、着実に政治対話を実施した。
- (2) NATO との関係では、7月の高級事務レベル協議の開催、NATO の新戦略概念の策定に向けたプロセスへの積極的な関与、11月の NATO 首脳会合の際のアフガニスタン会合への参加のほか、NATO 加盟国国会議員の訪日に際しての政務レベルでの意見交換等を通じて、NATO との対話

を強化した。具体的な協力に関しては、アフガニスタンにおける NATO・PRT (地方復興チーム) と連携した経済協力が着実に進展しているほか、NATO の基金を通じて、アフガニスタン国軍の 医療施設や医療に関する活動への支援を実施した。また、NATO・PfP (平和のためのパートナーシップ) 信託基金に対する拠出を通じグルジアにおける爆発物処理チームの教育・訓練プロジェクトへの協力等を行った。

- (3) OSCE との関係では、12 月の OSCE 首脳会合に参加し、東アジアの安全保障環境等について発信したほか、5月の OSCE 韓国共催会議及び12 月の OSCE トロイカとアジアパートナー国との会合に参加し、欧州とアジアの安全保障等に関して幅広く議論し、パートナー国を含む OSCE 加盟国との政策対話を進展させた。その他各種会合にも積極的に関与し、経済・環境委員会にIT技術の専門家を派遣したほか、拠出金を通じてキルギス共和国における憲法・選挙改革に関する支援を実施した。さらに、キルギス、モルドバ及びベラルーシへの OSCE 選挙監視団に我が国より要員を派遣し、協力関係を強化した。
- (4) 欧州評議会(CoE) との関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、様々な会合に積極的に参加した。また、10 月にクロアチアにて開催された南東欧地域やコーカサス地域の国々における政治、経済、文化分野の次世代指導者育成を目的とする政治研究スクールに対する支援を行った。
- (5) アジア・欧州間の対話・協力においては、平成22年10月にブリュッセルで開催された第8回 ASEM 首脳会合に参加し、世界経済ガバナンス、環境・気候変動やテロ対策等のグローバルな課題、イラン・北朝鮮の核問題、その他両地域共通の課題に関し、有意義な意見交換を行うとともに、アジア・欧州間のコンセンサスの形成に貢献した。また、同首脳会合の準備プロセスとしての全体高級実務者会合に出席し、首脳会合の成功に向けてASEM 諸国との連携・協力の強化を図った。さらに、アジア側調整国の一つとして調整国会合等に出席し、主導的な立場で議論に貢献した。

評価の切り口2:欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展

以下のとおり、欧州各国との法的枠組み構築に関する協議が進展し、目標の達成に向けて寄与 した。

- (1) 社会保障協定については、アイルランド及びスペインとの社会保障協定がそれぞれ平成22年12月に発効した。また、スイスとの間では同年10月に協定の署名を行ったほか、ハンガリー(同年10月)、ルクセンブルク(平成23年2月)との間で政府間交渉を実施し(ルクセンブルクとは、同交渉会合にて実質合意に達した。)、オーストリア、スウェーデン、スロバキアとの間では当局間協議を実施した。
- (2) 租税条約(協定)については、ベルギー及びルクセンブルクとの租税条約改定議定書の国会審議がそれぞれ行われ、衆参両院にてそれらの締結につき承認された。また、バミューダとの間の租税協定について、平成22年7月に公文の交換を行い、翌8月に発効した。この他、ケイマンとの協定について平成23年2月に署名を行い、ガーンジー(平成23年1月)、マン島(平成23年3月)及びジャージー(平成23年3月)との間でも政府間交渉会合を開催し、協定の内容につき実質合意に至った。
- (3) 刑事共助条約(協定)については、EUとの刑事共助協定について平成22年12月に公文の交換を行い、平成23年1月に発効した。また、スイスとの刑事共助条約については、非公式な意見交換を実施するとともに、第3回予備協議の開催に向け調整を進めている。
- (4)税関相互支援協定については、スペインとの間で平成22年7月から正式交渉を開始し、 平成23年2月に実質的な合意に達した。

評価の切り口3:人的ネットワーク構築の進展

以下の取組を通して、人的ネットワークの構築が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

- (1) 平成 23 年3月にハンガリー・ブタペストで「グローバルな世界における欧州とアジア」 をテーマとする日・EU共同シンポジウムを開催した。
- (2)「東アジア地域の安全保障環境~日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州3か国に 安全保障分野の専門家2名を派遣し、講演会や意見交換を通じて東アジアの安全保障環境等に ついて広く発信を行うとともに、研究者間の人脈を構築した。
- (3) 欧州地域 27 か国から青少年,高校生合計 99 名の招へいを行った。青年招へいにおいては、有識者による講義や経済施設・文化施設への訪問を通じ対日理解の増進を図った。また、高校生招へいでは、ホームステイを通じて草の根レベルでの親日家の育成に貢献した。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

評価の切り口1:総合的な対話の進展

サミットなど国際会議の際の、英国、フランス、ドイツ等との首脳会談・外相会談、外務大臣のドイツ訪問(平成22年9月)、外務副大臣のスイス、ポルトガル訪問(平成22年11月)、英国、オランダ、ドイツ、イタリア訪問(平成23年1月)、や外国要人の訪日(ヤヌコーヴィチ・ウクライナ大統領やサルコジ仏大統領など首脳(8件)、外相(へ一グ英外相やヴェスターヴェレ独外相など7件)の訪日といった要人往来や、政府関係者による政務協議や有識者等の往来等、様々なレベルでの対話を進展させた。また、南東欧諸国から実務者を招き開催した防災ワークショップ(平成22年12月)、「GUAM+日本」防災ワークショップ(平成23年3月)等、地域的枠組みとの対話・協力を実施し、欧州諸国との間で重層的な協議・政策調整を進めることができた。

評価の切り口2: 共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展

首脳・外相会談(計 15 か国との間で実施)や事務レベルの政務・経済協議の機会を捉え、世界的な経済・金融問題への対応、気候変動問題への取組、核軍縮・不拡散、アフガニスタン支援、国連安保理改革といった国際社会が直面している共通の諸課題や、日 EU 間の経済連携協定締結の可能性について協議を行い、多くの国と政策のすり合わせを行い、あるいは我が国の立場に対する支持を得ることができた。

評価の切り口3:人的、知的交流、民間交流の維持・促進

様々な招へい枠組みを利用し、各国において影響力のある人物等を個別及びグループで訪日招待し、対日理解推進を目的としたプログラムの実施を通じて、将来の親日家育成を目指した。また、環境分野の独若手専門家招へい等を実施したほか、日英 21 世紀委員会、日スペイン・シンポジウム、日バルト・セミナー、日墺 21 世紀委員会、日独フォーラム等を通じた知的交流の促進に積極的に取り組んだ。日ポルトガル修好 150 周年に際しては、伴野副大臣(当時)がポルトガルのポルト市で開催された記念行事「ジャパン・ウィーク」の開会式に出席するなど、様々なレベルでの交流を促進した。また日仏クラブ、日伊ビジネスグループ会合など各種ビジネスフォーラムの側面支援など、経済分野の民間交流の促進に努めた。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

評価の切り口1: 平和条約交渉の推進. 領土問題解決に向けた環境整備

平成 22 年度, 日露両国は, 北方領土問題について原則的な立場を主張し合いつつ, 協議を続

けた。平成22年後半以降,ロシア側は、択捉島における軍事演習(7月),9月2日を「第二次世界大戦終了の日」として記念日に制定する法改正、メドヴェージェフ大統領の国後島訪問(11月)等,日本側の立場と相容れない厳しい姿勢を明確に示した。こうした中、アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議の際の首脳会談(11月,於:横浜)では、菅総理(当時)から、大統領の国後島訪問は、我が国の立場そして日本国民の感情から受け入れられないとして抗議したのに対し、メドヴェージェフ大統領から、ロシア側の基本的立場を踏まえた発言があった。その一方で、両首脳は、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。さらに、平成23年2月にモスクワで、また3月にパリで開催されたG8外相会合の際に日露外相会談が行われ、両外相は、日露間の北方領土問題に関する立場の違いを確認しつつ、今後も静かな環境下で協議を継続していくことで一致した。

領土問題解決に向けた環境整備の面では、精力的に世論啓発事業を行った他、四島交流、自由 訪問、北方墓参や四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土 問題解決に向けた環境整備が進展した。また、四島を含む日露の隣接地域における防災協力、生 態系保全等の分野においても協力が進展している。

評価の切り口2: 政治対話の積極的な実施

平成 22 年度には首脳会談及び外相会談をそれぞれ3回ずつ実施したほか、2回のナルィシュキン大統領府長官の訪日、岡田外務大臣及び前原外務大臣(いずれも当時)とフリステンコ産業貿易大臣との会談等、活発な政治対話が行われた。また、日露外務次官間の戦略対話を平成 23 年3月に行い、日露双方が戦略的関心を有する重要な国際問題及び二国間関係等について意見交換を行った。

議会間,議員間交流の分野においても,平成22年度には日露双方あわせて延べ18名の国会議員及び連邦議会議員が相互に訪問し、その他にも、ヤロスラヴリ政策フォーラムへの鳩山前総理の出席や,閣僚レベルの接触等,重層的な対話が行われたことで日露両国の相互理解に寄与した。

評価の切り口3: 貿易経済分野における協力の推進

日露経済関係は、近年着実に拡大しつつあり、平成 21 年の世界金融経済危機の影響を脱しつつある。平成 22 年の日露間の貿易高は約 240 億ドルまで回復し、日本の製造業の進出も続いている。日露両政府は、極東・東シベリア地域における協力及びロシアの経済近代化に向けた協力に一致しており、特に後者について「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」を設立し、日露企業の幹部が集まり平成 22 年 11 月に第 1 回会合を横浜にて開催した。平成 23 年 2 月には、前原外務大臣(当時)とフリステンコ産業貿易大臣との間で「貿易経済に関する日露政府間委員会第 9 回会合」が行われ、日露間で優先的に取り組む分野・プロジェクトが特定されるとともに、こうしたプロジェクトを進めるために、平成 23 年中に日露経済円卓会議を実施することで一致した。

さらに、東日本大震災後には、セーチン副首相から、エネルギー分野における包括的な協力提 案の提示があり、今後日露間のエネルギー分野での協力を深めていくことになっている。

また、日露間の貿易・投資を促進するため、日本センターによる事業に加え、日露両国間で設置されている貿易投資促進機構の活動等を通じ、両国の企業の活動を支援した。

評価の切り口4: 国際場裡における協力の推進

北朝鮮の拉致, 核及びミサイル問題, またイランの核問題等の重要な国際問題につき, 首脳レベルを含め多様なレベルで精力的に協議を行った。アフガニスタンの問題については, 日露間で

同国の平和と安定に向けた対話を行った結果、両国で麻薬対策の共同プロジェクトを実施することで一致し、平成23年2月に行われた日露外相会談では、本件協力が具体化していることに関し、日露間の国際舞台での協力の実質的第一歩として成功を収めていることを歓迎した。

評価の切り口5: 防衛・治安分野における協力

部隊間交流や各種会議・シンポジウムが実施される等, 防衛分野での交流が行われた他, 治安 当局間においても, 海上保安庁とロシア国境警備隊との間で活発な交流が行われた。

また、平成22年11月の日露外相会談では、日露刑事共助条約(平成21年5月署名)の批准書の交換を行い、同条約は平成23年2月11日に発効した。

更に、平成 23 年 1 月の「第 2 回日米露三極有識者会合」では、日米露の 3 か国の有識者が集い、アジア太平洋地域における安全保障上の諸課題に対処していくための協力の可能性について議論が行われた。

評価の切り口6:人的交流・文化交流の推進

両国間の相互理解の促進及び相手国をよく知る人材の育成は、将来の日露関係発展の基礎として重要である。平成22年度には、ロシアにおける生け花展示会、着物講習会、日本のポップカルチャー紹介事業や、日本におけるロシア文化フェスティバル等の文化交流事業を通じ両国間の相互理解の促進が図られた。また、両国間で拡大することにつき意見の一致を見ている日露青年交流事業の枠組みで、約400人の両国の青年が様々な分野で交流を行った。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

評価の切り口1:各国との対話・交流等の進展

ハイレベルの訪日(ウズベキスタン大統領、ウズベキスタン副首相兼外相、カザフスタン国務 長官兼外相、グルジア外相、ウズベキスタン上院議長、カザフスタン下院議長)、我が国要人の 訪問(菅財務相(当時)のウズベキスタン訪問、岡田外務大臣(当時)のカザフスタン、ウズベ キスタン訪問)、コーカサス諸国との政務協議実施等により、我が国と中央アジア・コーカサス 諸国との相互理解が深まり協力関係が強化された。

評価の切り口2:「中央アジア+日本」対話の進展

8月, タシケントで「中央アジア+日本」対話・第3回外相会合が開催され, 岡田外務大臣(当時) と中央アジア諸国外相との間で地域内協力の促進に向けた有意義な意見交換が行われ, この枠組みを通じた協力の有用性が確認された。会合では平成24年に東京で第4回外相会合を開催することが合意されており, 同会合の開催に向け平成23年に東京で同会合の高級実務者会合が開催される。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	I - 4 - 1	年 1 月 24 日	②「欧州は,基本的価値を共有するパートナーであり,英国,ドイツ,並びに本年のG8及び

I − 4 − 2 ・第 177 回国会外交演説	平成 23 年 1 月 24 日	「欧州は、基本的価値を共有するパートナーであり、英国、ドイツ、並びに本年のG8及びG20議長国であるフランスを始めとする欧州諸国や統合を深める欧州連合(EU)等と緊密に連携します。」
I - 4 - 3 ①第 174 回国会所信表明演説 ②第 177 回国会施政方針演説 ③第 177 回国会外交演説	①年日②年日③年日	①「日露関係については、政治と経済を車の両輪として進めつつ、最大の懸案である北方領力的に取り組みます。」 ②「の協力、そして、資源開発や近代化など経済の協力、そして、アジアとは、資源開発や近代地域及び北方の協力、そして、アジアとのは、北田題を解決して平和条約を締結するとあるとの関係では、最大の懸案はしていきます。」 ③「ロシアとの関係では、最大の懸察のは、最大の懸するいきます。」 ③「ロシアとの関係では、最大の懸察のは、おります。」 ③「ロシアとの関係では、最大の懸察のは、からいるの関係では、おりのによりのとます。」 ③「自生問題を解決すべく精力のに取りのようなものに、からいたいと考え方によっていたいと考え方によっていたいと考えがないたいと考えていたいと考えていたいと考えていたいと考えていたいと考えていたいと表し、と思いのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、はいいのでは、ないいのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは
I - 4 - 4 ・第 177 回国会外交演説	平成 23 年1月24日	「特にレアアースを含む鉱物資源については、 (中略)カザフスタン等との間で協力関係を強 化することで一致しています。今後も、官民連 携の下、多角的な資源外交を推進し、資源国と の間で協力関係を強化します。」

(注)外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省中東アフリカ局

	中東地域外交	政策体系上の位置付け			
施策名		基本目標 I 地域別外交 I - 5 中東地域外交			
	(政策評価書 169 頁)	1 0 1 2227			
	中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び	中東における我が国の国際的な発言力			
佐笠の畑西	を強化すること。次の具体的施策より構成される。				
施策の概要 I	I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ				
	I-5-2 中東諸国との関係の強化				
	【評価結果の概要】				
	(総合的評価)				
	佐生!	* * * * * *			

(施策の必要性)

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

テロの脅威をはじめ、中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は経済的に重要な課題である。加えて中東地域では、平成22(2010)年末から、大規模反政府デモが各国で発生し、チュニジア及びエジプトでは長期政権崩壊に発展した他、リビア、シリア、イエメンでは人道危機を生んでいる。このような中東地域の政情の安定化、中東和平問題、イラク及びアフガニスタンの安定と復興、イランの核問題は、中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいうべき問題であり、我が国としても外交活動を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

2 「中東諸国との関係の強化」について

我が国と中東諸国は、欧米諸国と中東地域のように歴史的な負の遺産が存在せず、概ね伝統的に良好な関係を保ってきた一方、地理的な事情もあり、相互理解の面でより一層の発展が望める余地がある。また、我が国が積極的に関与せんとする中東和平問題やアフガニスタン復興等において積極的な関与をするに際しては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした背景の下、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。

エネルギーの確保は我が国にとって死活的に重要な課題であり、この分野における中東諸国の 重要性は当面減じることはない。また、震災以降、エネルギーの安定供給の観点から同地域の重 要性は一層高まっており、同地域との関係は中長期的視点で考える必要がある。また、先の第2 回日本・アラブ経済フォーラムで示されたとおり、我が国の産業育成・教育・科学技術等の面で の協力に対する中東諸国の期待は高く、我が国の進める経済外交の観点からも、中東諸国との重 層的な関係強化が必要である。

(施策の有効性)

- 1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について
- (1) 我が国は、中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、 中東和平の実現に向け、①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②自立したパ

レスチナ国家を建設するための実施、③信頼醸成の三つの措置を組み合わせた取組を行うことが有効である。

- (2) イラクの治安状況は改善しているが、政治プロセス及び復興の進展は国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で引き続き効果の高い支援を行ってきている。
- (3) アフガニスタンにおいては、治安、開発、ガバナンス等の課題が山積しており、それぞれの分野において、アフガン政府及び軍事・民生支援を実施している国際社会と連携し、アフガン政府の能力強化を図っていくことが有効である。
- (4) イランの核問題については、様々な分野における重層的な対話の継続を通じてイランに対し、安保理決議の遵守、IAEA との協力、信頼醸成に向けた措置を促すことが有効である。
- (5) チュニジア及びエジプトでの民主的な体制への移行については、国際的支援体制が整えられつつあり、また、リビアを始めとする各国の騒乱についても、国際的に緊密な連携を図る枠組みが形成されている。

2 「中東諸国との関係の強化」について

- (1)様々な分野、また、様々な層における派遣・招へい事業やセミナー・フォーラムの開催は、 我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我 が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させ、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡 大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。
- (2) 要人往来や各種ミッションの派遣・受入、また、官民にまたがる経済フォーラムの実施等を通じた我が国と中東諸国の幅広い関係構築、協力関係の強化、さらに経済関係条約等の枠組み造りを行っていくこと、先方が特に高い期待を有し、我が国の得意とする科学技術の振興、教育、人造りの分野で具体的な協力を進めることはより重層的な関係を構築する上で有効である。

(施策の効率性)

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

- (1)限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、要人往訪の際に各種の会談や講演会を組み合わせることにより、スケジュールの合理化に努めた。また、今般の中東地域での政情不安に際しては、当事者に冷静な対処を呼びかける等の外務大臣談話等を効率的に発出した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標(特に小目標)の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。ODAによる支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。
- (3) アフガニスタンについては、厳しい治安情勢の中、支援を実施することは容易ではないが、 重要性が特に高い施策に資源を投入するように努めた。具体的には、平成 22 年度当初予算において 78.45 億円を実施済みであり、また平成 22 年度第二次補正予算において①アフガニスタン 自身の治安能力の向上、②再統合支援、③持続的・自立的発展のための支援を柱として、約 507 億円を拠出した。
- (4) イランの核問題については、重層的な対話を基盤とした良好な関係を維持しつつ、ハイレベルからの働きかけを行うことが効率的であり、これまで、政治、軍縮、人権、領事等の分野における事務レベルの対話を着実に実施してきている。

2 「中東諸国との関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、既存の事業の見直し(具体的には下記のとおり。)の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【既存事業の見直し例】

- ・イスラエル・パレスチナ合同青年招へいの招へい人数を8人から6人に削減
- ・日アラブ女性交流開催頻度の削減(派遣・招聘事業を同一年度内に開催していたところ、各年で派遣と招へいを交互に実施)
- ・イスラム世界との文明間対話セミナーを従来型事業としては平成 21 年度限りとし、また、 日アラブ対話フォーラムも平成 20 年度限りとして見直し

(反映の方向性)

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

- (1) チュニジア, エジプトに端を発した民衆運動は, 中東情勢が大きく動く歴史的変革期に入っていることを示す。これを我が国のみならず, 世界の安定と発展のために導いていくためには, 各国政府による政治, 経済, 社会改革が不可欠である。現在各国政府が進める改革努力を注視しつつ, 改革のための支援を国際社会と協力して実施していく考え。また, リビアを始めとする戦闘, 騒乱が発生している国への対応においては, 国連, G8を含め, 国際社会と連携していく。
- (2) 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が必要である。両当事者の交渉再開に向け国際社会とともに環境作りを行うとともに、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける考え。また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、支援を継続する。
- (3) イラクの安定と復興のため効果的な支援を実施し、二国間の経済・ビジネス関係を強化していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。
- (4) アフガニスタンの安定と復興のため、平成 21 年 11 月に発表した対アフガニスタン支援策に基づき、支援を実施していく。
- (5) イランの核問題の解決に向けた EU3+3とイランの協議の再開及び双方の信頼醸成に向け、イランとの良好な関係を活用し、独自の働きかけを継続していく。

2 「中東諸国との関係の強化」について

- (1)対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的な観点から、事業のあり方を随時見直しつつ継続していく必要がある。特に、平成 22 年度は、中東地域の重要性が高まる一方、同地域における政変、我が国の震災により、実施が見送られた事業もあり、今後はより一層積極的に取り組む必要がある。
- (2) 経済関係条約は引き続き早期の締結に努めるとともに、我が国の進める経済外交の観点から、合同委員会やフォーラム等の枠組み等を活用し、経済関係強化の支援や人造り協力を継続していく。また、震災を受けての防災や原子力安全面の協力における我が国の知見・技術の共有、中東地域の平和的な民主的体制への移行への後押しも今後の関係強化において重要な視点となる。

【達成すべき目標, 測定指標, 目標期間, 測定結果 等】

(施策の目標)

中東地域の平和と安定,経済的発展に貢献すること,及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること。

(目標の達成状況)

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

評価の切り口1:中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果

平成 22 年4月にリーベルマン・イスラエル副首相兼外相を我が国へ招へいし、鳩山総理大臣 (当時) との会談を実現した。会談では、間接交渉で成果を積み上げ、直接交渉を早期に再開することが重要であると考える我が国の立場を伝えた。また同年 11 月にはファイヤード・パレスチナ自治政府首相の訪日を実現させ、菅総理大臣(当時) との会談を行った。本招へいと同時に「中東和平についての我が国の立場」を表明した。我が国要人の往訪面では、平成 22 年8月、武正外務副大臣(当時) がイスラエル・パレスチナ・ヨルダンを訪問し、中東和平に影響力を有する各国・地域の指導者に働きかけを行った他、飯村政府代表(中東和平担当特使)を頻繁に現地に派遣し、政府としてハイレベルでの働きかけを行った。

対パレスチナ支援としては、平成 22 年7月には、パレスチナ国家建設支援のための日・パレスチナ・ハイレベル協議を行い、①中小企業支援、②農業、③観光、④地方自治、⑤財政健全化、⑥上下水道の整備、⑦母子保健の7分野での協力に注力していくことを決定した。「平和と繁栄の回廊」構想において、平成 22 年 10 月に、野菜市場・農産業団地間の道路事業か完工し、土地造成事業が開始された。また、パレスチナ自治政府の財政支援の観点から、同年 10 月に 15 億円、12 月に 10 億円のノンプロジェクト無償資金協力を実施した。

評価の切り口2: イラクの復興に向けた我が国の貢献

(1) 政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献

我が国は、50億ドルの ODA、67億ドルの債務救済、国民融和促進(セミナー開催)、監視団の派遣をはじめとする選挙支援、経済・ビジネス関係の強化(第1回イラク経済ミッションの派遣)等、積極的な取組を着実に実施してきた。

(2) 二国間関係の強化の状況

アルハッサン・ズィカール県知事が訪日し、我が国からは大畠経済産業大臣(当時)が訪問する等、二国間関係強化に向け積極的に取り組んだ。

評価の切り口3:アフガニスタンの復興に向けた我が国の貢献

平成 21 年 11 月に発表した、同年から概ね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策については、これまで「アフガニスタン自身の治安能力の向上のための支援」に約 3.5 億ドル、「元タリバーン末端兵士の再統合支援のための支援」に約 1.5 億ドル、アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援に約 4.9 億ドルの計約 10 億ドルの支援を着実に実施してきている。また、平成 22 年度補正予算では対アフガニスタン支援として総額約 506 億円を確保した。さらに、同年9 月に行われたアフガニスタン下院議会選挙には我が国から選挙監視団を派遣した。

(参考:「アフガニスタンに対する日本の支援パッケージの実施状況」

http://www.mofa.go.jo/mofaj/area/afganistan/the kabul conference1007/shien.html)

評価の切り口4:イランの核問題の平和・外交的解決に向けた我が国の取組

イランとの良好な関係を基盤とした働きかけとして、日・イラン外相会談を始めとし、イラン要人との会談の機会を捉え、イランの核問題に対する国際社会の懸念を伝達し、イランによる懸念払拭のための前向きな取組を促してきた(平成 18 (2006) 年以降の外相会談は 21 回に及ぶ(直接会談 9 回、電話会談 12 回))。また、政治、軍縮、人権、領事の分野における事務レベルの対話を着実に実施してきており、これらの対話を通じてイランに対して働きかけを行ってきた。

2 「中東諸国との関係の強化」について

評価の切り口1:中東・イスラム諸国との交流・対話の深化

平成22年10月に中東和平青年招へい、7月に日アラブ女性交流(招へい)、12月に第2回日本・アラブ経済フォーラム、平成23年3月にイスラム世界との未来への対話セミナーをそれぞれ実施した。これらの取組を通じ、官民を問わず我が国と中東・イスラム諸国との交流や対話、さらには経済界間の関係を深めることができた。

評価の切り口2: 中東情勢に関する我が国の立場に関する広報

中東情勢に関する大臣談話等を適時に発出するとともに、その内容をホームページ等を通じ積極的に発信し、我が国のメッセージを積極的に伝えた。また、中東アフリカ局長による記者懇談や、記者ブリーフ等により、我が国の中東政策に関して説明を行った。特に平成22年度は、中東・北アフリカ情勢の大きな変動が始まった時期であったが、目まぐるしく展開する情勢に合わせ、逐次我が国の立場の表明・広報を行った。

評価の切り口3: 産油国(特に GCC) を含む中東諸国との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

- (1) 平成22年11月にサウジアラビアとの間で租税条約に署名した他、同月、クウェートとの間の投資協定に関して基本合意に達する等、経済条約交渉に一定の進展が見られた。また、平成22年9月に日・カタール合同委員会を東京で開催する等、投資・エネルギー分野における、中東諸国との関係強化を進めることができた。
- (2) 初等教育分野での協力(アラブ首長国連邦(UAE) 及びカタールの日本人学校への現地人子弟受入), GCC 各国の教育関係者の本邦招へい・研修, 留学生受入(サウジアラビア及びカタール), 青年交流(サウジアラビア)等を実施し, 中東各国との関係強化に役立てた。
- (3) 9月,日ヨルダン原子力協定に署名した。また、トルコでの大型経済案件について、様々な協議を行った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	I - 5 - 1 ①第 176 回国会所信表明演説 ②第 177 回国会施政方針演説	①平成 22 年 10 月 1 日 ②平成 23 年 1 月 24 日	①「また、アフガニスタン・パキスタン支援、イランの核問題・・・国際社会が直面する課題へも日米が協力して対処することで一致をいたしました。」 ②「環境問題、保健・教育分野での・・・、包括的な中東和平、テロ対策やPKOを含む平和維持、平和構築にも、各国と連携して取り組みます。」

•	,	 	,
	I - 5 - 2		
	特に言及なし。		

(注)外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:	平成 23 年 9 月 担	当部局名:外務省アフリカ審議官組織				
	アフリカ地域外交	政策体系上の位置付け				
施策名		基本目標Ⅰ 地域別外交				
	(政策評価書 189 頁)	I −6 アフリカ地域外交				
	アフリカ開発の促進,アフリカ地域外交を通じた国際社会	での我が国のリーダーシップ強化,及				
## ~ ## *	びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化するこ	と。次の具体的施策より構成される。				
施策の概要 	I - 6 - 1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたア	フリカ開発の推進				
	I-6-2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対ア	フリカ政策に関する広報の推進				
	【評価結果の概要】					
	(総合的評価)					
	施策 I - 6 「目標の達成に向けて相当な進展があった	-				
	┃ I − 6 − 1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。 ┃ I − 6 − 2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。					
	1 0 2 日保の足別に同じて旧当る足版がありた。					
	(施策の必要性)					
	1 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカト	開発の推進」について				
	(1)アフリカにおける貧困削減や経済社会開発,平和と	安定等は国際社会全体の課題であり,				
	我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。一方、これら					
	アフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、我が国自身の取組に加え、様々な援助主					
	体間の一致した努力が不可欠である。我が国は主要援助国の一つとして、TICAD プロセスを通じ					
	た独自の役割を果たすと共に、アフリカ問題を取り扱う主	要なフォーラムであるG 8 プロセスや				
	国連等への積極的な参加及び各国との協議を通じて、国際	社会の協調的取組を主導し、促進する				
	立場にある。					
	(2)約 10 億人の人口を擁するアフリカは,豊富な天然	資源を背景に、近年好調な経済成長を				
施策に関する	達成するなど,潜在的成長可能性が高い地域である。依然	として残る紛争や,MDGs 達成が困難視				
	される等,懸念は残っているものの,我が国がアフリカの 					
要と達成すべき						
│目標等 │	(3)アフリカは国連加盟国の4分の1以上を占める 54 <i>t</i>					
	を擁する。我が国が、TICAD プロセスを基軸とした対アフ					
	との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国	際社会の平和と安定のためより積極的 				
	な役割を果たしていく上で極めて重要である。 	7				
	2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ					
	(1)アフリカには国連加盟国の4分の1以上を占める 5					
	いてアフリカ諸国の支持・協力を得ることは非常に重要で					
	あり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留ま・ 					
	持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交に 					
	についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する (a) ##が図が溶出な対スコリカ形等を##し進りていくす。					
	(2)我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくた 					
	持が不可欠である。従って,日本国内においてアフリカの アフリカへの関心をより高い水準に引き上げ,維持してい					
	/ / //// W/房心であり同い小牛に切さ上り,離付してい 	- 、ここ <i>川・紀安 この</i> で。				

「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

(施策の有効性)

- (1) アフリカ諸国が抱える課題及び必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方, 我が国単独 で山積する諸課題を解決すること及び膨大な支援ニーズを満たすことは困難であるところ, 他の 援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。
- (2) アフリカ開発に携わる関係者は、54のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー(我が国を含むドナー国及びアジア諸国、地域・国際機関等)及び NGO 等、多岐にわたっている。TICAD プロセスは、これら関係者を包含し、各関係者間で緊密に連携を図りつつ、包括的なアフリカ開発支援策を打ち出すプロセスである。
- (3) アフリカ開発及びアフリカの平和・安定は累次のG8サミットや国連等で重要な議題の一つとなっており、我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G8プロセスや国連等 多国間の枠組みを利用することが効果的である。
- (4) 新興援助国が国際的な援助ルールに則らずにアフリカ支援を行うことは、上記の援助主体間の協調の効果を大きく減殺する。新興援助国と協議を重ね、これら諸国が援助の国際的枠組みに参加するよう強く働きかけていくことは、上記協調の枠組みを維持していく上で効果的である。
- 2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について
- (1) 地理的に遠く、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、 公的な各種招へい・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。
- (2) 我が国から政治レベルの要人及び民間企業関係者等がアフリカを訪問する際には、先方において首脳・閣僚級の応対を受けることも多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。また、TICADIVフォローアップの過程で、引き続き我が国要人や民間企業関係者がアフリカ諸国を訪問することによって、アフリカにおける我が国の存在感を維持することができる。
- (3) アフリカを巡る内外の状況は大きく変化しつつある一方、我が国国民がアフリカに関する正確な情報に触れる機会は乏しく、またアフリカに対する関心も相対的に低い状態にとどまっている。アフリカに対する理解・関心を高めるためには、各種メディア等を通じてアフリカの現状と我が国の取組について正確な情報を積極的に広報し、様々な切り口から我が国国民の関心を広く喚起していくことが有効である。

(施策の効率性)

1 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のとおり施策が進展した。このように、 投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

- (1) アフリカ開発に携わる関係者は、54のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー(我が国を含むドナー国、地域・国際機関等)及び NGO 等、多岐にわたっている。こうした多数の関係者を包含する TICAD プロセスを通じ、アフリカ開発にかかる議論を効率的に行い、支援策を維持・強化することができた。
- (2) また、TICAD フォローアップの過程におけるアフリカ側との各種調整について、在京アフリカ外交団及び共催者との協議の場を定期的に設けることにより、進捗状況や課題の共有が可能となり、アフリカの声、開発パートナーの声を効果的かつ効率的に反映することができた。
- (3) 平成 22 年5月のタンザニアにおける第2回閣僚級フォローアップ会合では、岡田外務大臣(当時)が共同議長を務め、TICADIVの公約実行に向けた決意とともに、インフラ、MDGs、気候変動分野での具体的な協力について表明した。
- (4)各国・機関との協力については、日米、日 EU、日印との対アフリカ政策協議を実施したほか、平成 22年 12月、中国、韓国との間で対アフリカ政策に関する三国間政策協議の第3回協議

をソウルで行い、課題の共有や対アフリカ協力の方向性につき議論を深めた。

2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、各種招へいや交流事業を組み合わせて重点的 にアフリカからの人物交流を行ったことにより、充実した訪日プログラムが実現でき、日本国内 でのアフリカ広報、アフリカ諸国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。

また、TICADIVフォローアップの一環として8月下旬から9月初旬にかけて行った南部アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションでは、我が国官民より約60名が参加し、訪問国の政府要人との会談を多数持つなど、我が国の積極的な姿勢をアフリカ側に示すとともに、先方の高い関心を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

1 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

TICAD フォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、その時々のアフリカを取り巻く環境に 留意しつつ、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

TICADIV及びG8サミット等において表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に具体化しつつ、我が国の対アフリカ支援の方向性を今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G8プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を引き続き実施していく。

2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について 国民各層のアフリカに対する理解や関心を維持ないし更に増進するため、広報のタイミング、 ツール等に更に意を用いた活動を実施していく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付 けられた良好な関係の維持・増進に努めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した 対外広報を積極的に推進していく。

【達成すべき目標, 測定指標, 目標期間, 測定結果 等】

(施策の目標)

アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、 及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること。

(目標の達成状況)

1 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

評価の切り口1:「横浜行動計画」の実施状況、「TICAD フォローアップ・メカニズム」の運営状況

「横浜行動計画」については、平成 22 (2010) 年年次進捗報告書の通り、TICADIV フォローアップ中間年として引き続き順調な進捗がみられた。同計画の目標の内、平成 24 年までの対アフリカ 0DA の倍増については、平成 22 年に我が国がアフリカに供与した 0DA 総額が暫定値で 20.5 億ドルに達し、金額の上ではこの公約を達成した。また、対アフリカ民間投資の倍増支援については、平成 21 年までの5 か年の平均値が 42 億ドルとなり、現時点で目標の 34 億ドルを上回っている。また、平成 22 年8 月のピン・アフリカ連合(AU)委員長訪日の機会をとらえ、「日・AU協力強化に関する共同コミュニケ」を発出し AU委員会(AUC)の TICAD 共催者化を決定した。平成 23 年 1 月開催の在京アフリカ外交団(ADC)との意見交換の場である TAC(東京アフリカン・クラブ)会合には前原外務大臣(当時)が出席し、また、平成 23 年 3 月には AUC を迎えた初の

共催者運営委員会を開催した。これらの会合では、TICADIVフォローアップの進捗状況について報告するとともに、アフリカ各国や共催者等からの意見を聴取し、第3回閣僚級フォローアップ会合に向けた準備を進めた。

評価の切り口2:対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況

我が国は、平成 22 年 5 月の第 2 回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合においてとりまとめたアフリカの声を国際社会に向け発信した。このような我が国の取組もあり、続く 6 月のG 8 ムスコカ・サミットにおいて、G 8 とアフリカの首脳は、MDGs 目標の達成は共有された責任であり、更なる前進のために相互の説明責任に基づく戦略が必要不可欠であるとの点で一致した。このように、我が国はアフリカ側の声を国際社会に伝える役割を果たした。

評価の切り口3: その時々の状況に応じた支援の実施

平成 22 (2010) 年5月にタンザニアで開催した第2回フォローアップ会合において打ち出したインフラ、MDGs、気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については、PKO (国連平和維持活動) 訓練センター支援に加え、平成 23年1月に実施されたスーダン南部の分離独立の是非を問う住民投票に対し、国際社会に先駆ける形で約817万ドルの資金協力を実施したほか、PKO法 (国際平和協力法) に基づき住民投票監視団を15名派遣するなど、アフリカ各国において適時・適切な支援を実施した。

2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について **評価の切り口1**:日・アフリカ間の人物交流の実施

我が国要人のアフリカ訪問に関しては、平成 22 年5月の第2回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合出席等のため、岡田外務大臣(当時)がタンザニア、南アフリカを訪問した。これに加え、外務省政治レベルが AU 閣僚執行理事会に連続して出席した(松本外務副大臣(当時)(平成 23 年 1 月,於:エチオピア)、西村外務大臣政務官(当時)(平成 22 年 7 月,於:ウガンダ))。また、藤村外務副大臣、高橋経済産業大臣政務官(いずれも当時)を団長及び副団長とする南部アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションによる南アフリカ、アンゴラ、ナミビアの訪問(平成 22 年 8 月)、菊田外務大臣政務官(当時)によるモーリタニア、セネガル、マリ訪問(平成 23 年 1 月)、衆議院海賊対処及び国連平和協力活動等調査議員団一行(団長:石田勝之衆議院議員)によるスーダン、ジブチ訪問(平成 22 年 9 月)等、活発な要人訪問が実現した。これらの訪問は、現地メディアにも大きく取りあげられ、我が国のアフリカ重視の姿勢が高く評価された。こうした評価を背景に、アフリカ諸国は、国際場裡での我が国との協力を積極的に推進しており、アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢が強化された。

アフリカ諸国要人の訪日に関しても、ガーナ、ガボン、ボツワナ及びジブチの大統領が訪日したほか、ジャン・ピン AU 委員長の訪日時(平成 22 年8 月)には、「日・AU 協力強化に関する共同コミュニケ」を発出し、日 AU 関係が大きく増進した。

評価の切り口2:日本国内でのアフリカへの関心度合い

平成 22 (2010) 年6月から7月には、アフリカ大陸初のサッカーFIFA ワールドカップが南アにおいて開催され、「新しいアフリカ」を国際社会に印象づけた。外務省としても積極的にアフリカに関する情報発信に努め、特にワールドカップ期間を中心に、日本国内のメディアにおけるアフリカ関連特集の量も著しく増加した。また、ピン AU 委員長の訪日に合わせて、アフリカ統合をテーマとしたシンポジウムを開催するなど、要人往来の機会等を捉えた広報活動にも積極的に取り組み、アフリカへの関心を喚起した。さらに、アフリカの文化や歴史等を国民に幅広く紹

	介し、対アフリカ理解を促進することを目的に毎年開催している「アフリカン・フェスタ」を平成 22 年 6 月に横浜にて開催、約 21 万人の観客が訪れた。						
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)				
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	①第 65 回国連総会一般討論演説 ②第 177 回国会外交演説	①平成 22 年 9月 ②平成 23 年 1月 24日	①「MDGs の進展が遅れているアフリカへの支援強化は、国際社会の最優先課題の一つです。アフリカにおける MDGs 達成は、TICAD プロセスの重要な柱であり、日本は、保健、水・衛生、教育、食料等の分野で取組を強化しています。2012 年までのアフリカ向け ODA 倍増や民間投資倍増支援等の TICADIV の公約を着実に履行するべく、支援を継続・強化していきます。」②「経済成長の反面、紛争、貧困などに苦しむアフリカを支援するため、我が国は第四回アフリカ開発会議(TICADIV)での「アフリカ向けODA 倍増」等の公約を確実に実施し、この地域の開発と成長を後押しします。」				
	I - 6 - 2 特になし。						

(注)外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省総合外交政策局

	国際の平和と安定に対する取組	政策体系上の位置付け			
施策名		基本目標Ⅱ 分野別外交			
	(政策評価書 207 頁)	Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組			
	国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の	の確保に資すること。次の具体的施策より構成			
	される。				
	Ⅱ-1-1 中長期的かつ総合的な外交政策の企	画立案と対外発信			
┃ ┃ 施策の概要	Ⅱ - 1 - 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策				
心束の似女	Ⅱ-1-3 国際平和協力の拡充、体制の整備				
	Ⅱ - 1 - 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組				
II-1-5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の					
	Ⅱ-1-6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進				
	【評価結果の概要】				
	(総合的評価)				
	施策 II - 1 「目標の達成に向けて進展があっ	<i>t</i> =。」 ★★★☆☆			
	Ⅱ−1−1 「目標の達成に向けて進展があった	· -			
	Ⅱ - 1 - 2 「目標の達成に向けて進展があったⅢ - 1 - 3 「目標の達成に向けて進展があった				

(施策の必要性)

II - 1 - 5

II - 1 - 6

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

「目標の達成に向けて進展があった。」

「目標の達成に向けて進展があった。」

我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割が問われている中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画機能の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、さらに外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。

評価結果の概 要と達成すべき

施策に関する

目標等

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

Ⅱ-1-4 「目標の達成に向けて進展があった。」

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話や民間レベル(トラック2)の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における数少ない政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等の開催を通じ、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させる必要がある。

我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。なかでも、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において昨今多発急増している海賊は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、日本政府としての対応が必要となる課題と言える。

3 「国際平和協力の拡充,体制の整備」について

冷戦終結後,世界各地で紛争が多発し,平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連 PKO 等の要員数も増大するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連 PKO 等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連 PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

- (1)情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層大きな国際的脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。
- (2)テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の3点を中心に、粘り強い努力が必要である。
- (3) 国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所(UNODC)等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施(代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等)が必要である。
- 5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連は、世界の平和と繁栄を推進する上で、普遍性を有する唯一の国際機関である。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症などグローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠である。今日の国際社会を反映した、正統性を持つ国連の実現に向けて、我が国として、改革の議論を主導していくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1)人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。
- (2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、国民の人権の保護・促進の観点から、障害者権利条約(仮称)等の人権条約の締結を目指した取組、個人通報制度の受入れの是非についての検討、子の最善の利益の観点からハーグ条約の締結の可能性に

ついての検討を進める必要がある。

(3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

(施策の有効性)

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策の関わる、上位の基本目標(国民の安全の確保と繁栄を目指し、日本にとって望ましい 国際環境を確保すること)及び施策目標(国際の平和と安定に対する取組:国際の平和と安定に 寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること)を達成するためには、我が国が直面する諸課 題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化して対応する必要がある。 外部有識者との連携強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策 の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力 に推進するために重要である。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及び P-30 哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効と言える。これに加え、周辺国の海上保安能力の向上、さらには不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組が、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決のために重要な施策と言える。

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

国際平和協力法に基づく国連 PKO 等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的の達成に向け、着実に前進している。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

(1) テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、金融活動作業部会(FATF)等の国際枠組みに積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金洗浄対策等の分野で隙のない国際体制作りに貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安保理決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組みを整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りに資する。また、FATF等による相互審査や技術協力等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不十分な国に対して積極的な対策を促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

(2) 途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育成等を実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。

麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産(送り出し)、中継、需要(受入)国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上,望ましい国連の実現」について 国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、第2位の国連財政負担国として、 改革に向けて十分に我が国の意図が反映されるためには、我が国として主要国とも連携しつつ安 保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深 め、実現可能な案の作成を主導していくことが重要である。その観点から、国連における公式、 非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが 有効である。さらに、啓発や広報活動等を通じ、国内外の理解の促進を図ることも重要である。

邦人職員の増強に関しては、国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり(平成 14年:521 人 →平成 23年:765 人)、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

- 6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について
- (1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。他方で、各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮する必要もある。
- (2) そのため、我が国としては、国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。
- (3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるとともに、未締結の人権諸条約について必要な検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要である。
- (4)条約難民等に対して、各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋)を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、また既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、我が国としても国際的な難民問題に積極的に対応していく上で有効である。

(施策の効率性)

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、委託調査の実施や有識者・研究機関との会合の実施など、政策企画立案に関する施策、そして、大臣等による効果的なスピーチの実施や外交

青書の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展した。このように、本件施策において、投入資源に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入 資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

- (1) 安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における数少ない政府間対話と協力の場である ARF を活用しつつ、二国間の対話及び民間レベル(トラック2)の枠組みを重層的に用いたことにより同地域の平和と安定の確保のための信頼醸成促進という観点から進展があった。
- (2)ソマリア沖海賊の多発・急増により早期の対策が求められたという外的要因並びに自衛隊の派遣に必要となる諸般の調整、法案の提出や国会審議等への対応、我が国としての種々の貢献策の策定といった施策を、国際社会の他、我が国関係省庁、民間企業、有識者等とも連携しながら実施した。

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

国際平和協力に関する活動の全般については、限られた予算及び人的投入資源を効率的に活用し、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGOなど政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果をあげ、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G8の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。加えて、「日 ASEAN テロ対策対話」を活用し、積極的に協議・協力し、着実に日 ASEAN 間のテロ対策協力の具体化を進めてきている。同対話では、日 ASEAN 統合基金を活用して具体的プロジェクトを動かすなど、当該分野での地域協力を促進していく貴重な枠組みであると、ASEAN 各国より高く評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでおり、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国連改革や邦人職員の増強において、それぞれ以下のような進展が見られ施策が進展した。

(1) 安保理改革及びその他の国連改革

政府間交渉や様々な国際会議, 二国間首脳・外相会談の機会を捉え, 効率的に各国と議論を続け, 安保理改革に向けた機運を高めることに貢献した。また, 行財政面でも, 他の主要財政負担国との意見交換や連携を通じ, 国連が限られた予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう改革の推進を推し進めた。

(2) 邦人職員の増強

「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員 数ともに増加した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。また、事業実施にあたっては、競争入札を実施する等により、経費節約に努めた。事

業仕分けの提案を受け、国連政策に関する啓発・広報活動に従事する国連広報センター (UNIC) の経費削減に向けて取組を強化した。

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

人権理事会のレビューの議論において、我が国は一貫して人権理事会の「効果的・効率的」運営を確保するための議論を提起してきた。同様に、平成23(2011)年1月に新たに活動を開始した国連ジェンダー新機関(UN Women)に関し、その具体化に向けた協議の中で、我が国として「効果的・効率的」運営の重要性を繰り返し主張してきている。

さらに、人道支援の観点からは、特に難民認定申請者への支援について、近年の申請者数の急 増傾向を踏まえ、保護費支給に当たっての新たな基準を設ける等、適切な支援の実施に努めた。

このように、限られた予算や人的投入資源が効果的・効率的に使用されるよう努め、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き、強化に努めていく。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF において、優先的に取り組むべき5つの分野(テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動)等における協力推進に向けた貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話や民間レベル(トラック2)の枠組みを通じ、安全保障分野における協力関係を進展させる。

ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し(国際機関への拠出も含む)、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

- 3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について
- (1) 国連 PKO への協力は、国際社会の平和と安定への貢献の最も有効な手段の一つであるとの認識の下、更なる人的・物的貢献について検討していく。
- (2) 我が国の平和構築への取組を一層強化するため、引き続き平和構築人材育成事業を推進していく。
- 4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力 して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。

- 5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上,望ましい国連の実現」について 安保理改革や行財政改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けて、引き続きあらゆる国際会 議、二国間会談の機会を戦略的に活用し、また、改革の議論を主導していくべく、取組を推進す る。さらに、有識者やNGOとの連携促進、研究・諮問・啓発・広報活動等を積極的に実施し、我 が国の施策に対する内外の理解促進に取り組む。更に、国連等国際機関に勤務する邦人職員につ いて、より一層の増強を目指す。
- 6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について (1)平成23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、 人権理事会理事国として、実効性のある人権理事会の形成に向けて積極的に議論に参加する。

- また、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動や社会的 弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を引き続き支援していく。
- (2)人権状況に深刻な問題がある国については、(国連フォーラム等において国際社会と協調 しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに)二国間外交においても、積極的に、各国 の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。
- (3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるほか、障害者権利条約(仮称)の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討、ハーグ条約の締結の可能性についての検討を真剣に行う。
- (4) 難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる平成22(2010)年度からの第三国定住による難民の受入れ事業(パイロットケース)を、引き続ききめ細やかに実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

(施策の目標)

国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること。

(目標の達成状況)

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

評価の切り口 1:知見の蓄積を目的とした委託調査,会合の実施による外部有識者との連携強化 その時々の重要な国際的課題(平成22年度に取り上げたテーマ:「台頭する新興国と日本外交」, 「日米関係の今後の展開と日本の外交」,「アジア太平洋地域における各種統合の長期的な展望と 日本の外交」,「将来の国際情勢と日本の外交」)に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託,研究会の実施などを通じて,国内外の有識者・研究機関との有機的かつ積極的な連携が図られた。

故福田赳夫元総理の提唱により設立され、各国の元首経験者等がグローバルな課題につき議論 し政策提言することを目的とする会合(元老会議,通称「OB サミット」)が、平成 22 年度には「核 兵器廃絶に向けて」をテーマに広島で総会を開催(4月)し、政策提言として総会最終声明を提 出した。

さらに、外務省内において、外部有識者を招いた研究会を開催し、意見交換を行うなど、外部 有識者との積極的な連携強化を図った。

外交政策調査員を採用し、政策企画機能の強化の各種研究調査を実施した。

評価の切り口2: 対外発信事業の強化

政策スピーチへの取組を強化し、大臣等による発信効果の高いスピーチを作成し実施することができた。特に外務大臣の政策スピーチについては、中期的な計画に基づく戦略的な発信に重点を置いた。具体的には、第3回バリ民主主義フォーラムにおける前原外務大臣(当時)スピーチ「多様性の中の民主主義~アジアの特徴を力にして~」(平成22年12月9日)ではアジアにおける民主主義の深化の必要性について、また、米国のシンクタンクにおいて行った前原外務大臣(当時)スピーチ「アジア太平洋に新しい地平線を拓く」(平成23年1月6日)では日米両国がアジア太平洋で果たすべき役割について、さらに第177回国会における外交演説(平成23年1月24日)では外交全般について、それぞれ発信の狙いにあわせて、諸外国政府及び国内外の世論に向けて効果的に発信することができた。

また、外交青書の作成などを通じ、外交政策について積極的に対外発信を行った。平成22年 度当初には、平成21年の国際情勢と日本外交に関する平成22年版外交青書を国内外関係方面に 配布した。また、22 年度末にかけて作成した平成23 年版外交青書も国内外関係方面に製本次第配布予定である。外交青書全文は外務省ホームページで公開されているが、平均月50万件のアクセスがあることからも、適切な対外発信が実施できているといえる。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

評価の切り口1: ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア太平洋地域における安全保障面での数少ない政府間対話と協力の場である ARF では、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題(南シナ海情勢、朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等)を含め率直な意見交換を行う慣習が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置(年次安保概観の提出、各種会合の開催等)が実施されている。また、ARF として2回目となる災害救援をテーマとした実動演習を我が国とインドネシアの共催で実施するなど「対話から行動へ」の具体的な動きが見られている。平成23年2月には日本、インドネシア及びニュージーランドを共同議長として第3回海上安全保障会期間会合(ISM)を東京で開催するといった貢献を日本として行っている。

こうして ARF が着実に前進している中, 我が国は第 17 回閣僚会合を始めほぼすべての関連会合等に参加し, 特に,海上安全保障に関する会合については我が国が主催した。さらに, 日独, 日仏等の二国間の安全保障対話においては, アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項等について率直な意見交換を行った。こうした多国間及び二国間の取組を通じ地域安全保障が促進された。

評価の切り口2:ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行の確保

ソマリア沖海賊問題への対応については、平成21年6月に海賊対処法が成立し、「海賊行為」を我が国にとっての犯罪行為としてその処罰規定を設けるとともに、保護対象が我が国のみならずあらゆる国々の船舶に拡大された。平成22年7月、我が国政府は、海賊対処法(平成21年7月施行)に基づく海賊対処行動を平成23(2011)年7月23日まで1年間延長することを閣議決定した。海上自衛隊の護衛艦2隻は、平成23年3月末までに、累計232回の護衛活動で1,880隻の商船を護衛した。加えてP-30哨戒機(2機)は、434回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。

また、国際場裏においては、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に 出席・議論に積極的に参加した他、第4回コンタクトグループ会合では議長国を務める等、我が 国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めた。平成 22 年(暦年)におけるソマリ ア沖・アデン湾での海賊発生件数 219 件や乗っ取られた船舶数 49 隻は前年並みであったが、我 が国を含む国際社会及び商船業界の努力の結果、ソマリア沖・アデン湾における海賊発生件数に 対するアデン湾のみの発生割合は、平成 21 年には 54%(218 件のうち 117 件)、平成 22 年には 24% (219 件のうち 53 件)と大幅かつ着実に減少しており、アデン湾を航行する民間船舶の安全な航 行の確保に貢献することができた。

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

評価の切り口1:国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進

平成 22 年度は、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)(ゴラン高原)への司令部要員・輸送部隊の派遣、国連ネパール政治ミッション(UNMIN)への軍事監視要員の派遣、国連スーダン・ミッション(UNMIS)への司令部要員の派遣及び国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)への司令部要員・施設部隊の派遣に加え、以下の取組を新たに実施した。なお、平

成23年1月, 我が国は、UNMINの任務終了に伴い、同ミッションに派遣していた軍事監視要員を 撤収した。

- (1) 国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)に軍事連絡要員2名を派遣
- (2) MINUSTAHへの派遣に関し、実施業務に医療業務を追加
- (3) 国連待機制度に新たに司令部要員及び軍事監視要員を提供する用意がある旨を登録
- (4) 南部スーダンの分離独立を問う住民投票に 15 名から成る監視団を派遣

評価の切り口2:平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績

平和構築の現場で活躍できる人材の育成という観点からは、本研修の終了後、平和構築関連の 機関に就職できるかどうかが本事業の評価の重要な切り口の一つとなる。

これまで、同事業の日本人修了生の約9割は国連PKOミッション(UNMIS,国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)等)や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連開発計画 (UNDP)等)に就職しており、本事業が大きな成果を上げていることを示している。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

評価の切り口1:国際的なテロ対策協力の強化

二国間及び多国間のテロ対策協議を通じて協力が強化され、国際テロ対策の推進に貢献した。

評価の切り口2:途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化

我が国の安全と繁栄にとって重要な東南アジア太平洋地域を重点として, ODA を活用しつつ, 各種テロ対策関連セミナー開催, 研修員受入, 専門家派遣, 機材供与等, 対象国のテロ対処能力の向上を支援した。

評価の切り口3:国際組織犯罪対策における国際協力の進展

国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加,マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画,人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた社会経済開発支援・被害者保護事業を実施し,国際組織犯罪対策における国際協力に取り組んだ。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上,望ましい国連の実現」について **評価の切り口1**:安保理改革及びその他の国連改革の進展

平成 21 年 2 月に国連総会非公式本会議で安保理改革の政府間交渉が開始された。我が国はこの交渉の進展に中心的な役割を果たしている。また、同年 1 月からは加盟国中最多となる 10 回目の国連安保理非常任理事国の任期を務めた。平成 22 年 9 月及び平成 23 年 2 月には、安保理改革の早期実現のための政治的気運を高めることを狙いとして、安保理改革に関する G 4 (日本、ブラジル、ドイツ、インド)外相会合を開催した。こうした取組を通じて、国際社会での影響力を高め、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献できた。また、行財政分野においては、国連総会第 5 委員会での審議への積極的な参加を通じ、人的資源管理及び共通制度の改革等の進展に貢献した。

評価の切り口2:国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展

平成 22 年度は国連の活動及び我が国の国連政策に関して、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、メールマガジンの発信等様々な啓発、広報活動を行った。また、国連・マルチ外交研究会、安保理学界ネットワークの定期的な開催、国連機関の活動を評価する委託調査の実施、国連改革に関するパブリックフォーラム(テーマ:「グローバルな国連・教育プログラムの課題と可能性」)の開催等を通じて有識者や NGO との連携を一層深め、改革推進に向けて、関係者の理解促進に貢献した。

評価の切り口3:「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の推進及び国際機関における邦人職員数

(1) 国際機関における邦人職員数(国連システムにおける専門職以上。各年1月1日現在。単位:人)

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
計	610	642	671	676	698	708	736	765
うち幹部職員	59	60	58	61	58	65	67	77

詳細は、成果重視事業「国際機関邦人職員の増強」を参照。

(2) 空席情報メール配信サービス(国際機関における空席ポスト情報を毎月2回,電子メールで登録者に送信するサービス。毎回約300~400件の空席情報を提供。)における配信件数(月平均の1年分。単位:件)

平成 18 年 (暦年) 157,876 件

平成 19年(暦年) 178,773件

平成 20 年 (暦年) 198,118 件

平成 21 年 (暦年) 205,087 件

平成 22 年 (暦年) 198,883 件

(3) ロスター登録(国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々人に合致すると思われる空席ポストが公募された際に、応募を勧めるシステム)における登録件数(単位:人)

平成 18年 (月平均) 893 人

平成 19年 (月平均) 997人

平成 20年 (月平均) 1101 人

平成 21 年 (月平均) 1157 人

平成 22 年 (月平均) 1219 人

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

評価の切り口1:国際社会の人権の保護・促進

(1) 国際場裡

北朝鮮の人権状況について, 拉致問題を含め各種問題を提起(例:国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案を提案し, いずれも過去最多の賛成票を得て採択)。

また、カンボジアの人権状況改善に向けた取組を推進(例:人権理事会においてカンボジア人権状況決議案を提案し、全会一致で採択)。

上記に加え、分野別の取組を推進(例:国連総会及び人権理事会においてハンセン病差別撤廃 決議案を提案し、いずれも全会一致で採択。国連ジェンダー新機関(UN Women)の初代執行理事 国に立候補し、当選。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者(児童、女性、 障害者等)の権利の保護・促進を目的とした各種取組を支援)。

(2)二国間関係

日中人権対話,日イラン人権対話,日カンボジア人権対話を実施し、各国内の人権の保護・促進に向けた働きかけを実施。その他,日 EU 人権対話を実施した他、米国やスイス等と人権分野に関する意見交換を実施。

(3)主要人権条約の履行

児童の権利条約の政府報告審査に参加したほか、人種差別撤廃条約に係る委員会の最終見解に基づくフォローアップ情報を提出。我が国に新たに設置された UN Women 日本事務所との連携・協力等。

未締結の人権諸条約の締結の検討を推進(例:障害者権利条約(仮称)の締結に向けた検討, 個人通報制度の受入れの是非について検討(セミナーの開催等),国際的な子の奪取の民事面に 関する条約(ハーグ条約)の締結の可能性について検討(アンケートの実施等))。

評価の切り口2: 人道分野での取組(難民等への支援)

- (1) 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れを新たに開始(平成22(2010)年度は5家族計27名を受入れ)し、受入れ難民に対する定住支援等を行った。
- (2) 条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。

	援を実施した。					
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)			
	II - 1 - 1					
	特になし。					
			①「我が国はアジア太平洋地域において,米国			
			やアジア諸国と協力・連携しながら積極的に外			
	II - 1 - 2	①平成 23	交を展開し,地域の平和と繁栄に貢献します。」			
	①第 177 回国会外交演説	年1月24	「3月には, 地域の災害対応能力の向上のた			
	②第 177 回国会施政方針演説	日	め, ASEAN 地域フォーラム(ARF)災害救援実動			
		②平成 23	演習を共催します。」			
		年1月24	「海洋国家である我が国にとって, 海上航行の			
┃ 関係する施政		日	安全確保は重要な課題です。自衛隊等による海			
┃ ┃ 方 針 演説 等 内			賊対処行動やソマリア周辺国の海上保安能力			
閣の重要政策			向上に向けた支援を継続します。」			
(主なもの)			②「ASEAN,豪州,インド等とも関係を深め,開			
			かれたネットワークを発展させていきます。」			
		①平成 22				
	II - 1 - 3	年9月24	①「本年初め、未曾有の被害に見舞われたハイ			
	①第 65 回国連総会における菅総理	日	チにおいて,日本は現地の国連 PKO に自衛隊施			
	(当時)一般討論演説	②平成 22	設部隊を派遣しています。」「東ティモールにつ			
	②平成 23 年度以降に係る防衛計画	年12月17	いては、先般、国連 PKO への軍事連絡要員の派			
	の大綱	日閣議決	遣を決定したところです。日本は、今後も、国			
	③菅総理(当時)による外交に関す	定	連 PKO や災害救援活動に積極的に参加します。」			
	る講演「歴史の分水嶺に立つ日本外	③平成 23	②「我が国は、国連平和維持活動や、人道支援・			
	交」	年1月20	災害救援,海賊対処等の非伝統的安全保障問題			
	④第 177 回国会所信表明演説	日	への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善			
		④平成 23	するために国際社会が協力して行う活動によ			

	年1月24	リ積極的に取り組む。」
	日	③「民主党政権になって, 国連 PKO に対しても,
		そのルールの中で許されたものについては積
		極的に対応していきたいと考え、従来 50 人程
		度であった派遣人員も現在は380人を超える派
		遣の状況になっております。今後も開発援助等
		に加え、国連平和活動、さらにはソマリア沖を
		含めた海賊対処活動、災害救難活動などの分野
		で,我が国にふさわしい貢献を促進してまいり
		たいと思います。」
		④「PKO を含む平和維持・平和構築にも、各国
		と連携して取り組みます。」
	①平成 23	
	年1月24	①「テロ対策や PKO を含む平和維持, 平和構築
II - 1 - 4	日	にも,各国と連携して取組みます。」
①第 177 回国会所信表明演説	②平成 23	②「米国における同時多発テロから 10 年目を
②第 177 回国会外交演説	年1月24	迎える本年、テロ行為や組織犯罪の撲滅は引き
	日	続き国際社会全体の課題であり、我が国として
		も取組を継続します。」
Ⅱ - 1 - 5 ①第 177 回国会施政方針演説 ②第 177 回国会外交演説 ③第 65 回国連総会一般討論演説	①, ②平成23年1月24日3平成22年9月4日	①「国連改革、安保理改革も主導していきます。」 ②「国連が果たす役割を重視し、その実効性を高めるべく、国連の組織改革と機能強化に積極的に推進します。特に、安全保障理事会が今日の国際社会を反映した正統性を備えた機関となるよう、安保理改革の早期実現及び我が国の常任理事国入りを目指し、積極的に取り組みます。また、国連を含む国際機関の邦人職員の増強に努めます。」 ③「すべての加盟国は、国連の組織改革と機能強化を積極的に推進しなくてはなりません。」
Ⅱ - 1 - 6 ・第 177 回国会外交演説	平成 23 年 1月 24日	(人権人道分野について引き続き国連や二国間人権対話等の場を通じて働きかけること及び拉致問題を含む北朝鮮の人権侵害問題について国連を含む国際社会との一層の連携に努めること、を表明)。

(注)外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:平成23年9月 担当部局名:外務省軍縮不拡散•科学部 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 分野別外交 施策名 Ⅱ-2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 (政策評価書 255 頁) 北朝鮮やイラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくために は、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、核兵器に ついては,核兵器不拡散条約(NPT)体制の強化(2010年 NPT 運用検討会議に係る取組),国連総 会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた働きかけ、 国際原子力機関(IAEA)の保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行ってい る。また、生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC) 施策の概要 の普遍化等に貢献している。通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組 みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関 する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行っている。また、大量破壊兵器(WMD)等 の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの 強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献、セミナー等の開催によるアジ ア地域を中心とした働きかけ等を実施している。 【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★☆ (理由) 核軍縮・不拡散の分野においては、平成 22 (2010) 年 5 月の NPT 運用検討会議で合意された行 動計画を着実に実施するための核軍縮・不拡散に関する地域横断的グル―プ(NPDI)を我が国主導 で立ち上げるとともに、国連総会では我が国の核軍縮決議が過去最多の共同提案国を得て圧倒的 多数の支持によって採択された。また、被爆者等を非核特使として業務委嘱し核兵器使用の惨禍 の実相を伝達するなど、「核兵器のない世界」の実現に向けて我が国として大きな貢献を果たし た。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等 また、NPT、CTBT、BWC、IAEA 追加議定書等の軍縮・不拡散関連の国際的枠組みの普遍化に向けた働きかけを行うなど、国際社会が目標や達成手段を共有して協調的に施策に取り組むよう努力を行った。

さらに、平成22 (2010) 年6月に採択された国連安保理決議第1929号を含む大量破壊兵器等の不拡散に関する安保理決議を確実に履行するとともに、拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家会合を我が国として初めて主催し、韓国主催のPSI海上阻止訓練に護衛艦等を派遣して参加する等、大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組に大きく貢献した。

加えて、武器貿易条約(ATT)の準備委員会等における議論の進展、小型武器の非合法取引に係る国連総会決議の採択、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトが着実に進展した。

(施策の必要性)

大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、国際 社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策 の一つである。特に、唯一の戦争被爆国である我が国が、国際的な機運が高まる中、国民の悲願 である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を積極的かつ着実に積み重ねていくこ とは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するだけでなく、我が国を含む国際社会の平和と 安定に大きく貢献できるものである。また、現実に多くの人を殺傷するばかりでなく紛争後の復 興開発の阻害要因ともなっている、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・非合法な小型武器等 の通常兵器についても、安全保障のみならず人道や開発等の観点から、軍備管理・軍縮・不拡散 の取組が必要である。

(施策の有効性)

我が国を含む国際社会の平和と安全を維持できるよう、軍備管理・軍縮・不拡散の取組を進めていくためには、国際社会が目標や達成手段を共有して協調的に施策に取り組むことが何よりも 重要である。

例えば、一国が軍備管理や軍縮の取組に反して軍備拡張的な防衛政策をとり、あるいは、一国が不拡散の取組に反して拡散懸念国に大量破壊兵器等やその関連物資を提供すれば、かかる目的は全く達成されないことが容易に推察できることからも分かるように、軍備管理・軍縮・不拡散の取組は二国間ないし多国間の協調的行動があって初めて有効となるものであり、施策に掲げる国際的な枠組みに沿った取組を行うことは、数少ない有効な手段と言える。

(施策の効率性)

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、「評価結果」に列挙したような軍縮・不拡散体制の維持・強化に資する進展が見られた。このように、投入資源量に見合った、あるいはそれを上回る成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

軍備管理・軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続していく。

【達成すべき目標, 測定指標, 目標期間, 測定結果 等】

(施策の目標)

大量破壊兵器,ミサイル及び通常兵器への取組を通じ,我が国及び国際社会全体の平和と安全 を確保すること

(目標の達成状況)

評価の切り口: 軍縮・不拡散体制の維持・強化に対する我が国の貢献

平成 22 年度は、軍縮・不拡散体制の維持強化に関し、以下のとおり注目すべき進展があり、 我が国もその実現に積極的に貢献した。

(1) 核軍縮・不拡散の観点から、「核兵器のない世界」に向けて、我が国は、平成22年5月のNPT運用検討会議において、日豪共同提案(核軍縮・不拡散)、IAEA保障措置の強化、技術協力、軍縮・不拡散教育に関する4本の作業文書を提出し、各国から幅広い支持を得て、議論の基礎を提供した。また、同会議で10年ぶりに最終文書が採択されるよう岡田外務大臣(当時)のイニシアティブにより6か国の外相らと共に合意形成に向けた結束を呼びかける緊急閣僚声明を発出した。さらに、本会議の成果を踏まえ、国際的な議論を主導するため、日本とオーストラリアは、9月22日に核軍縮・不拡散に関する外相会合を開催し、地域横断的グループ(NPDI)を形成した。同会合の成果文書としてNPT運用検討会議での合意事項の着実な実施に貢献し、「核リスクの低い世界」に向けた現実的取組を進める決意を表明する外相共同声明を発表した。我が国は、

同グループにおいて、FMCT (カットオフ条約)の即時交渉開始や、核兵器国による核軍縮の報告フォーマット、軍縮・不拡散教育、IAEA 追加議定書の普遍化に向けた取組等でイニシアティブを発揮した。また、我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮決議案(平成 22 年度は、「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」)が過去最多の共同提案国と共に圧倒的多数の支持で採択された。

- (2) 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく、輸出管理レジーム等の場で、これらの国連安保理決議や国連安保理決議第 1540 号をはじめとする不拡散に関連した諸施策が着実に履行されるよう様々な取組を行った。また、二国間レベルの働きかけに加え、第7回アジア不拡散協議(ASTOP)や第18回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により、アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。その努力もあり、平成22年マレーシアは包括的な輸出管理を導入した。さらに、拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家会合を我が国として初めて主催したほか、韓国主催のPSI海上阻止訓練に護衛艦等を派遣して参加する等、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。
- (3) 生物・化学兵器については、機会を捉え、非締約国に対して BWC 及び CWC への加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、我が国は、知見を有する専門家をセミナーに派遣するなど、BWC 及び CWC の国内実施強化の促進に貢献した。また、化学兵器禁止機関(OPCW)による査察の滞りない受入れにより、我が国の CWC 履行に対する信頼醸成に努めた。
- (4) 通常兵器については、我が国は、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進に積極的に取り組んでおり、アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、早期に条約に加入するよう働きかけを行った。特に、クラスター弾に関する条約の第1回締約国会議においては、副議長を務めるとともに、普遍化セッションにおいて、議長を補佐する役割を担った。武器貿易条約(ATT)構想に関しては、平成24年の国連会議に向けて2回の準備委員会が開催されており、準備作業に貢献している。我が国が国連に決議案を提出し、採択された小型武器決議においては、政府専門家会合の開催が決定された。また、対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、小型武器に関連し、現場のプロジェクトへの支援を着実に進めた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政 (主なもの)	①第 177 回国会所信表明演説 ②第 177 回国会外交演説 ③民主党マニフェスト 2010	① 平成23年1月24日② 平成23年1月24日	①「私が協力をお願いした延べ二十六名の非核特使の皆様が、被爆体験を語るため世界各国を訪れています。唯一の被爆国として、核軍縮、核不拡散の重要性を引き続き訴えていきます。」 ②「核軍縮・不拡散分野については、2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の合意の着実な実施を促進するとともに、昨年立ち上げた「核軍縮・不拡散に関する外相会合」の活動を進め、核リスクの低減を通じた「核兵器のない世界」の実現に向けて国際社会の議論を主導します。また、来年の核セキュリティ・サミットに向け、主催国韓国や米国との協力を強化し、具体的取組を進めます。イランの核問題に

_	 	
		ついては、平和的・外交的解決を目指して、国
		際社会と連携しつつ、イランへの働きかけを継
		続します。」
		③「「核兵器のない世界」を実現するため、核
		兵器数の削減,核関連条約の早期実現,大量破
		壊兵器の不拡散に取り組むとともに, 北東アジ
		ア地域の非核化をめざします。」

(注)外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省軍縮不拡散•科学部

叶仙天心时朔.	一次 20 午 9 万	153000011100011000011000011000011000		
	原子力の平和的利用及び科学技術分野での	政策体系上の位置付け		
施策名	国際協力	基本目標 Ⅱ 分野別外交		
		Ⅱ-3 原子力の平和的利用及び科学技		
	(政策評価書 263 頁)	術分野での国際協力		
	原子力の平和的利用を適切に促進しつつ、国際的な研究・開発を推進・強化し、科学技術分野の			
佐笙の掘曲	国際協力を推進すること。次の具体的施策より構成される。			
施策の概要	Ⅱ - 3 - 1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進			
	Ⅱ −3−2 科学技術に係る国際協力の推進			
	【評価結果の概要】			
	(総合的評価)			
	施策Ⅱ-3 「目標の達成に向けて進展があった	:。」 ★★★☆☆		
	Ⅱ-3-1 「目標の達成に向けて進展があった	。」 ★★★☆☆		
	Ⅱ - 3 - 2 「目標の達成に向けて進展があった	。」 ★★★☆☆		
	(施策の必要性)			
	1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について 国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国			
	が出ている中で、原子力の平和的利用を推進するこ	とは、国際社会全体の課題であり、我が国は、		

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等 また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、 エネルギーの安定供給を図る観点から、不拡散上の業務を遵守しつつ、核物質の円滑な移転を確 保する必要がある。

福島第一原発の事故により、世界各国で原発の安全性に対する不安が高まっており、一部の国では原発停止の動きも見られるところ、我が国は、追加的な IAEA 安全基準の策定や原子力安全

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

原子力先進国としてこの課題に積極的に貢献する必要がある。

関連条約の強化を通じて国際社会で原子力安全向上に貢献する必要がある。

平成 20 年 5 月に総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」を総理及び関係大臣に意見具申して以来,平成 21 年 8 月の総合科学技術会議「科学技術外交戦略タスクフォース」による提言及び平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」において、科学技術外交を強化・推進することが求められている。また、宇宙分野に関しては、平成 22 年 5 月に宇宙分野の重点施策が決定され、「宇宙外交の推進」及び「国際的な対応が必要な課題(宇宙ゴミなど)への対応」が求められる中、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。

(施策の有効性)

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一部をなす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、原子力の平和的利用を推進し、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。原子力安全を向上させるためには、IAEA 安全基準の強化、IAEA 安全評価ミッションの拡充、原子力安全関連条約の強化等が有効である。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間協力及び多国間協力

を通じて集約し、国際的に科学技術協力の成果・リスク・コストを共有することが重要である。 したがって、外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施 等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。また、各国が 各種課題の解決に向け高い期待を寄せる我が国の科学技術を外交ツールとして活用することは、 我が国の国益増進にも資する。

(施策の効率性)

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、放射性物質輸送に関する関係国との意見調整、二国間原子力協定交渉の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術協力において、実際に協力案件を実施する独立行政法人等を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きい。このため、外務省としては「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、協議の枠組みの提供や協定交渉などで作業が重複しないように役割を分担するなど、限られた予算と人的資源を効率的に活用し、外交面で取り組むべき側面に特化するよう努めた。 その結果、前年度よりも多くの政策対話(国内開催3か国・機関(EU、米、ニュージーランド)、在外開催2か国(カナダ、オランダ))を実施し、スペイン、EUとの間でそれぞれ科学技術協力協定を新たに発効させ、科学技術先進国・地域との二国間協力を強化することができた。

(反映の方向性)

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

福島第一原発事故の収束、国際的な原子力安全の向上及び原子力の平和的利用を推進するための施策を企画立案し、実施する。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

省内外関係部局とも連携しつつ、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また、我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に引き続き取り組む。

【達成すべき目標. 測定指標. 目標期間. 測定結果 等】

(施策の目標)

原子力の平和的利用を適切に促進しつつ、国際的な研究・開発を推進・強化し、科学技術分野の国際協力を推進すること。

(目標の達成状況)

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

評価の切り口1:二国間協定の交渉・協議の進展

ョルダン、韓国、ベトナムとの間で原子力協定を署名したほか、アラブ首長国連邦との間で実質合意を達成し、トルコ、ブラジル、南アフリカとの間で交渉を実施した。具体的には、ヨルダンとの間では1回、韓国との間では5回、ベトナムとの間では3回の交渉を経て、原子力協定を署名した。

評価の切り口2:放射性物質の安全で円滑な輸送の実施

我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムは MOX 燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることとなっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠である。国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られており、平成22 年度における MOX 燃料の海上輸送は、安全かつ円滑に実施することができた。

評価の切り口3:核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施

既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の実施等の成果があった。

具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行ったが、これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続は、平成22年度は、240件以上(平成20年度は約200件、平成21年度は200件以上)にのぼった。

評価の切り口4:新たな原子力技術・制度のための国際協力の進展

国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)の下での各種会合が実施され、成果があった。我が国は世界有数の原子力技術先進国として原発新規導入国に対して国際協力を実施しており、各種会合での議論を通じて、我が国の国際協力のあり方に関する考えを各国と共有すると共に、我が国の協力のあり方について検討する上で有益であった。我が国は、先進的な原子力技術を有する国として、IFNEC等の国際協力を通じた我が国の協力のあり方の検討や、原子力利用にあたっては3Sの確保が重要であるとの認識を国際的に普及することが出来た。

具体的には平成22(2010)年11月、ヨルダンにおいて閣僚級会合(執行委員会)が開催され、共同声明が発出された。本共同声明の策定において我が国は主導的な役割を果たした。

また、同年6月、11月に運営委員会が、5月及び12月に基盤整備ワーキング・グループが、10月には核燃料サービス・ワーキング・グループがそれぞれ会合を開催し、今後の協力のあり方や課題について理解を深めることができた。特に10月の核燃料サービス・ワーキング・グループは我が国がホストを務め、新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力の進展について我が国の考え方を各国と共有することでき、有益な成果を得ることができた。

評価の切り口5:国際原子力安全協力等を通じた核セキュリティの強化

欧州復興開発銀行(EBRD)が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し、一定の成果があった。福島第一原子力発電所の原子力事故に係る国際的な業務に対処した(現在も継続中)。

国際的な核セキュリティ対策強化に関し、平成22年4月にワシントンにて開催された核セキュリティ・サミットにおいて鳩山総理(当時)が我が国の新たな4つの国際措置を発表するとともに、11月のオバマ米大統領訪日の際には、次回核セキュリティ・サミット(平成24(2012)年)の成功に貢献する観点から、日米核セキュリティ作業グループを設置する等、更なる活動強化に向けて一定の成果があった。また、米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GI)の関連活動に積極的に参加し、一定の成果があった。

評価の切り口6:非発電分野における原子力の平和利用に関する国際協力の実施

原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動(トレーニング・コースのホスト等)を実施した。我が国は、RCAにおいてリードカントリーを務める医療・健康分野(子宮頸がんの放射線治療分野)での事業の形成・実施計画の策定を行っており、平成22年度はプロジェクト全体として一定の成果があった。

評価の切りロ7:福島第一原発事故への対応

福島原発事故をめぐる状況について各国に迅速かつ正確に情報提供し、各国からの支援が国内関係機関にわたるよう調整するなど、適切に対応した。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

評価の切り口1:二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

平成22年度には、米国、ニュージーランド、カナダ、オランダ、EUとの間で政府間会合を実施して各種分野の協力について議論した。これにより、各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識が醸成され、また、個別の政府間の協力分野について更なる協力の推進を確認することができた。

評価の切り口2:イーター計画及びブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

平成22年7月、核融合炉の設計仕様、スケジュール、コストを定めた基本文書が関係機関間で合意され、イーター計画は本格的な建設期間に移行することとなった。また、平成22年7月に池田要初代機構長が勇退した後、本島修第2代機構長が就任し、我が国はイーター計画の準ホスト国として、イーター機構設立以来、機構長を輩出している。更にブローダー・アプローチ活動の円滑な推進に向け、我が国はブローダー・アプローチ協定下で実施されるプロジェクト計画についてEUと議論を継続した。

評価の切り口3:宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進

宇宙に関するルール策定において、我が国の利益確保及び我が国の知見を活かした議論への更なる貢献、宇宙先進国としての指導的地位の維持のために、COPUOS 本委員会の議長ポストを獲得する等目標を達成した。また、我が国の宇宙技術を活用して、アイスランドの火山噴火の際に人工衛星のデータを英国政府に提供し、また、チリ鉱山落盤事故の際に宇宙技術を活用した下着類や宇宙食をチリ政府へ提供する等、宇宙外交を推進した。

評価の切り口4: ISTC への支援を通じた協力の推進

平成 22 年度においても、我が国拠出及び民間企業拠出によるプロジェクトを実施・継続し、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献した。我が国は ISTC 理事会等に我が国理事等を派遣し、ISTC の運営に積極的に関与したほか、ISTC 設立から 15 年余りを経て設立時からのロシア及び CIS (独立国家共同体) 諸国を取りまく環境の変化を踏まえ、ISTC 事務局の合理化に向けた働きかけ等を行った。

	1
関係する施政	
方針演説等内	
閣の重要政策	
(主なもの)	(

坆	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
内	I − 3 − 1		
轰	①第 177 回国会外交演説	①平成 23	①「(経済外交の「四つの柱」の)第3の柱は,
	②民主党マニュフェスト 2010	年 1 月 24	インフラの海外展開です。アジアを始めとする
		日	新興国を中心に世界各国でインフラ需要が増加

		する中で、日本の優れた技術を積極的に展開し、
		日本経済の成長につなげたいと考えます。昨年,
		新興国においては初めて、我が国がベトナムに
		おける原子力発電所建設の協力のパートナーに
		選ばれました。(中略)今後も重点分野の原子力
		発電(略)について,(中略)新興国へのトップ
		セールスを自ら先頭に立って行います。」
		「2010 年核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議
		の合意の着実な実施を促進するとともに, (中
		略)来年の核セキュリティ・サミットに向け、
		主催国韓国や米国との協力を強化し、具体的取
		組を進めます。」
		②「政府のリーダーシップの下で官民一体とな
		って,高速鉄道,原発(中略)などのインフラ
		システムを国際的に展開。」
		「核関連条約の早期実現をめざします。」
		①Ⅲ. 4. 世界と一体化した国際活動の戦略的
II - 3 - 2	①平成 22	展開
①「科学技術に関する基本政策	年 12 月 24	(1)アジア共通の問題解決に向けた研究開発
について(答申)」	日	の推進
②「宇宙基本計画」	②平成 21	(2)科学技術外交の新たな展開
	年 6 月 2	②第2章2(3)宇宙外交の推進
	日	第3章2(3)外交に貢献する宇宙開発利用の
		推進と宇宙のための外交努力

(注)外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:	平成 23 年 9 月	担当部局名:外務省経済局		
	国際経済に関する取組	政策体系上の位置付け		
施策名		基本目標Ⅱ 分野別外交		
	(政策評価書 283 頁)	Ⅱ-4 国際経済に関する取組		
	の具体的施策より構成される。			
	Ⅱ - 4 - 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進			
	Ⅱ - 4 - 2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組			
施策の概要	Ⅱ - 4-3 重層的な経済関係の強化			
	Ⅱ − 4 − 4 経済安全保障の強化			
	Ⅱ - 4 - 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進			
	 Ⅱ - 4 - 6 アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関	係の発展		
	【評価結果の概要】			
	(総合的評価)			
	施策 II - 4 「目標の達成に向けて相当な進展があった	。」 ★★★☆		
	Ⅱ-4-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。	,」 ★★★☆		
	II-4-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。			
	Ⅱ-4-3 「目標の達成に向けて進展があった。」	***		
	Ⅱ-4-4 「目標の達成に向けて進展があった。」	***		

	Ⅱ-4-6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。	J ★★★☆		
	(施策の必要性)			
	1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について			
	(1) 我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現し			
	てきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく,現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を成功裏に			
	妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁			

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

- てきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を成功裏に 妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁 栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。更に、WTO 紛 争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、ま
- 争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、同制度の下でWTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。
- (2) 主要貿易国間において高いレベルの EPA/FTA 網が拡大している一方, 我が国の取組は遅れている。市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国, 欧米諸国, 資源国等と我が国の経済関係を深化させ, 将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことが必要であり, これまでの姿勢から大きく踏み込み, 高いレベルの経済連携に必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進しつつ, 世界の主要貿易国との間で, 世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める必要がある。
- 2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について
- (1) 持続的成長の実現や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。G8サミットは、主要先進国の集まりとして、重要な国際的課題に率先して取り組み、国際的議論を主導している。また、G20 サミットは新興国を含む政策調整の場として、国際金融・経済問題等に対処する上で極めて重要な役割を担っている。したがって、我が国にとって望ましい国際経済秩序形成のためには、これらサミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導することが必要不可欠である。
- (2) OECD は国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって

望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。また、中国等の非加盟国の経済的な重要性が増す中、OECDの有用性を一層高めるためにも、OECDの主要な機能である国際的なルール作り及び新興経済国等を始めとする非加盟国との関係を強化することは重要である。

3 「重層的な経済関係の強化」について

平成 13年に首脳レベルで発出された「日・EU協力のための行動計画」の 10年間の期限が平成 22年を以て終了したが、今後 10年の日・EU関係の強化に向けた新しいビジョンを策定する必要 がある。特に、経済分野においては、日・EU間の経済連携の強化に向けた取組を推進する必要が ある。また、我が国と EU は、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に 対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において包括的なパートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4 「経済安全保障の強化」について

我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民生活の基礎を成す資源のほとんどを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。こうした中、世界的な金融危機後、再び資源価格の歴史的高騰に見られるとおり、新興国の資源需要の増大、資源ナショナリズムの昂揚、資源開発企業の寡占化、気候変動等により、資源を巡る基本的枠組みは移行期にある。日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及をはじめ、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を推進していくことが必要である。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

- (1)近年,アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。
- (2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、インフラプロジェクトの受注支援を始め個別企業の活動を支援していくことが求められている。
- (3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい技術、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。
- (4) 平成 17 年度以降,所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における 投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるもの であると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに 応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

(1) APECはアジア太平洋地域の21のエコノミーが参加し、世界の人口の約4割、GDP及び貿易量の約5割を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約7割、APECの域内貿易率が約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、

APEC 地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。

(2) このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。

(施策の有効性)

- 1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について
- (1) 153 の加盟国に関わる更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するドーハ・ラウンド 交渉の推進は、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、我が国の経済的繁栄を更に実現するためにも有効である。
- (2) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これに積極的に関与・参画していくことは、同制度を支え、また我が国の利益を確保する上で有効である。
- (3) EPA/FTA は、WTO のルールを補完するものとして、更なる貿易自由化のために締結される協定であり、これを積極的に推進することは、他国との経済関係を深化させ、将来に向けての成長・発展基盤を再構築する上でも有効である。
- 2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について
- (1) G8サミットは、基本的価値観を共有する主要先進国の集まりとして国際的議論を指導しており、G20サミットは主要な先進国及び新興経済国が参加する国際経済協力の「第一のフォーラム」である。国際社会全体へ影響力を有し、国際経済秩序形成に大きな役割を果たしている両サミットにおける議論に積極的に参画し、主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で極めて有効な施策である。
- (2) 0ECD におけるルール作り及び政策提言に積極的に参加し貢献することは、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うことができる点のみならず、各分野において我が国の政策立案の参考にもなる有益な知見を共有できる点において、有効である。また、0ECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対し国際水準の規則・規範への理解及び責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長の促進につながる。その結果、世界標準に照らして対等な競争環境を整備することは、我が国企業の利益にも資することから、有効である。

3 「重層的な経済関係の強化」について

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要があり、この 観点から、日・EU経済連携協定の締結を目指して包括的な経済関係の強化・拡大に努めることが 有効である。

4 「経済安全保障の強化」について

- (1) エネルギー・鉱物資源については、新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明になるとともに、価格が不安定性を示している状況に対しては、(ア)エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(イ)安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ウ)エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が有効である。
- (2) 食料安全保障に関しては、世界の食料生産・投資を増大し、途上国の食料問題を改善するための国際的対応の形成及び国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)を通じた貢献が重要であるほか、我が国への食料安定供給に向けた国際農業投資の促進等も有効である

(3)漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科

学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効である。また国際捕鯨委員会 (IWC) において我が国の立場に対する理解を深め、合意形成を図ることが有効である。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)(仮称)につき、各国との協議を重ねることにより、 模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進 するため、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的 財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2)日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。また、官民それぞれの適切な経費負担に関するガイドラインに基づき、日本企業支援のために在外公館施設の積極的利用に努めた。インフラプロジェクト専門官や一部の在外公館に設置した「日本企業支援センター」を通じて企業の相談に応ずるなど、企業のニーズへの対応を行っている。

- (3) 平成 22 年末の対日直接投資残高は、18.2 兆円(一次推計値、GDP 比約 3.8%)となった。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。
- (4) 平成 23 年2月にインドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含む経済連携協定(EPA)に署名した。また、投資協定交渉中のクウェート(11月)、コロンビア(12月)、パプアニューギニア(平成23年2月)、アンゴラ(2月)との間で実質合意(アンゴラは大筋合意)し、サウジアラビア、カザフスタン、中国・韓国との間で二国間又は三国間投資協定について交渉を進めており、さらに、豪州及び湾岸協力理事会(GCC)との間でも、投資に関する規定を含む EPA について交渉中である。なお、カタール、アルジェリア、ウクライナとの間で投資協定交渉開始に向けた準備を進めている。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、さらに、個別具体的な課題に対し、メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供するAPECは、地域協力の推進を実現していく上で有効である。

(施策の効率性)

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) WTO

2010 年 APEC 貿易担当大臣会合及び閣僚会議においては、前原外務大臣(当時)が共同議長となり、議長国としての立場を最大限に活用し、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止のための独立の声明を採択した。また、各分野(8分野)における各種交渉への積極的な参加と精力的な取組を通じ、我が国はWTOの交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保した。

(2) EPA/FTA

相手国との交渉及び協議を着実に進めた結果、インドとの間で協定に署名し、ペルーとの間では交渉が完了し、また、新たな共同研究も開始した。

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国にとって好ましい,自由で開かれた国際社会の形成は二国間の交渉だけでは実現することができず,G8,G20,0ECDをはじめとした多国間の枠組みによる国際秩序形成が必要である。また,限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ,多国間の枠組みの下で積極的に議論に参加した結果,成立した合意は、同時に多くの国に影響を与えており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「重層的な経済関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日・EU 定期首脳協議、加えて4度の首脳協議、 ビジネス界との協議等の場において、日・EU 間の懸念事項に係る交渉や対話・意見交換を行い、 日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善が見られた。このように、投入資源量に見合った成果 が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4 「経済安全保障の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合う成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

- (1) エネルギー・食料については、G8ムスコカ・サミット、G20ソウル・サミット、IEF閣僚 級会合、APECエネルギー大臣会合及びAPEC食料安全保障担当大臣会合、FAO食料安全保障委員会 をはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張が反映され、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。再生可能エネルギー分野では、7月にIRENA憲章を批准し、原加盟国として平成23年4月の第1回総会に向けた検討に積極的に関与した。また、国際農業投資の促進等、我が国への資源の安定供給確保のための施策の検討を進めることができた。
- (2)漁業については、北太平洋漁業管理機関設立のための協議において、我が国がイニシアティブをとり、議論を主導してきた結果、第 10 回同協議において北太平洋漁業管理条約を採択することが出来た。第 62回 IWC 年次会合において、IWC の将来に関し、コンセンサス決定の実現に努力したが、1年間の熟考期間の設置、協議継続となったほか、調査捕鯨への妨害行為に関し、ビデオ等で説明しつつ、関係国がしかるべき措置をとるよう要請した。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

- (1)限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA) (仮称)の早期実現を目指し、条文案に基づく交渉が5回行われた結果、平成22年中に交渉は大筋合意に至った。また、知的財産担当官会議が中国及び中東・北アフリカ地域で開催される等の施策の進展が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 在外公館施設を活用した日本企業と共催したレセプションやセミナーの開催等により日本企業の経済利益の増進が図られた他、在外公館を通じた現地政府への働きかけによる問題解決や事業相手方とのトラブルを解決するための働きかけを実施した結果、これら問題の解決につながった。パッケージ型インフラ海外展開に関しては、インフラプロジェクト専門官の指名等、在外公館の拠点としての機能が強化され、現地関係機関との連携強化につながったことから、これらのとられた手段は適切かつ効率的であった。
- (3) 在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、関係省庁や機関と一体となって取り組んできた手段は適切かつ効率的であった。

- (4) 民間団体等との意見交換の内容等も参考としながら、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討し、平成 22 年度を通じ、我が国が交渉した投資協定においても進展が見られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- 6 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、平成22(2010)年APEC首脳会議等において、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障を中心に、アジア太平洋の将来像について議論を行い、首脳宣言として「横浜ビジョン」に合意することができたのは大きな成果である。このように、投入資源量に見合った成果が得られ、またその実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

- 1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について
- (1)ドーハ・ラウンド交渉については、引き続き、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、交渉の状況を踏まえつつ、引き続き、APEC 貿易担当大臣会合(5月)等の閣僚レベルでの議論の機会を活用しながら、成功裏の妥結を目指して精力的に取り組んでいく。また、保護主義の抑止について、G20 やG8等における首脳間での機会も見据えつつ、引き続きWTOにおける監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。さらに、紛争解決手続への当事国及び第三国案件への参加を通じて、多角的貿易体制の信頼性及び安定性を確保するとともに、WTO ルールに基づく我が国の利益を確保するよう努める。
- (2) EPA/FTA については、交渉を通じた高いレベルの経済連携の実現及び経済連携に関する研究・検討の促進に取り組む必要がある。また、これまでの交渉の結果、多数の EPA が発効に至る中、これら発効済み EPA の着実な実施に取り組む必要がある。
- 2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際社会の優先的課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、政策提言に積極的に参画する。具体的には、平成22年度に開催されたG8・G20サミットのフォローアップを確実に行うと共に、平成23年度に仏で開催されるG8ドーヴィル・サミット及びG20カンヌ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。また、0ECDについても同様に、国際社会の優先的諸課題や新たな課題に引き続き積極的に取り組むとともに、国際経済秩序の形成及び政策提言に貢献する。

3 「重層的な経済関係の強化」について

我が国のビジネス界から強い要望のある日・EU経済連携協定に向けた取組を始めとして、引き続きビジネス界の提言の政策への反映に努め、日・EU間の既存のメカニズムをより有効に活用して、規制改革、日・EU間の貿易・投資の拡大を図る。

4 「経済安全保障の強化」について

- (1) 新興国の需要増大、資源生産国の偏在、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。
- (2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO、IGC 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における「責任ある農業投資」の行動原則の策定及びその具体化に取り組む。
- (3)マグロ漁業、捕鯨等について国際的な漁業管理に引き続き取り組む。
- 5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

- (1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。
- (2) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通、関係省庁や関係機関との連携を一層強化し、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づく官民をあげてのインフラ整備支援の観点も含め、日本企業支援体制を更に充実させていく。
- (3) 国内投資促進円卓会議が11月に取りまとめた「日本国内投資促進プログラム」を推進し、国内投資・事業活動基盤の整備を進める。さらに、日本の事業環境の魅力を向上させるためのヒト・モノ・カネの流れを円滑化する制度改革等を盛り込んだ総合的なプログラム「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム(仮称)」を今後取りまとめる予定である。これらにより、日本に立地する企業の競争力を向上させ、高付加価値型外資企業の立地促進等により対日直接投資の倍増に向けて、鋭意取り組んでいく。
- (4) 交渉中の投資協定について早期締結を目指す。また、引き続き、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討していく。相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、交渉相手国に応じ柔軟に対応する。
- 6 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

平成 22 (2010) 年横浜での APEC 首脳会議で採択された「横浜ビジョン」を踏まえ、2011 年 APEC 議長を務める米国が定めた APEC の優先分野 (注:地域経済統合の強化、グリーン成長の促進、規制協力の拡大・規制の収斂の促進) について、一つでも多くわかりやすい具体的成果があがるよう、我が国として積極的に貢献する。

【達成すべき目標. 測定指標. 目標期間. 測定結果 等】

(施策の目標)

我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。

(目標の達成状況)

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

評価の切り口1:WTOドーハ・ラウンド交渉に関するAPECを始めとする閣僚級プロセスの活用2010年APEC貿易担当大臣会合においては岡田外務大臣(当時)が、閣僚会議においては前原外務大臣(当時)が共同議長となり、議長国としての立場を最大限に活用し、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止のための独立の声明を発出するとともに、平成23年が妥結への「機会の窓」という認識を共有し、政治的モメンタムを作り出した。これを受けて、平成23年1月から、各交渉分野において集中的な議論が行われるとともに、大使級・次官級の会合が断続的に行われている。

評価の切り口2: 経済連携協定の交渉の進展、EPA/FTAの研究・検討に関する取組

平成22年度にはインドとの間で協定に署名し、ペルーとの間で交渉が完了した他、豪州との間では2回の会合を開催し、韓国との間では交渉再開に向けた事前協議を1回実施した。日中韓3か国間では産官学共同研究、モンゴルとの間では官民共同研究、カナダとの間ではEPAの可能性に関する共同研究が開始され、それぞれ5回、3回、1回の会合が行われた。東アジア自由貿易圏構想(ASEAN構成国及び日中韓)、東アジア包括的経済連携構想(ASEAN構成国及び日中韓印豪ニュージーランド)といった東アジア地域における経済連携の枠組みにつき、検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。また、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、情報収集のための関係国との協議が開始された。

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

評価の切り口1:G8・G20 サミットにおける我が国の貢献

G8ムスコカ・サミット(平成22年6月)の開催にあたって我が国の貢献は大きく、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。特に、ミレニアム開発目標(MDGs)達成の国際的取組を後押しするため、我が国は、平成23(2011)年から5年間で最大500億円規模、約5億ドル相当の追加的支援を表明し、母子保健強化に向けた「ムスコカ・イニシアティブ」の策定に貢献した。G20トロント・サミット(平成22年6月)及びG20ソウル・サミット(平成22年11月)に

G20 トロント・サミット(平成 22 年6月) 及びG20 ソワル・サミット(平成 22 年 11 月) においても我が国は積極的に議論に参画し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。G20 ソウル・サミットでは、持続可能な成長を達成し、金融市場の安定を向上する上で、経済のファンダメンタリズムを反映し、より市場で決定される為替レート制度への移行等が重要である旨、菅総理(当時)から主張し、また、G20 ソウル・サミット(平成 22 年 11 月)では、開発問題をG20 として初めて取り上げるにあたって、日本として、官民一体で途上国の経済発展に貢献すると発言し、積極的に取り組む姿勢を示した。

評価の切り口2: OECD における我が国の貢献

- (1) 平成 22 年度 0ECD 閣僚理事会においては、我が国が主導し、危機の克服とその後の持続的成長実現に向けた「結論文書」が採択された他、「国際ビジネス及び金融の活動に関する適切性、健全性、透明性に関する宣言」、「グリーン成長戦略」中間報告及び「イノベーション戦略」最終報告が併せて発表され、国際的なルール作りに貢献するとともに、政策提言に向けた新たな基礎を築いた。
- (2) 個別の活動については、自由貿易体制を維持・発展させるため、WTO, UNCTAD 等と協力して各国の保護主義的措置をモニタリングした。貿易委員会では、WTO 交渉にも寄与する形で自由貿易を推進した。 投資については、「資本移動自由化規約」等を基に、現在は「投資の自由」(Freedom of Investment: FOI)プロジェクトを通じ、各国の投資関連措置をモニタリングし、より良い投資環境を実現するために各種提言を実施している。また、非加盟国の協力の下に当該国の投資政策レビューも実施した。 また、企業の社会的責任(CSR)への取組を奨励しつつ、産業界、労働界などの利害関係を調整する多国籍企業行動指針の改訂作業に積極的に貢献した。この他、輸出信用ガイドライン、外国公務員贈賄防止条約などにより、公平な国際競争条件を整備し、日系企業の事業展開に寄与した。
- (3) また、我が国に対する経済見通しや各国の経済分析が行われている。平成22年、日本に対しては、新成長戦略に対してコメントが行われるとともに、経済見通しが発表された。また、0ECD が公表している統計は、経済財政白書、月例経済報告関係資料等においても使用され、0ECD の知見は広く国民に共有されている。また、現在、社会進歩の計測についても、作業が進められている。
- (4) 非加盟国との関係については、加盟候補国ロシア及び関与強化国との関係強化に加え、G 20 への貢献(①租税に関する透明性と情報交換,②投資の保護主義の防遏、③雇用労働政策への取組、④贈賄防止へ向けた取組、⑤化石燃料補助金の影響の分析等。)を行うとともに、MENA (中東・北アフリカ) -OECD イニシアティブや NEPAD (アフリカ開発のための新パートナーシップ) -OECD アフリカ投資プログラムなどにも積極的に参加し、投資環境整備に貢献している。

3 「重層的な経済関係の強化」について

評価の切り口1: EUとの対話を通じた関係強化

各種日・日間協議及び欧州各国との二国間の枠組みを通じて、ビジネス環境の整備、貿易・投

資環境の強化に貢献した。日・EU ビジネス・ラウンドテーブル (BRT) を通じた民間側の要望を十分に吸い上げ、対 EU 経済政策等に反映させた。また、日・EU の共通課題 (気候変動、エネルギー、WTO 等) に協力して取り組んでいくことを確認した。

4 「経済安全保障の強化」について

評価の切り口1:我が国への資源の安定供給を実現するための国際環境の創出

資源価格の乱高下の中、G 8、G 20、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るとともに、エネルギー効率向上の伝搬及びクリーンエネルギー推進の観点から、国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)を通じた協力を推進し、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章の批准を行うとともに同機関の正式な発足に向け積極的に貢献した。

評価の切り口2: 我が国及び世界の食料安全保障の強化

平成19年から20年にかけて世界各国で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミット以降, 国際会議等の機会を利用して、国際社会の取組を主導してきている。FAO改革を推進したほか、我が国及び世界への食料供給の一層の安定のため、農業投資促進に向けた取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場裡で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。

評価の切り口3: 海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保 北太平洋漁業管理機関設立のための協議において、我が国の主張が反映されるよう議論を主導 し、北太平洋漁業管理条約が採択された。大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)において、 資源状態の悪化が懸念される大西洋クロマグロの保存管理措置が強化され、また、中西部太平洋 まぐろ類委員会(WCPFC)においても我が国の提案を踏まえた太平洋クロマグロの漁獲規制等が 決定された。第62回IWC年次会合において、コンセンサス決定に向け努力をしたが、1年間の熟 考期間の設置、協議継続となった。また、調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要 請した。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

評価の切り口1:海外における知的財産権保護強化に向けた取組

「知的財産推進計画 2010」に沿って、外交ルートを通じて、偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) (仮称)の早期実現に向けた取組の加速、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日 EU間での対話を継続した。その他、G 8 サミット、APEC、0ECD 等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論に参画した。その結果、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国において一定の理解が浸透しつつあること等の効果があった。

評価の切り口2:日本企業支援強化に向けた取組

各国にある日本大使館・総領事館からの報告にあるとおり、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげた。現地関係機関との連携強化の他、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組をア

ピールするとともにニーズ把握にも努めた結果、インフラ案件の発掘等個別企業のニーズへの対応強化や官民共催での在外公館施設の活用促進等の面で、本件取組は海外で活躍する日本企業の活動に貢献した。

評価の切り口3:対日直接投資の促進

- (1) 在外公館のネットワークの活用:引き続き、在外公館を通じ、現地の政府要人や経済界に対する積極的な広報を実施するとともに、日本貿易振興機構(ジェトロ)等と連携し、対日直接投資に関するセミナーやシンポジウムを開催した。これらの活動を通じ、海外において「インベスト・ジャパン」イニシアティブの認知度を向上させるなど、対日直接投資に関する理解を促進した。
- (2)種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介:引き続き、国際会議等での議論の場をとらえて我が国の取組を鋭意アピールし、諸外国政府の我が国投資環境整備に関する取組に対する理解を促進した。
- (3) 各種条約の締結・発効:経済連携協定、投資協定、租税条約、社会保障協定等の締結等を通じ、ビジネス環境整備を促進した。平成23年2月にインドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含む経済連携協定(EPA)に署名した。

評価の切り口4: 対外投資の戦略的な支援

日本経団連及び日本貿易会からの提言並びに対外投資戦略会議(平成22年12月に第3回を開催)及びその連絡会議(平成22年7月に第7回を開催)において民間側から提示された意見等も参考に、クウェート及びパプアニューギニアとの交渉を開始した他、カタール、アルジェリア、ウクライナとの交渉開始に向けて準備を進めている。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

評価の切り口: 平成 22 (2010) 年の APEC 議長としてイニシアティブを発揮し、アジア太平洋地域の更なる発展に向け開催した、APEC 首脳会議の成功

- 1 平成 22 (2010) 年に横浜で開催された APEC 首脳会議においては、地域経済統合、成長戦略、 人間の安全保障を中心に、アジア太平洋の将来像について議論を行い、首脳宣言として「横浜ビジョン」に合意することができた。それは、APEC が、更に緊密に高度化した経済統合で結ばれ(「緊密な共同体」)、質の高い成長を実現できる強い共同体 (「強い共同体」)であり、安全で、安心して経済活動を行える共同体 (「安全な共同体」)に向かっていくというもの。
- 2 具体的には、ボゴール目標達成評価を行った上で、アジア太平洋地域での地域経済統合を更に推進するために、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築に向け具体的な行動を取ることとなった。また、世界の成長センターであるこの地域として初めての、長期的かつ包括的な成長戦略をとりまとめた。また人間の安全保障の課題に対処するため、食料安全保障、防災、感染症への対応、腐敗対策、テロ防止などの分野に注力していくこととなった。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	Ⅱ-4-1 ①第 177 回国会施政方針演説 ②「包括的経済連携に関する基本方針」	日 ②平成 22	①「開国の具体化は、貿易・投資の自由化、人材 交流の円滑化で踏み出します。このため、包括的 な経済連携を推進します。経済を開くことは、世 界と繁栄を共有する最良の手段です。我が国は、 そう強く認識し、戦後一貫して実践してきました。

[日	この方針に沿って, WTO ドーハ・ラウンド交渉の
		妥結による国際貿易ルールの強化に努めていま
		す。一方、この十年、二国間や地域内の経済連携
		の急増という流れには大きく乗りおくれてしまい
		ました。そのため、昨年秋の APEC に先立ち、包括
		的経済連携に関する基本方針を定めました。今年
		は、決断と行動の年です。昨年合意したインド、
		ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。ま
		た、豪州との交渉を迅速に進め、韓国、EU及びモ
		ンゴルとの経済連携協定交渉の再開、立ち上げを
		目指します。さらに、日中韓自由貿易協定の共同
		研究を進めます。TPP、環太平洋パートナーシップ
		協定は、米国を初めとする関係国と協議を続け、
		ことし六月を目途に,交渉参加について結論を出
		します。」
		2
		http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy
		20101106. html
	⊕ ∓ 00	
₊	①平成 22	
	年10月1	に向け,先頭に立って貢献することが不可欠で
①第 176 回国会所信表明演説		す。」 ②「ガロージョ *** *** *** *** * * * * * * * * * * *
②第 177 回国会外交演説 	②平成 23 年1月 24	
	' ' '	
	目 	きます。」
		 「ことしは、決断と行動の年です。昨年合意した
II-4-3		インド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施し
1	平成 23 年	オンド、ベルーとの経済建務協定は消失に実施し ます。また、豪州との交渉を迅速に進め、韓国、
- 第 17 回国云爬政力到演就	1月24日	とり。よた、象州との文沙を迅速に進め、韓国、 EU 及びモンゴルとの経済連携協定交渉の再開、立
		ち上げを目指します。」
		 「(中略)資源・エネルギー・食料の安定供給の確
II-4-4	平成 23 年	保のため、在外公館を通じた情報等の集約に努め
・第 177 回国会外交演説	1月24日	るとともに、(中略) オールジャパンとして戦略的
		るとともに、(中語) オールンベハラとして戦略的 に各国との連携を強化していきます。」
I - 4 - 5	(1)	
	(1), (2)	(1)
(イ)「新成長戦略」	~ (4) 平	(イ)第3章Ⅲ. 9
(口)「知的財産推進計画 2010」	成22年6	
(2)日本企業支援	月18日閣	(/ TAPEL (1/), TAPEL 0 (0/
「新成長戦略」	为TO口阁 議決定	 (2)第3章Ⅲ.6.-日本企業の海外展開支援
(3)対日直接投資の促進	(口) 平成	(2)刃り手並、り、 日介正木の海川及間又版
		L

	「新成長戦略」	22 年5月	(3)第3章Ⅲ. 7. 一対内直接投資の促進
	(4)対外投資の戦略的な支援	21 日 知	(4)第3章(3)一貿易・投資の自由化・円滑
	「新成長戦略」	的財産戦	化を促進する
		略本部決	
		定	
	Ⅱ - 4 - 6 ・第 174 回国会外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	「本年,日本はアジア太平洋経済協力会議 (APEC)
			の議長を務めます。来年の議長である米国とも緊
			密に連携し、アジア太平洋地域の更なる繁栄に向
			け,新しい時代にふさわしい APEC を構想してまい
			ります。」

(注) 外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省国際法局

正 画 天 池 时 初	十八、20 午 9 万	1530000171001110000000000000000000000000
	国際法の形成・発展に向けた取組	政策体系上の位置付け
施策名		基本目標Ⅱ 分野別外交
	(政策評価書 331 頁)	Ⅱ−5 国際法の形成・発展に向けた取組
	新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。	次の具体的施策より構成される。
*************************************	Ⅱ-5-1 国際法規の形成への寄与と外交実務	られている。
施策の概要 	Ⅱ-5-2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	
	Ⅱ - 5 - 3 経済・社会分野における国際約束の)締結・実施
	【評価結果の概要】	
	(総合的評価)	
	 施策Ⅱ-5 「目標の達成に向けて相当な進風	∮があった。」 ★★★★☆

施策 II-5 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 $\bigstar \star \star \star \star \Leftrightarrow$ II-5-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 $\star \star \star \star \star \Leftrightarrow$ II-5-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 $\star \star \star \star \star \Leftrightarrow$ II-5-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 $\star \star \star \star \star \Leftrightarrow$

(施策の必要性)

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの 推進及び刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間 での政治分野における枠組み作りの推進は、我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保し、国際 社会における「法の支配」を確立するに当たって重要である。

- 3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について
- (1) WTO ドーハ・ラウンド交渉及び経済連携の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。さらに、WTO 紛争解決手続の帰結は、我が国の産業や企業の活動にも多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。
- (2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。
- (3) 国民生活に直結する国際ルール作りに積極的に関与することを通じて、地球規模の課題の解決への貢献に努めるとともに、我が国国民の利益や関心を国際ルールの内容に十分に反映させることが重要である。特に、多数国間条約の作成に係る交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有するパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

(施策の有効性)

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進するためには、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすること、また、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くことが有効である。また、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進するためには、刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力の平和的利用の推進に向けた二国間原子力協定等の交渉・締結の推進などが有効である。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

- (1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、FTA/EPA は、物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結にとって不可欠である。
- (2) 二国間の投資協定,租税条約,社会保障協定等の経済条約における交渉において,法的な 観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結にとって不可欠である。
- (3) 国民生活に大きな影響を及ぼし得る国際ルール作りに当たり、法的観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結に不可欠である。特に、多数国間条約の作成交渉においては、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させ、望ましい形で条約が作成されることに資するものである。

(施策の効率性)

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱って外交実務上の必要に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、「在日米軍駐留経費負担特別協定」の国会承認、日露首脳会談等への対応、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の締結、「日・カザフスタン原子力協定」の国会承認、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力協定」、「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」の国会提出、「日豪物品役務相互提供協定」の国会提出、「国際移住機関特権免除協定」の締結、「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の国会提出等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的で

あった。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的資源を効率的に活用し(例えば、FTA/EPA の分野、二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約、その他の経済分野及び社会分野での国際約束の交渉段階(国際会議への参加も含む。)、特に条文作成段階において、多くの場合に条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせた。)、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化するとともに、刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大する。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

本施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

【達成すべき目標. 測定指標. 目標期間. 測定結果 等】

(施策の目標)

新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。

(目標の達成状況)

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

評価の切り口1:国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

ICC ローマ規程検討会議における貢献、UNCITRAL における仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。

評価の切り口2:国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況

国際法局長協議のほか、国内の研究者等との間で研究会(計6回)を開催し、我が国にとって 重要度の高い問題に関する国際公法及び国際私法上の論点を検討し、知見を蓄積するとともに、 得られた知見に基づく法的助言を行うことを通じて低潮線保全・拠点法の成立や鉱業法改正案の 閣議決定といった我が国の重要な施策の実施に貢献した。

評価の切り口3:国際法の普及活動の推進

公開講座や大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めたほか、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、国際法の研究促進を支援した。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

評価の切り口1: 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進

日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと、日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連では、我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得た。日露関係においては、平成22年11月の日露首脳会談において、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。

評価の切り口2:諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進

「日・露刑事共助条約」、「日・EU刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の締結、「日・カザフスタン原子力協定」の国会承認、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力協定」、「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」の国会提出、「日豪物品役務相互提供協定」の国会提出、「国際移住機関特権免除協定」の締結、「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の国会提出などは、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

評価の切り口1::多角的自由貿易体制の強化及び経済連携の推進

- (1) 平成 19 年 1 月から再開された WTO ドーハ・ラウンド交渉は、平成 23 年中の妥結を目指して活発な交渉が行われてきており、我が国としても交渉の早期妥結に向けて積極的に働きかけて 貢献してきている。
- (2) 平成 22年 11 月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ、積極的に締結の推進を目指す FTA/EPA については、平成 23年 2月にインドとの間で署名が行われたほか、ペルーとの間でも大筋合意に至った。また、豪州と間の交渉も進展させるとともに、韓国との間では中断していた交渉の再開についての検討が進められた。このように、各国との経済連携に係る取組が一定の進展を見せているほか、TPP 協定交渉への参加についても検討を進めてきているところである。

評価の切り口2:日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進することを目的として、平成 22 年通常国会においては租税条約6件(うち改正議定書4件)及び社会保障協定1件を締結することにつき国会の承認が得られた。また、平成 23 年通常国会においては、租税条約6件(うち改正議定書1件)及び社会保障協定2件を締結することにつき国会の承認を求めている。その他、3件の投資協定について交渉を妥結させた。

評価の切り口3:国民の生活に直結する分野での国際ルール作りへの参画・貢献

国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野において、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作りに積極的に参画するとともに、我が国として締結の意義のある条約については、締結手続を順次進めてきている。例えば、平成 22 年通常国会においては、再生可能エネルギーの利用促進を目的とする国際機関を設立するための国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章の締結につき国会の承認を得て、平成 22 年 7 月に締結した。また、同年 10 月に名古屋で行われた生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)においては、遺伝資源へのアクセス及びその利用

	から生じる利益の公正で衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書の採択等に貢献したほか、 同年 12 月の気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)においても、「カンクン合意」の 採択に際して法的観点から適切な支援を行った。		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係針演のがある。とは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	Ⅱ-5-1 ①第 177 回国会外交演説 ②海洋に関して,「海洋基本法」及び 「海洋基本計画」	① 平 成 23 年 1 月 24 日 ②	①「大きな変動期にある国際社会において、「法の支配」の確立を一層推進し、各国との協調行動の下で、国際社会の共生に向けて主体的な外交を展開していく決意です。」 ② http://kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index .html
	II - 5 - 2 ①第 174 回国会所信表明演説 ②第 176 回国会所信表明演説 ③第 177 回国会施政方針演説・外交 演説	① 平成 22 年6 月11日 ② 平10 月1日 ③ 平1 10 23 年1 月24日	
	Ⅱ - 5 - 3 ①第 176 回国会所信表明演説 ②第 177 回国会施政方針演説	① 平成 22 年 10 月1日 ② 平成 23 年 1 月24日	①自由貿易協定・経済連携協定(FTA/EPA)及び生物多様性条約に関連した言及あり(六 国を開き未来を拓く主体的な外交の展開(東アジア地域の安定と繁栄に向けて))。 ②世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉、FTA/EPA及び日韓図書協定に関連した言及あり(二 平成の開国一第一の国づくりの理念一(包括的な経済連携の推進)及び七 結び)。

(注)外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

延備宇族時期·亚成 23 年 Q 目

計圖美胞时期:	平成 23 年 9 月	担当部向右:外伤有国际情報机抗自租職		
	的確な情報収集及び分析, 並びに情報及び	政策体系上の位置付け		
16 66 69	分析の政策決定ラインへの提供	基本目標 Ⅱ 分野別外交		
施策名		Ⅱ-6 的確な情報収集及び分析,並びに情		
	(政策評価書 355 頁)	報及び分析の政策決定ラインへの提供		
	①在外公館の情報収集体制の整備及び支援の提	供等在外公館の情報収集活動強化のための措置		
	の実施			
施策の概要	②本省を含む外務省全体の情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施			
	③職員のための研修等の実施			
	④政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供			
	【評価結果の概要】			
	(総合的評価)			
	「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★	* *		
	(理由)			
	(1) 省内政策部門との意見交換等を通じ政策部	8門が必要としている情報の把握, 重点的に実施		
	する情報収集のテーフの左射公館への伝達及び	ミテー 左対小館贈号による任国内が入の出張を通		

- する情報収集のテーマの在外公館への伝達及び指示,在外公館職員による任国内外への出張を通 じた情報収集,新たな情報源の開拓等を実施することにより,的確な情報収集に向けて想定され た成果があった。
- (2) 外部有識者等の知見の一層の活用,職員のための各種研修,諸外国との協力,情報コミュ ニティ省庁との定期的な会合を通じた情報共有の強化等により、情勢分析等の質の向上を図るこ とができた。
- (3) 政策部門に対する、時宜を得た報告の機会を確保・拡充することにより、外交・安全保障 を中心とする政策の立案・実施への寄与を増大させることができた。

施策に関する 要と達成すべき 日標等

(施策の必要性)

- 評価結果の概 (1) 大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ問題等、国際情勢が流動性とリスクを高めつつあると ともに、国際社会は国際エネルギー問題等の新たな重要課題に直面するようになっている中で 「情報」がなお一層重要な役割を果たすようになっている。そのような環境にあって、我が国及 び国民の安全と繁栄を確保するための主体的な外交戦略構築のためには、情報収集・分析機能の 強化を通して、外交・安全保障政策の決定者が正確かつ時宜を得た国際情勢に関する情報を把握 することが必要不可欠である。
 - (2) そのためには、情報の収集、分析、政策決定ラインへの提供という一連の業務を実施する 体制を整備・強化し、効率的に運用することにより、外交・安全保障政策の立案・実施に資する 情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが必要である。

(施策の有効性)

(1) 的確な情報収集のためには、在外公館に対し収集すべき情報に関する本省側の関心事項・ 問題意識を的確に伝えるとともに、在外公館職員の任国内外への出張等により情報収集活動を活 発化させ、さらに、新たな情報源及び情報収集手法の開拓、衛星画像の活用、各情報源に対する 評価の実施などにより、情報収集能力を強化することが必要である。また、外部研究者・有識者 等の知見の一層の活用、情報コミュニティ省庁間の情報共有の強化、諸外国との協力強化等によ り、情報分析能力を強化することが有効である。さらに、職員に対し高度情報保全や分析分野で の合同研修・人事交流等の実施を通じて専門性の向上を図ることが有効である。

(2) また、情報及び分析結果を政策決定ラインに適時に提供するためには、外務大臣等の政府幹部への定期的及び情勢の変化に応じた分析の提供・報告の実施が有効である。

(施策の効率性)

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、流動的かつ多岐に渡る国際情勢に関する情報の収集と分析を行い、官邸や大臣をはじめとする省内幹部に対し適時適切な情報提供を行っており、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の時宜を得た提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。

【達成すべき目標. 測定指標. 目標期間. 測定結果 等】

(施策の目標)

情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること

(目標の達成状況)

評価の切り口1:情報収集及び情報分析能力の強化

情報収集能力については、今後注目すべき情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定、在外公館と情報関心を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制の強化を行った。また、特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、在外公館の情報収集活動の指針を明確にした。さらに、在外公館においては、在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。

情報分析能力については、分析に関する国内外の専門家との意見交換(含む訪日招へい)機会の増大、情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。また、専門分析員採用による外部の知見の活用等の措置を講じた。

評価の切り口2:外交政策の立案・実施への寄与の拡大

総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題を設定した。

 関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	・第 177 回国会における前原外務 大臣(当時)による外交演説	平成 23 年 1月24日	「在外公館の新設や在外公館職員の再配置を含む体制整備を推進すると同時に、情報収集・分析能力及び情報保全を含む外交実施体制を強化します。」

(注) 外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省広報文化交流部

	海外広報,文化交流	政策体系上の位置付け
施策名		基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策
	(政策評価書 361 頁)	Ⅲ-1 海外広報,文化交流
	海外向け広報の実施、国際文化交流事業を展開・	促進,及び世界各国の文化の発展に向けた国際
	貢献により、諸外国国民の対日理解の促進及び親	日感の醸成を図り,日本外交を展開する上での
 施策の概要	環境を整備すること。次の具体的施策より構成さ	れる。
ル泉の似安	Ⅲ一1一1 海外広報	
	Ⅲ-1-2 国際文化交流の促進	
	Ⅲ-1-3 文化の分野における国際協力	
	【評価結果の概要】	
	(総合的評価)	
	施策皿-1 「目標の達成に向けて進展があっ	tc。」 ★★★☆☆
	Ⅲ-1-1 「目標の達成に向けて進展があっ	
	Ⅲ-1-2 「目標の達成に向けて進展があっ <i>†</i>	t。」 ★★★☆☆

「目標の達成に向けて進展があった。」

(施策の必要性)

1 「海外広報」について

近年, 国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度 の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政 策(特に外交政策)及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近 感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保 障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動で ある。さらに近年、新興国の経済的発展を背景に我が国の相対的なプレゼンスの低下が懸念され る中、海外における発信に一層力を入れていく必要がある。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

2 「国際文化交流の促進」について

効果的に外交政策を実施するためには、各国の政策決定者のみならず、その支持基盤である一般国民にも直接働きかけることが重要である。特に近年、各国における情報通信技術の急速な発達や民主主義の発展などを背景に、外交政策に対する世論の影響力が増大している。かかる状況において、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、多方面にわたる日本の魅力を積極的に発信し、文化交流や人物交流を促進することで、日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要である。

3 「文化の分野における国際協力」について

インターネットやマスメディアの発達,各国における民主制度の進展等を背景に,世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成するためには、開発途上国の文化等の分野におけるニーズに応じた発展を支援する国際協力を通じ、我が国の良いイメージを形成するとともに、我が国との文化交流促進や我が国に関する広報・情報発信の拠点を拡充する必要がある。

また、開発途上国の民主的国造りや経済・社会的安定の過程を歩む上で精神的な拠り所となる 独自の文化・教育振興のための支援は、当該国の経済・社会開発に寄与する点で必要性が高い。

また、人類共通の貴重な財産たる世界遺産や無形文化遺産は、一度失われれば回復することは難しい。危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために、我が国の高い技術力

や豊富なノウハウをもって協力を行うことは、必要性のみならず緊急性も高い。

(施策の有効性)

1 「海外広報」について

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

2 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るためには、海外での日本語普及、伝統文化からポップカルチャーに及ぶ多様な日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成するとともに、日本語や日本研究の普及を通じて我が国をより深く理解する機会を提供することも極めて有効である。

3 「文化の分野における国際協力」について

二国間協力(文化無償資金協力)及び多国間協力(ユネスコ,国連大学を通じた協力)を通じ、文化・教育の分野で国際貢献を行うことは、人類共通の貴重な遺産の保護や新たな文化の発展につながり、協力の対象となった国の国民心情にも直接訴えかけ、また効果が当該国の経済社会開発にも寄与し、効果が長期に亘り持続することから有効性が高い。さらに、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすことともなり、世界各国において親日感を醸成する観点からも極めて有効である。

人的資源開発日本信託基金事業は、我が国、ユネスコ及び裨益国政府の協力により裨益国の人材育成・能力開発事業を実施しており、裨益国の発展に貢献し、各国国民に活力を与えるのみならず、我が国と裨益国との関係強化にも役立っている。

また、国連大学の活動を支援することは、各国の必要としている地球規模課題解決のための知識・能力育成の一助となっている。

(施策の効率性)

1 「海外広報」について

海外広報予算は前年度に比較して11%以上(最近5年間で約43%)削減される等,投入資源が大幅に減少したこともあり,在外公館の広報事業経費については,各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに,講師派遣事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間の確保を図る等,支出の一層の効率化に努めている。実際,在外公館の働きかけによってジャパン・ビデオ・トピックスの提供先である外国テレビ局数は10局増加する等,投入資源量の減少にも拘わらず諸外国における対日理解の促進及び親日感の醸成に関し一定の成果が得られたことから,とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「国際文化交流の促進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、また、上海国際博覧会(上海万博)や JAPAN EXPO 2010 などの国外イベントを活用し、日本文化、日本事情の発信に努め、より深い日本への理解や関心の増大を目指した。特に各国における世論形成に影響力のある有識者や将来のリーダーとなる青少年を対象として事業を実施しているが、これら事業を通じた親日層・知日層の形成が進んだことが各種外国報道等でも見られ、施策が進展したといえる。広報文化事業の定量的評価は困難なものの、日本語学習者の増大等、客観的な調査結果等も勘案すると、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

3 「文化の分野における国際協力」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、文化無償資金協力については案件をより絞り 込む形で実施し、ユネスコが専門分野で有するノウハウや世界各地のユネスコの地域事務所・専 門家のネットワークを活用したユネスコ等を通じた国際協力(有形・無形・人的の3信託事業等) を順調に実施し施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、 取られた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

1 「海外広報」について

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」に効果的に対処するため、政策発信を強化する必要がある。また、若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャー人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく各種媒体の特色を活かした広報活動を強化する必要がある。さらに、東日本大震災に関する情勢の推移、復興の状況、諸外国における関心等を踏まえ、危機管理広報の観点から適切な対外情報発信策を講じる必要がある。厳しい財政状況に鑑み、少ない予算でより高い効果を得られるよう一層効果的・効率的な広報活動を実施するとともに、事業の成果を可能な限り定量的に把握するよう努める。

2 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解の促進,親日感の醸成を図る必要性が高まる中,重点項目を精査しつつ, 文化交流事業を維持・強化していく。

3 「文化の分野における国際協力」について

ユネスコ, 国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かし、限られた予算を有効かつ効率的に活用する方向で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター」(ユネスコ・カテゴリー 2 センター(ユネスコと提携した事業を実施することを目的として、ユネスコ加盟国が設立する機関))の活性化へつなげていく。

文化無償資金協力については、ODA の方針等を踏まえ、被供与国の文化・高等教育振興、文化 遺産保全に資することを念頭に置きつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案 件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を、より精査して実施する。加えて草の根レ ベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとと もに、これまで実施済みの案件に関するフォローアップも実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

(施策の目標)

海外向け広報の実施, 国際文化交流事業を展開・促進, 及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により, 諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り, 日本外交を展開する上での環境を整備すること

(目標の達成状況)

1 「海外広報」について

評価の切り口1:広報事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数,事業参加人数,HPのページビュー数等,対象者の反応)

- (1) 在外公館においては、平成22年度に、講演会約1,100件や、教育広報約1,300件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の7割以上について、派遣国のメディアで報道がなされている。
- (2) 本邦に招待したオピニオンリーダーは帰国後訪日経験に基づく発言等を行っており、我が国にとって好ましい国際世論の形成や我が国の各種政策への支持拡大に寄与している。また、招待したTVチームの取材による日本特集番組は、のべ68回、1,830分放送される(注:放映された10チームの番組放映回数、時間。3チームは今後放映予定)等、諸外国の一般国民の対日理解促進に大きく寄与している。
- (3) 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め、目的別に使い分けている。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約130か国、300を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。
- (4) Web Japanに対するアクセス(ページビュー)は、平成21年度には予算が対前年度比約60%減額され中国語版等を廃止したにも拘わらず、対前年度比約3.6%増加し、その質の向上があらためて証明された。

評価の切り口2:外国における対日論調,対日意識の向上(報道ぶり,世論調査の結果等)

- (1) 平成22(2010)年12月から平成23(2011)年2月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界27か国で行った世論調査では、25か国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で57%(前年比+4%)であり、評価対象となった17か国・地域中第3位(カナダ・EUと同率)であり、我が国に対する良好な評価が見られる。
- (2) 平成22年度に外務省が委託して実施した対日世論調査では、米国においては有識者の90%、一般回答者の84%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、前回調査(平成22(2010)年2月~3月)と比較すると、有識者では変動なし、一般回答者では5%の増加であった。また、オーストリアにおいては70%、南アフリカにおいては71%が、日本を信頼できると回答したほか、メキシコにおいては約57%が日本との関係は良好であると回答するなど、各国において、我が国に対して好意的な見解が示され、良好な対日イメージの定着、対日意識の向上が見られた。

2 「国際文化交流の促進」について

- 評価の切り口1:文化事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数,事業参加人数,想定した対象者の参加の程度・反応,報道振り,事業に関する評価(自己評価も含む))。なお,(独)国際交流基金の行う個別の事業に対する裨益者等の反応については、外務省が示した政策の下で(独)国際交流基金が効果的に事業を実施したかを測るための指標であるため、独立行政法人評価の下で評価する。
- (1) 対象国の国民や世論に直接働き掛ける「パブリック・ディプロマシー」の重要性がますます指摘される中、日本の発信力を一層強化する具体的施策として、海外における日本語普及の拡充、ポップカルチャーを始めとする現代日本文化の活用、有識者層を対象とした取組の拡充に努めている。
- (2) 例年,周年事業に合わせ重点的な交流を行うことにより,より一層効果的な対日理解の増進を目指している。「2010年トルコにおける日本年」においては、大型文化事業として「着物ショー」や「沖縄舞踊公演」を行い、公演を行った各都市において、新聞及びインターネットニュ

- 一ス等で取り上げられるなど、非常に反響の大きい公演となった。
- (3) また, 国外の大規模なイベントが開催される際には、関係省庁や様々な機関と連携し、日本文化の総合的・集中的発信に努めている。このような日本文化発信に際しては、伝統文化・芸術に加え、近年は世界的に高い人気を誇るアニメ、漫画、ファッションなどのいわゆるポップカルチャーも、より深い対日理解や対日関心に導く主要な手段の一つとして活用している。その一例として、7月にパリで開催された世界最大級の日本ポップカルチャーイベントである「JAPAN EXPO」の機会に、外務省、文化庁、経済産業省、観光庁の4省庁及び国際交流基金・パリ日本文化会館等関係機関と連携し、過去最大の約17万人に及ぶ参加者に向けて、日本語学習者向けに開発したアニメやマンガを用いたウェブ教材のプロモーション、和太鼓演奏の日本文化紹介などを行った。
- (4) さらに、海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に平成 19 年に創設された国際漫画賞は第4回を迎え、39 の国・地域から 189 作品の応募があった。また、平成20 年3 月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したアニメ文化大使事業を継続した。

評価の切り口2:事業の効果を示す中長期的なエピソード及び統計

- (1) 東日本大震災の発生を受け、震災に対する我が国の対応に関し、米国等の有力オピニオン・リーダーが好意的世論形成に貢献している他、市民レベルでの募金、チャリティイベントの開催、支援メッセージの発出とともに折り鶴を寄贈する等、これまでの文化紹介・人的交流が対日理解の素地となるとともに、震災後の行事が市民レベルでの対日支援の広がりを促し、我が国のメッセージ発信の場となっている。
- (2) 英国BBCワールド・サービスが平成23(2011)年3月に発表した国際世論調査によると、世界における日本の影響が「肯定的」であるとする意見は57%に上昇し(前年比4ポイント増)、順位は評価対象の17か国・地域中、ドイツ、英国に続き、カナダ、EUと同率で3位であった。
- (3) 平成22年7月に発表された海外の日本語学習者数(平成21年度(独) 国際交流基金調べ。 調査は通常3年ごとに実施している) は、前回調査(平成18年度)よりも1.5倍増の約365万人に のぼり、着実に増加している。
- (4) 内閣府が平成22年10月に実施した個別面接聴取法による外交に関する世論調査によると、諸外国との文化交流を進める上で、どの分野に重点を置くべきだと思うかとの問いに対し、「青少年・留学生の交流(次世代を担う若者の交流)」を挙げた者の割合が58.8%、「スポーツ交流」が54.3%と高く、以下、「学者、芸術家、文化人などの交流」(43.7%)、「伝統的日本文化の紹介(生け花、お茶、歌舞伎など)」(39.0%)の順となっている(※複数回答可)。
- (5)人物交流事業の効果を向上させるためのフォローアップ強化
- (イ)「留学生30万人計画」においては、帰国留学生のフォローアップ強化の必要性が特記されているが、外務省としては、各国の元日本留学生の組織化の促進(帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報)や帰国留学生会の活動支援(新規に帰国した国費留学生を含めた懇親会開催)等を積極的に推進した。この結果、JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界105か国、320組織(前年比増)に上っている。
- (ロ) 平成22年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約4300名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は5万4000人に達した。外務省が担う本プログラムにおける主たる業務の一つであるJET経験者のフォローアップをより強化すべく、世界15か国に52支部(前年比+1組織)あるJET同窓会組織(JETAA)の活動支援を積極的に推し進めるとともに、JET経験者のための就職支援会合の開催、JET経験者間のネットワーク強化等に取り組んだ。その一環として、JETAA会員の職業別人数の調査を実施した。

(ハ) さらに、「21世紀パートナーシップ促進招へい」については、本事業が始まった平成17年度から5年間の被招待者に対して定期的にフォローアップを実施しており(本年度以降の被招待者についても随時実施予定)、その結果、我が国の重要な外交政策実現に向けての各種協力において高い効果が確認された。また、より一層指導的立場についているかについても把握に努め、平成22年度には、平成21年度被招待者についても、引き続きフォローアップを行った。

3 「文化の分野における国際協力」について

評価の切り口1:ユネスコ,国連大学を通じた文化,教育,知的交流の分野における我が国の国際貢献の進展(ユネスコ等における交渉・事業等への貢献の度合,事業実施件数,裨益者の反応,報道振り,事業に対する評価)

ユネスコについては、第 184 回及び第 185 回執行委員会、第 34 回世界遺産委員会、無形文化 遺産条約第 4 回政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。 また、3 つの日本信託基金を通じ 79 件の事業を実施中であり、途上国の有形・無形の文化遺産 の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献しており、事業実施国 での開始式や関連国際会議等は現地プレスでも報道され、関係政府等からも高い評価や謝意が表明されている。

また、平成22年11月に訪日したボコバ・ユネスコ事務局長からも、我が国政府首脳・関係閣僚との会談のみならず、プレス・インタビュー等のあらゆる機会において、日本への謝意と日・ユネスコ間協力の重要性が強調された。

国連大学については、我が国政府との協議を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学界等との連携を促した。そうした成果の一つとして、平成22年9月に学位授与を伴う大学院プログラムが発足した。

評価の切り口2:文化無償資金協力における,事業実施件数,裨益者の反応,報道ぶり,事業に 関する評価

平成 22 年度は案件をより精査し実施を絞り込んだ結果,一般文化無償資金協力は平成 21 年度より 11 件少ない 12 件,草の根文化無償資金協力については平成 21 年度より 14 件少ない 22 件を実施した。案件実施に関する交換公文署名式や贈与契約署名式,供与式典等は現地プレスに幅広く報じられており、実施機関関係者からも活動の著しい改善など高い評価が得られている他、政府レベルの会談等においても実施に対する謝意が述べられた。また東日本大震災の発生を受け、これまで文化無償を実施した被供与国政府、機関、団体等が寄付・支援の申し出やチャリティイベント等を開催するなど、親日感が醸成されていることが裏付けられた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	Ⅲ — 1 — 1 ·第 177 回通常国会外交演説	平成 23 年 1 月 24 日	「また、我が国に対する諸外国の国民の理解と信頼を得ることは必須の課題であり、重要外交政策の積極的な対外発信に取り組むとともに、戦略的な日本事情・文化の発信や日本語の普及に努め、人の交流を更に活発にしたいと考えます。そのことは、外交政策の円滑な推進や日本企業の海外展開の支援にもつながるものと考えます。」
	Ⅲ-1-2		
1	• 第 177 回国会所信表明演説	平成 23 年	(日米同盟の進化)

	1月24日	「日米同盟は,我が国の外交,安全保障の基軸で
		あり、アジア大洋州地域のみならず、世界にとっ
		ても安定と繁栄の共有財産です。既にオバマ大統
		領とは,安全保障,経済,そして文化・人材交流
		の三本柱を中心に、日米同盟を深化させることで
		一致しています。」
Ш−1−3		
特になし		

(注)外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省大臣官房(外務報道官組織)

評価美施時期:	平成 23 年 9 月 担当	部局名:外務省大臣官房(外務報追官組織)	
	報道対策,国内広報,IT 広報	政策体系上の位置付け	
施策名		基本目標皿 広報、文化交流及び報道対策	
	(政策評価書 385 頁)	Ⅲ-2 報道対策,国内広報,IT広報	
	我が国の外交政策に関する国内外での理解を増	9進すること。次の具体的施策より構成され	
	る 。		
施策の概要	Ⅲ-2-1 適切な報道機関対策・国内広報の	実施	
	Ⅲ-2-2 効果的な IT 広報の実施		
	Ⅲ-2-3 効果的な外国報道機関対策の実施	i	
	【評価結果の概要】		
	(総合的評価)		
	 施策Ⅲ-2 「目標の達成に向けて相当な進	展があった。」 ★★★★☆	
	Ⅲ−2−1 「目標の達成に向けて相当な進	展があった。」 ★★★★☆	
	Ⅲ-2-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★☆		
	Ⅲ−2−3 「目標の達成に向けて進展があ	った。」 ★★★☆☆	
	(施策の必要性)		
	1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について		
ĺ			

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の 役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を積極的に行うことは必要 かつ重要である。

そのために、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

近年、インターネットを利用した情報発信の重要性は一層増大しており、我が国の外交政策についての正確な情報を国の内外に対してインターネットを利用して発信することは不可欠となっている。ホームページの運用上必要不可欠なコンテンツ・業務・システムそれぞれに特有のノウハウを用いて引き続き迅速・正確かつ分かりやすい情報発信を実施することが必要である。

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

外交上の諸課題に取り組んでいく上では、我が国に関する正しい理解とバランスのとれた日本関連報道を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠である。そのためには、取材への協力や外国記者の招へい等を通じ、外国メディアに対し迅速かつ正確に、我が国の外交政策等に関する情報を発信し、関心が払われ続けるよう働きかけることが必要である。また、そうした働きかけを効果的に行うためには、外国メディアや海外での日本関連報道ぶりについて情報収集・分析をする必要がある。

(施策の有効性)

1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

(1) IT による直接発信が発達しつつある今日においても、多くの国民がメディアを通じて我が国の外交政策に関する情報に接していることに変わりはない。したがって、外交日程にあわせて記者会見や記者ブリーフ等の取材機会を設け、メディアを通じた的確な情報発信

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等 を行うことは依然として必要かつ有効である。さらに、メディアに対する発信力を持つ有識者に適切な情報提供を行うことは事実関係を正確に反映した報道を促す効果がある。

- (2) メディアはその時々で国民の注目がより集まる事案について報道する傾向があるため、外務省は多岐にわたる外交政策の中でメディアが取り上げない課題についてもバランス良く国民に説明することが重要である。また、メディアでは伝えられる情報量が限られているため、外交課題の背景や日本を取り巻く国際情勢について包括的で分かりやすい説明を行い、国民のよりよい理解が得られるよう努める必要がある。したがって、メディアを通じた情報発信と並んで、外務省が独自に様々なフォーラム、講演、パンフレット、雑誌、インターネット等を通じて包括的で分かりやすい情報発信を行うことが重要である。これは外交政策や外務省に対する国民のより深い理解と信頼を得ることにつながっている。
- (3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な 媒体を通じた国民からの意見聴取や世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対 する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案、実施する上で 重要であり、国内広報、報道対策の質を向上させる上でも不可欠である。
- (4)こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を 増進する上で極めて有効である。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

国の内外におけるインターネット利用者は増加の一途を辿っており、本件施策を実施することにより、各利用者に対して迅速に情報を発信し、外交施策への理解を促進することが可能となる。外務省ホームページ(日本語、英語、携帯版)、YouTube 外務省チャンネル、各在外公館ホームページ、日本事情紹介用ホームページ等複数のホームページをそれぞれの特性に応じて有効に組み合わせることにより、想定される利用者層に応じて発信内容を最適なものとすることなどが可能となっている。

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

施策目標を達成する上では、我が国としては、最も広報効果を高められる内容、時期、形態に応じて対外発信を行うとともに、政府要人へのインタビューをはじめとする外国メディアからの個別具体的な取材要請にきめ細かく対応することが最も有効である。同時に、外国メディアの駐日支局員が減少する傾向にある中で、特に日本に主要メディアの支局がない国の報道機関については、本国の記者に対して日本取材の機会を提供することが、外国メディアにおける日本のプレゼンスやイメージを高める上で最も有効である。さらに、こうした発信を行う前提として外国メディアによる日本関連報道状況を迅速に把握し、外務省のニーズに沿った形で分析することが最も有効である。以上から、外国報道機関対策の取組は、施策目標を達成する上で、代替手段の存在しない有効なものである。

(施策の効率性)

1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、相互補完関係にある報道対策や国内広報 施策及び広聴活動も適切に踏まえて施策を実施した結果、外交政策についての発信機会がよ り頻繁かつオープンになり国民の理解と信頼の増進に寄与することができた。

具体的には、通信社からのニュース配信経費の見直しや、国内広報に係る経費の縮減等により予算削減に努めた一方で、当省 HP の「外務大臣コーナー」の設置等による発信力の強化を行った。また、直接広報のうち「大臣と語る」では、事業終了後に実施したアンケート調査でも高い評価が得られ、パンフレットを始めとする広報媒体に対し引き続き大きな関心

が寄せられ、広報媒体を利用した施策も進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効果的であった。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、情報の掲載方法を工夫してユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い、動画発信等インターネット技術を活用し、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、たとえば、主要外交行事など外国メディアの対日関心が高まる機会をとらえて、本省及び在外において、記者ブリーフィングやインタビュー等を行うことで、我が国の政策や立場に関する記述を含む関連報道の掲載につなげることができた。また、日本関連報道の情報収集・分析・配布を行うことにより、実施した施策の有効性を確認するとともに、その後の対処方法を検討する材料として提供し、施策の分析や発展を促すのに効果的な取組を行うなど、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効果的であった。

(反映の方向性)

1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

(1) 外交政策に関する情報発信

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために,政策の具体的内容や外務省の 役割等について,タイミング良く,包括的かつ分かりやすい説明を行うことは引き続き重要 であることから,直接広報,間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め,幅 広い国民層に訴求する。

(2) 外交・国際課題に関する議論の喚起

外交に関する議論を喚起するために新たに創刊された外交専門誌「外交」を活用し、外交に関する国民の関心と理解を高めていく。また、外交や国際課題に関する「大学生国際問題討論会」では、毎回質の高い白熱した議論が展開されている。広報予算が縮減される中でも、日本の将来を担う若者による自由関連な討論の場の提供を積極的に促進していく。

(3) インターネットによる発信の強化

事業仕分けなどで広報効果を定量的に示すことが求められていること、国民の情報入手先の変化等を踏まえ、平成23年度予算では、紙媒体による広報予算を縮減する一方、インターネット広報予算を前年度並みに確保するなど、引き続き、よりわかりやすい情報をインターネットで発信することを強化していく。また、近年のメディアをとりまく環境の変化に的確に対応し、効果的な発信を行うべく、ITメディアをはじめとする新しいメディアの活用を検討していく。

(4) 国民への直接説明の継続

大臣をはじめ外務省職員が直接国民に対して行う説明や質疑応答は最も分かりやすく,参加者の評価も高い。こうした分かりやすい説明を引き続き実施していく。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

更に使いやすくわかりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報発信を行うとともに、動画の活用等情報の訴求効果という点にも留意しつつ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解促進に努める。また、在外公館ホームページの維持・運営体制を構築する為には在外公館の業務を支援するための人員と予算の拡充が必要である。

平成 25 年度に運用開始予定である「新統合 Web 環境」の構築にあたっては、最新技術の利用ならびにサイバー攻撃等に対応するためのセキュリティ対策の一層の強化を検討していく。

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

今や、外国メディアによる報道(新聞記事・テレビ・インターネットニュース等)は、国際世論のみならず国内世論にも大きな影響を与えている。在京特派員数の漸減、メディアの多様化の中で、外国メディアによる日本関連報道の減少や限定的な取材による偏向報道が懸念されるところ、今後も、外国報道機関に対し必要な情報を一層迅速、正確かつ効果的に伝達するとともに、国際社会の諸問題に積極的に取り組む日本の姿勢を示していくことが重要である。

平成 23 年度は、省員の対外情報発信の意識を高め、本省・在外公館間の連携を強化し、より迅速、正確かつ効果的な外国メディア対策業務を実施していく。

【達成すべき目標. 測定指標. 目標期間. 測定結果 等】

(施策の目標)

我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること

(目標の達成状況)

1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

評価の切り口1:記者会見や各種メディア等を通じた情報発信

平成 21 年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき、インターネット・メディア、フリーランス記者等の計 57 名の記者が会見参加登録を行った。

なお、平成 22 年度の大臣記者会見は 87 回、副大臣会見は 75 回、外務報道官会見は 40 回実施された。さらに報道関係者に対し、政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計 71 回、外務報道官によるオープンルームを7回実施したほか、文書による情報発信として、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を各々29 回、83 回、「外務省報道発表」を 1、382 回発出した。

大臣をはじめとする政務三役による TV インタビューは 17 回, 新聞インタビューは 17 回 実施した。

発信力のある有識者や地方メディアに対しては、郵送、メール(週1回発送のメルマガを含む)、面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。

評価の切り口2:国民との対話,直接発信等

外交や国際課題について、国民に対して分かりやすく説明するため、平成23年3月に「前原外務大臣と語る」を神戸市で実施した他、計226回に及ぶ各種講演会事業等を通じ、約6.8万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、89%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続実施すべきとの回答は91%に上った。その他の事業についてのアンケートでも、理解が深まった、他地域でも開催して欲しい等の回答を多く得た。外務省員が講師を務める高校講座については特に実施希望が多いが、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。

パンフレットは、図書館や講演会などで配布している他、一般からの申込みに応じて送付している。外務省ホームページにもパンフレットの PDF データを掲載しているところ、毎月

3~4万件のアクセスがあり、インターネットでも十分活用されている。

また、外交専門誌「外交」を創刊し、外交に関する活発な議論を喚起するとともに、国民に対する直接発信力を強化した。

評価の切り口3:インターネットを通じた情報発信(ホームページ・コンテンツの制作)

日本 APEC(アジア太平洋経済協力)では、動画サイトに APEC 用の公式チャンネルを設置した他、ホームページ上に「外務大臣コーナー」を新たに設置し、大臣の主要外国出張の紹介動画や地図を用いて、外務大臣の活動を分かりやすく紹介し、また、新しいツールとして、Flickr(フリッカー(写真共有サイト))の使用を開始した。

外務省ホームページには多くのアクセスがあり、例えば、「キッズ外務省」は、データの 更新や新たなコンテンツの定期的な掲載をしており、月平均約35万件のアクセスがある。 子どもだけでなく様々な方面からの反響があり十分な成果を上げている。また、「わかる! 国際情勢」も月平均約6万件のアクセスがあり、ネット上でも高い評価を受けている。

評価の切り口4:地方紙への情報発信

地方出身の当省幹部に対する地方紙インタビューを計 33 回実施し、地方に対する外交情報の発信を行った。

評価の切り口5:国民からの意見の聴取

外務省ホームページに寄せられたメールの意見,及び電話,FAX,書簡で寄せられた意見は平成22年度に約20,300件に上った。寄せられた意見をとりまとめた報告書を省内関係部局に迅速かつ適切に配布すると共に、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握、共有している。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

評価の切り口1:動画による情報発信及び在外公館ホームページ開設数の増加,情報発信の 多様化

外務省ホームページトップページに新たに大臣コーナーを開設, YouTube を通じた大臣会見, 大臣の外交行事の動画配信, Flickr を利用した大臣フォトギャラリーにより, わかりやすく迅速な情報発信に努めた。動画には, 約12万7000件のアクセスがあった。併せて,ホームページのバリアフリー化を進め,幅広い利用層に情報発信が可能となるよう改善に努めた。

平成 22 年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設した。これにより、ホームページ開設公館は前年度末の 177 公館から 216 公館に増加した。

評価の切り口2: CMS導入及び外務省統合ウェブサイトによる業務の効率化

CMS の本格的な導入により、外部委託に頼らず、職員が自前で掲載業務を行うことが可能となり、掲載業務の効率化を図ることができた。平成22年度の外務省ホームページの新規掲載及び更新件数は、約1万4000件であり、前年比約59%増加したが、掲載に要した経費は前年比約70%減を実現した。

また、外務省「統合 Web 環境」に「海外安全ホームページ」を統合したことで外務省全体のホームページの管理・運用が効率化した他、日本 APEC の際には、APEC 公式サーバを「統合 Web 環境」に置いたことで経費の削減が可能となった。

評価の切り口3:国際会議等の機会を利用した積極的な情報発信

日本 APEC においては、YouTube、Flickr、Ustream(ユーストリーム)といったソーシャルメディアを通じて試験的に情報発信を行った。新設した外務大臣コーナーにおいては、外務大臣の外国訪問等を広報機会と捉え、各訪問毎に訪問先、概要、外国要人等との会談結果等を視覚的にわかりやすく説明を行った。また、平成22年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設したことにより、在外公館を通じた時宜を得た積極的な情報発信力の一層の強化が図られた。

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

評価の切り口1:日本関連報道に関する情報収集・論調分析

9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件,3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して,海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。

評価の切り口2: 外国メディアに対する情報発信・取材協力

外国メディアによる総理,外務大臣等へのインタビュー,外務大臣等による寄稿,外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング,英文プレスリリースの発出,電子メールでの情報提供,外国メディアからの照会への回答等を通じて,我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を発信し,日本関連報道に反映された。また,外務大臣記者会見記録の英訳を大幅に迅速化する等,迅速かつ正確に情報を発信した。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては,在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行い,諸外国における正しい対日理解が促進された。

評価の切り口3:外国記者招へいの戦略的実施

外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執 筆・掲載を促進した。また、記者招へいを戦略的に実施するために計画を立案し実施した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要 (主なもの)	Ⅲ − 2 − 1 ・第 177 回国会外交演説	平成 23 年 1 月 24 日	「国民への説明責任を果たします。」
	Ⅲ-2-2 ·第 177 回国会外交演説	平成 23 年 1 月 24 日	「我が国に対する諸外国の国民の理解と信頼を得ることは必須の課題であり、重要外交政策の積極的な対外発信に取り組むとともに、戦略的な日本事情・文化の発信や日本語の普及に努め、人の交流をさらに活発にしたいと考えます。」
	Ⅲ-2-3 ·第 177 回国会外交演説	平成 23 年 1 月 24 日	(総合的な外交の能力強化のための環境づくり) 「・・・情報収集・分析能力及び情報保全を含む外交実施体制を強化します。」「また、

	 我が国に対する諸外国の国民の理解と信頼
	を得ることは必須の課題であり、重要外交
	政策の積極的な対外発信に取り組む・・・」

(注)外務省における評価方式:

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)政策評価書要旨

担当部局名:外務省領事局政策課,旅券課,

評価実施時期:	平成 23 年 9 月	領事サービス室	
	領事サービスの充実	政策体系上の位置付け	
施策名		基本目標Ⅳ 領事政策	
	(政策評価書 413 頁)	Ⅳ-1 領事サービスの充実	
	(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利	確保のための取組	
	海外での邦人による申請・届出等手続の利	便性及び福利向上並びに必要な権利の確保	
	のため、IT 化を一層推進し、領事シニアボラ	ンティアによる領事窓ロサービスの向上等	
	の取組を進めた。		
	(2)領事担当官の能力向上		
施策の概要	要 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のため 策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行った。		
	(3)国際標準に準拠した日本旅券の発給・	管理	
	日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な	海外渡航を確保するため、国際民間航空機	
	関(ICAO)の国際標準に準拠し、高度な偽変過	造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・	
	管理に努めた。		
	【評価結果の概要】		
	(総合的評価)		
	「目標の達成に向けて進展があった。」 ★	★★ ☆☆	
	(理由)		
	(1)領事窓ロサービスの向上は,平成22年	三10, 11 月に在外 145 公館の在留邦人等を	
	対象に実施した、「領事サービス向上・改善の	ためのアンケート調査」の結果においても	
	表れている。具体的には、在外公館の領事窓に	コの対応では84%,入館時の受付対応では	
	75%,電話の対応では 76%が「丁寧な対応」	と回答しており、本官や現地職員が利用者	
	の立場に立って対応していると評価できる。る	さらに、平成22年度の参議院議員選挙の対	
	応について調査した結果,「丁寧な対応」との)回答は 53%であり,「普通であった」を加	
	えると 96%に上っており,在外選挙の広報案	内や在外公館投票に際しての在外公館の領	
施策に関する	事窓口での対応振りは概ね良い評価であった。	。また、平成 15年から始まった、領事シニ	
評価結果の概		実に蓄積され、領事シニアボランティアの	
要と達成すべき	意見も現場に適切に活用されてきている。		
│目標等 │	(2) 平成 18 年度から行っている領事業務の) IT 化の推進について, 平成 22 年度には,	
	領事利便支援システムに邦人援護を支援する		
	業務処理時間が今後削減されることが期待で		
	に相当)。これは、業務量に比較して人員の限	られた中で領事サービスを提供することに	
	大きく貢献するものである。		
	(3) IC旅券の適切な発給・管理等により,		
	利を確保するということについては、昨年同		
	正使用の把握件数が減る等,一定の前進が見		
	一ビスの向上という目標に向けて着実な進展: 	があったと評価する。	

(4)日本人学校現地採用教員、補習授業校現地採用講師の政府援助率を引き上げるこ とにより、学校運営の安定化と、通学児童生徒の授業料低廉化に資することができた。 また、米国に派遣される教員の米国滞在査証について、従来まで発給されていた公用査 証が米国の政策変更により発給されないこととなったが、米国政府と協議の上、教員受け入れの新たな枠組みを立ち上げた結果、引き続き安定的に教員を米国へ派遣することが可能となった。

(施策の必要性)

近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わる領事業務へのニーズは高まっている。さらに、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、領事業務の IT 化、領事窓口のサービス向上、領事担当官の能力向上、在外選挙人登録の推進、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。

(施策の有効性)

- (1) IT 化等による手続の簡素化、領事シニアボランティアによる窓口業務の支援強化、 在外選挙人名簿登録促進の取組は、海外に渡航する邦人や在留邦人に対するサービスの 向上・利便性の向上・権利行使の機会の確保につながり有効である。
- (2)領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。
- (3) ICAO の国際標準に準拠した生体情報を旅券に取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使した IC 旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。

(施策の効率性)

限られた予算や投入資源を効率的に活用し、IT 化の推進等を行った結果、邦人にとって情報発信機能強化の観点から領事業務の利便性向上が着実に図られた。また、領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

領事サービスへのニーズは年々高まっていると認識しており、引き続き、改善・強化 を続けていく。

日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保するため、ICAOの標準に準拠した IC 旅券の発給を継続するとともに、今後予定される国際的な IC 旅券の高度化・標準化作業に引き続き参加し、対応する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

- (1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること
- (2) 領事業務実施体制を整備すること
- (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること

(目標の達成状況)

評価の切り口 1:領事サービスの向上・改善に向けた取組とその成果(アンケート結果) 領事業務の IT 化の推進, 領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上, 領 事業務実施体制の着実な整備, 在外選挙人名簿登録の促進, IC 旅券の適切な発給・管理 等により, 邦人の権利を確保するとともに, 邦人の海外生活・海外渡航における利便性 が高まったことは, 全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があっ たことを示している。

また、平成22年10,11月に在外145公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果では、在外公館の領事窓口の対応では84%、入館時の受付対応では75%、電話の対応では76%が「丁寧な対応」と回答しており、本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。さらに、平成22年度の参議院議員選挙の対応について調査した結果、「丁寧な対応」との回答は53%であり、「普通であった」を加えると96%に上っており、在外選挙の広報案内や在外公館投票に際しての在外公館の領事窓口での対応振りは概ね良い評価であった。

領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査結果(平成22年10月~12月実施)

・調査実施公館数 145 公館

調査対象者総数 16,369 人

【公館がどこにあるかすぐにわかりましたか】

・すぐに分かった	5287 人 (52%)
・わかりやすかった	2087 人 (21%)
表示があり問題なかった	1497 人 (15%)
表示等がなくわかりづらかった	859 人(8%)
とても分かりにくかった	399 人(4%)

【入館時の受付の対応は如何でしたか】

・非常に丁寧な対応であった	5049 人 (51%)
・どちらかといえば丁寧な対応であった	2401 人 (24%)
・普通であった	2211 人(22%)
じょうかしいうばて恋れ社内ではれかった。	100 1 / 20/

・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 192 人(2%)

全く丁寧な対応ではなかった56 人(1%)

【領事窓口の対応は如何でしたか】

・非常に丁寧な対応であった	6095 人 (61%)
・どちらかといえば丁寧な対応であった	2340 人 (23%)
・普通であった	1339 人 (13%)
・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった	184 人(2%)
全く丁寧な対応ではなかった	76人(1%)

【電話の対応は如何でしたか】

・非常に丁寧な対応であった	4179 人 (51%)
・どちらかといえば丁寧な対応であった	2057 人 (25%)
・普通であった	1619 人 (20%)

・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 277 人(3%)

全く丁寧な対応ではなかった103 人(1%)

【在外選挙の対応振りは如何でしたか】

とてもよく対応していた	2155 人(32%)
どちらかといえばよく対応していた	1427 人 (21%)
・ 普通であった	2876 人 (43%)
どちらかといえばよく対応していなかった	164 人(2%)
・対応は不十分であった	107人(2%)
【ホームページの掲載内容は如何ですか】	
・非常に充実している	1169 人 (14%)
・充実している方である	3506 人 (42%)
▪普通	3211 人(39%)
・充実していない	311 人(4%)
・不十分である	106人(1%)
【メールマガジンの配信内容は如何ですか】	
・非常に充実している	1212 人 (19%)
充実している方である	2517 人 (40%)
・普通	2326 人(37%)
・ 充実していない	188 人(3%)
・不十分である	69 人(1%)
【領事出張サービスは利用しやすいですか】	
とても利用しやすい	1330 人 (41%)
どちらかといえば利用しやすい	761 人 (23%)
・普通	796 人 (25%)
どちらかといえば利用しにくい	238 人(7%)
・ 利用しにくい	137 人(4%)

評価の切り口2:領事担当者への研修の実績(主なもの)

- (1) 領事初任者研修を2回実施した。在外公館の領事担当官30名及び領事担当として 赴任する予定の44名が受講し、領事事務に対する理解を深めた。
- (2) 在外公館警備対策官研修に約50時間の領事研修時間を設けた。71名が受講し、 領事事務に対する理解を深めた。
- (3) 現地職員本邦研修において領事研修を実施した。10名が受講し、領事事務に対する理解を深めた。
- (4)領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。4回で29名が受講し、 領事事務に対する理解を深めた。

評価の切り口3:IC 旅券の発給状況

平成 22 年度においては約 4,090,045 冊の IC 旅券 (一般旅券) を発給し、国民の海外 渡航の円滑化に寄与した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政			
方針演説等内	ᄷᇸᇷᄀᇊᄝᇫᇦᆠᇄᇎ	平成 23 年	│ │ (総合的な外交の能力強化のための環境作│
閣の重要政策		1月24日	IJ)
(主なもの)			「・・・世界各地で活躍する多くの日本人及
			び海外に進出する日本企業が力を発揮できる

	 よう環境作りに努めるとともに、適切に支援
	L,···]

(注)外務省における評価方式:

担当部局名:外務省領事局海外邦人安全課,

評価実施時期:平成23年9月

邦人テロ対策室

評価実施時期:	平成 23 年 9 月	邦人ナロ対策至			
	海外邦人の安全確保に向けた取組	政策体系上の位置付け 基本目標IV 領事政策			
施策名 	(政策評価書 419 頁)	奉本日標Ⅳ 順争収束 IV-2 海外邦人の安全確保に向けた取組			
	(1)海外邦人の安全対策の強化				
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識			
		に、そのための的確な情報収集・発信力の強化			
16 66 a 100 TT	を図る。				
施策の概要 	(2)海外邦人の援護体制の強化				
		理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業			
		ない はい			
		トワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援			
	護体制・基盤の強化を図る。				
	【評価結果の概要】				
	(総合的評価)				
	「目標の達成に向けて相当な進展があった	:。」 ★★★☆			
	(理由)				
	平成22年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における取組を継続				
	的に進めた結果、次のとおり、全体としては相当な進展があった。				
	1 現地当局等との協力関係を構築し、兼轄国を含む安全情報収集体制の強化を図った。				
	2 海外対応携帯電話の普及に併せ、携帯電話を通じ情報発信に取り組む等海外安全に関				
	する情報発信機能の強化を図った。				
	3 キャンペーンやセミナー,講演等を通じ,企業関係者や NGO を含む国民を対象として				
	安全対策及び危機管理に関する意識の向上、危機への対応策の啓発に努めた。				
	4 一般援護関係では、閉館時における緊急電話対応体制の強化及び強化重点公館におけ				
施策に関する	るアウトソーシング化を推進した。また、精神疾病発症及び DV (ドメスティックバイオレ				
評価結果の概	ンス)被害者問題並びに高齢者問題等新たな課題への取組においては、在外公館の対応体				
要と達成すべき	制の改善や領事担当官の能力向上を図ると	同時に、医療関係者等の専門的知見の活用並び			
目標等	に各国政府関係省庁・機関、NGO 等支援団	体及び現地邦人社会との連携・協力体制の強化			
	に向けた取組ができた。				
	5 緊急事態への対応に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害・大規模				
	事故や大規模騒乱及びテロ・誘拐等への取組に努め、また政府一体となった取組の中で関				
	係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。				
	(IL-45 - 5) III.)				
	(施策の必要性) 				
		課題に掲げられており、海外における国民の生			
		ることは外務省の最重要任務の一つである。そ			
		の増強を図りつつ既存の予算・人員の効率化の			
		たに比して最大限の効果が得られるよう努めるこ			
	とが必要である。 				

(施策の有効性)

海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が、多様化する海外での危険を可能な限り正確に認識し、「自分の身は自分で守る」との意識をもって、安全対策措置を講じることが最も重要である。そのためには、正確な情報収集・分析及び魅力的な情報発信を行いうる体制を整備・強化し、国民の安全に関連する最新の情報を的確かつきめ細やかに提供することが不可欠かつ有効である。第二に、海外における不測の事件・事故等に対し迅速かつ確実な支援を行うため、外務本省及び在外公館における支援のための基盤の整備・強化が有効である。特に大規模緊急事態への的確な対応を図るため、在外公館の人的・物的体制の整備は不可欠である。また、精神障害あるいは新型インフルエンザ等の感染症については、その対応に極めて高い専門性が必要であり、こうした知見及び資格を有する専門家との連携・協力は極めて効果が高いと考える。

(施策の効率性)

外務本省及び在外公館の人的・物的資源を効率的かつ効果的に活用し、多様化する海外の危険に応じて正確で的確な情報及び支援を提供するためアウトソーシング化を含めた体制の整備・強化、専門性や確実性を要する業務に関して内外の専門家や関係機関・団体との連携・協力の強化が図られた点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

在留邦人の増加傾向が継続していることに加えて、(1) 平成 19 年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え、同世代の海外渡航者が増えたことに伴い在外邦人の高齢化が進んでいる。また、(2) テロ・誘拐の脅威が増加し、世界各地における自然災害の発生等危険・危機が大規模化、多様化しており、さらに、(3) 中東・アフリカ情勢等極めて短期間に情勢が変化する大規模騒乱の多発化、(4) 感染症対策や精神疾患及び DV 被害者への対応等援護業務が複雑化している。このような情況下、海外邦人の保護に関する政府の施策に対する期待と必要性は益々高くなっている(外交に関する世論調査: 平成 21 年 10 月)。そのため、国民の危機回避意識を醸成・増進するとともに、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、官民のネットワーク化を進めつつ、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化並びにそのために必要な予算の確保に努めていく。

【達成すべき目標, 測定指標, 目標期間, 測定結果 等】

(施策の目標)

- (1)海外邦人の安全対策を強化すること(広報・啓発)
- (2) 海外邦人の援護体制を強化すること(基盤・体制)

(目標の達成状況)

評価の切り口1:情報発信基盤の強化に向けた取組

安全対策関係団体・個人等と安全情報収集のための委嘱契約を締結し、現地治安情報の収集と邦人援護が発生した場合の側面支援・協力を求めた。情報発信の基盤である海外安全ホームページについては、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供し得るよう内容を整備・改善し、アクセス数の増加を図るとともに、携帯版の海外安全ホームページでは機能を拡充した。また、年末年始の海外旅行シーズン及び卒業前の海外旅行シ

ーズンに合わせて行った海外安全キャンペーンにおいては、海外安全ホームページへの関心と渡航情報収集の重要性を呼びかけた。さらに、海外における多様な危険について、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料(海外事件簿等)をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて情報提供し、その他海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施した。

評価の切り口2: 海外邦人の危機管理意識の強化

テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、継続的に国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。また、NGO 関係者が誘拐される事案が複数発生していることを踏まえ、危険地域で活動する NGO 等を対象としたセミナーの開催等の取組を引き続き実施した。さらに、本邦及び在外において、新型インフルエンザ等新たな脅威等に備えての危機管理について啓発に努めた。

評価の切り口3:緊急連絡への24時間対応体制の強化

(1) 在外公館閉館時緊急電話対応体制の強化

夜間・休日等在外公館閉館時などでも時間的制約に関係なく、邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、引き続き在外公館閉館時における緊急電話受付業務のアウトソーシング化の推進に努めた。平成22年度には中南米、欧州、中東及びアフリカ公館の11公館に新規導入し、導入公館数を93公館(平成21年度)から、104公館まで拡充した。

(2)専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは新型インフルエンザ等の感染症など新たな対応が求められており、こうした事態にも適切に対応するため、拠点国における精神科医師の活用(顧問医契約)を行った。

評価の切り口4:遠隔地等における即応体制の強化

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、 援護を必要とする邦人への支援を迅速に行い得るよう、現地協力者を通じて、初期援護や 支援活動等の必要な措置を講じた。

評価の切り口5:官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施

海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化した。その一環として、外務本省あるいは在外公館において、旅行業界や NGO を含む官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報共有・協議を行った。

また、外務本省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方公共団体に対し情報提供等を行った。

評価の切り口6:大規模緊急事態対応能力の強化

テロ・誘拐, 大規模化する自然災害, 急激な政情不安等の大規模緊急事態への対応につき, 各種の研修を通じて緊急事態対応要員の養成を行った。また, 全米・カナダ邦人安否確認システムについて, 在留邦人の参加を得て, 全米・カナダにおける運用訓練を実施した。緊急事態にはその都度体制を敷き対処しているところであるが, その中でも特に国民

	l			
	の関心が高かったニュージーラン	/ド南島地震に	:ついては,外務本省及び現地に対策本部を	
	設け政務レベルが陣頭指揮を取る	ったで、知見	とを有する専門家等を現地へ派遣し、邦人被	
	災者の身元確認や被災者家族等支援に全力を尽くした。またエジプトにおいては情勢思			
	のため現地にチャーター機を派遣し、現地に取り残された邦人の救出を行うなど、邦人の			
	安全確保に迅速に取り組んだ。			
	さらに、テロ・誘拐関係のニュースを速報する体制の構築や誘拐事件に対応する体制の			
	強化等も行った。			
関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
方針演説等内	,	, , , , ,	A - 100 P - 00 (1000)	
		平成 22 年		
閣の重要政策	l · 第 174 回国会外交演説		(海畔 二月 国体亚和维性活動)	

(注)外務省における評価方式:

(主なもの)

・第 174 回国会外交演説

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行う ものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

1月29日

(海賊,テロ,国連平和維持活動)

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省領事局外国人課

一面久心的 70	十八 20 午 9 万	1530001.77份有限争问介色人味				
	外国人問題への対応強化	政策体系上の位置付け				
施策名		基本目標Ⅳ 領事政策				
	(政策評価書 426 頁)	Ⅳ-3 外国人問題への対応強化				
	査証は、外国人の入国・滞在が差し支えない旨の在外公	館長の判断である。人的交流促進のた				
	め、入国管理上問題のないと見られる外国人に対して査証	面での便宜を図る一方、我が国社会の				
	安全のため、査証審査を適切に行っている。また、査証審	査を効率的に行うため、外務本省と在				
	外公館を結ぶ査証広域ネットワーク(査証 WAN)システムを拡充している。					
施策の概要	我が国に定住している日系人を始めとする在日外国人は	様々な問題(雇用、教育、日本語、住				
	- 宅等) を抱えていることから, 社会統合のあり方等につい	て検討が必要となっている。また、急				
	速な人口減少と急激な高齢化が進むにつれ,労働力人口減	少に伴う経済成長の低下,高齢化に伴				
	- う経済社会の活力減退が懸念される。そこで,外国人の受	入れに係る問題についても検討が求め				
	- られているため,在日外国人問題の啓発活動,外国人住民	が多数居住する都市の行政等との連携				
	 や諸外国との協議,諸外国の経験を紹介し議論を行う国際	ワークショップの開催などを行い,同				
	- 問題の緩和・解決に積極的に取り組んでいる。					
	 【評価結果の概要】					
	(総合的評価)					
		<u>,</u>				
	「日保の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★☆ (理由)					
	1 1 1 1					
	(1) 中国人に対しては、平成 12 (2000) 年から団体観光客向け査証を発給しているが、平成					
	21 (2009) 年7月からは、一部の在外公館において、十分な経済力を有する者とその家族に対す 					
	る個人観光査証の発給を開始した。平成 22 (2010) 年 7 月からは、その対象を一定の職業上の地					
	位及び経済力を有する者とその家族に拡大し、日中間の人的交流の発展に貢献している。					
	(2) また, 平成 22 (2010) 年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき, 平成 23 (2011)					
	年 1 月からは、新たに創設した「医療滞在ビザ」の運用を開始し、治療等の目的で外国人が我が 					
	国に入国しやすくするための措置を講じた。					
施策に関する	(3) 外国人受入れの是非についての議論が高まりを見せている中で,「将来における我が国の 					
評価結果の概						
要と達成すべき	者・専門家が,一般参加者と質疑応答を行い,国際的視点をも踏まえ議論を行った。この議論を					
目標等	通じて外国人の受入れ問題について幅広い論点(経済,労	働,文化,社会,国際,外交)を整理				
	することができた。					
	(4) その一方で、日本との経済格差を背景に、不法就労を試みる外国人は後を絶たない。また、					
	国内でも低賃金労働や性的搾取(さくしゅ)など、外国人に対する人権侵害事例が見られるため、					
	悪用事例の多い査証申請(研修・技能実習、興行等)については一層厳格な審査を行っている。					
	また、それらの国が査証免除国である場合は、査証免除措	置そのものを見直し、査証制度の再導				
	入を行っている。査証申請件数の増加によって, 査証事務	量が増加している。特に中国に所在す				
	る在外公館の事務が逼迫しているため,人員の増強や査証	事務の効率化にも努めている。				
	(长年の2)再料)					
	(施策の必要性) (1) 諸州国内の幅内に八野での人的な済む伊進しのの。	北が国社会の字会。 ウシナホルナッツ				
	(1)諸外国との幅広い分野での人的交流を促進しつつ。 悪ギなス	水小国社云の女王・女心を傩保する少 				
	要がある。					
	(2)国際的な人材獲得競争が激化している一方,我が国	の労働力人口の減少に伴う経済成長の				

低下, 高齢化に伴う経済社会の活力減退, 社会保障制度の持続可能性への懸念など, 我が国の将来に対する不安や閉塞感が国民の間で強まっている。その中で, 今後, 外国人をいかに受け入れ, 我が国に在留する外国人を社会統合していくのか, 関係省庁, 地方自治体とも連携し, 国民の理解を得つつ, 有効な措置を講じていく必要がある。更に, 平成 20 年秋以降の世界的な経済危機により, 従来の形での就労が不可能となっている中, 日本語能力が不十分であることなどから再就職が難しく, 生活困難な状況に置かれる在日外国人が増加したことから, 在日外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れるための施策を講じていく必要がある。

(施策の有効性)

- (1) 入国管理上問題のないと見られる外国人に対して査証取得の面で便宜を図ることにより、査証発給件数は、中国人観光客を中心に対前年比34.8%増加した。一方、査証審査を適切に行うことにより、外国人の不法残留者数や来日外国人犯罪の総検挙人員は、前年と比べると前年と比べると10.6%減少した。
- (2) 外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップの開催や諸外国との領事当局間協議を通じて、在日外国人問題について取り組んでいくことが有効である。

(施策の効率性)

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、諸外国との人的交流を促進する施策が進展した。具体的には、中国人個人観光査証の発給数が前年同時期と比べ 4.6 倍に増加した。

また、外国人患者等の受入振興を目的に、平成 23 年 1 月から運用が開始された「医療滞在ビザ」は、医療目的で訪日する外国人に対し、必要に応じ数次有効の査証が発給されたり、長期の滞在が可能(入院を前提とする場合、「在留資格認定証明書」を取得することで最大6か月まで)であったり、必要に応じ身の周りの世話をする人物も同伴が可能である等、外国人患者にとり利用しやすい査証となるよう制度設計を図ったものである。

このように、諸外国との人的交流が拡大するにつれ、査証審査をより効率的かつ適切に行う必要がある。今後、更に査証 WAN システムを拡充し、限られた人的投入資源を更に有効に活用していく必要がある。

(反映の方向性)

査証取得面で便宜を図ることにより、諸外国との人的交流促進を図る一方、査証審査を適切に 行うことにより、我が国社会の安全に貢献する。

訪日外国人の増加が見込まれるところ、査証審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶ査証 WAN システムを拡充する。

【達成すべき目標. 測定指標. 目標期間. 測定結果 等】

(施策の目標)

- (1) 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること
- (2) 在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと

(目標の達成状況)

評価の切り口1:入国管理上問題のないと見られる外国人への査証発給要件緩和

中国人に対しては、平成 12 年から団体観光客向け査証を発給しているが、平成 21 年7 月から

は、一部の在外公館において、十分な経済力を有する者とその家族に対する個人観光査証の発給を開始し、平成22年7月からその発給要件を緩和している。こうした取組等により、平成22年7月~12月の同査証発給件数は、約3万6千件に達し、平成21年の同時期に比して約4.6倍増加し、日中間の人的交流の発展に貢献した。

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、平成23年1月からは、新たに 創設した「医療滞在ビザ」の運用を開始し、治療等の目的で外国人が我が国に入国しやすく するための措置を講じた。

評価の切り口2:在日外国人問題への取組

日本に長期滞在する外国人の数(外国人登録者)は、平成 21 年末で約 218 万人、総人口の約 1.71%に達しており、外国人が多数居住する自治体を中心に、文化、習慣及び言語の違いによる地域社会との摩擦などの問題が生じている。外務省では、外国人受入れや社会統合に関する海外の先進事例を紹介し、国民的議論を促進するために、平成 17 年から平成 21 年まで毎年「外国人受入れと社会統合に関する国際シンポジウム」を開催してきたが、平成 22 年から、国際シンポジウムを国際ワークショップに改編し、外国人の受入れと社会統合問題に資する成果物の作成を目標とした。高度人材の受入れについては、現行の外国人受入れの範囲内で、イノベーションによる経済成長(「高度人材受入推進会議」の報告書(平成 21 年 5 月 29 日))並びに新たな需要及び雇用の創造(「新成長戦略」平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)に資することが期待される産業分野において就労する高度な能力や資質を有する外国人の受入れを促進するため、関係省庁と協議を進めている。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		①平成 22 年	
	①「新成長戦略」について	6月18日閣	① 国際医療交流(外国人患者の受入れ)
	②「新成長戦略実現に向けた3	議決定	訪日観光査証の取得容易化
	段構えの経済対策」について	②平成 22 年	② 医療・介護分野での需要・雇用創出(「医
関係する施政	③「口向・ナノレ対心のだめの	9月10日閣	療滞在ビザ」の設置)
方針演説等内	系心心口性が外外 こういて 利	議決定	③ 新成長戦略の推進・加速
閣の重要政策	成長戦略実現に向けたステップ	③平成 22 年	医療サービスの情報化促進・国際化推進
(主なもの)	2)	10 月8日閣	(「医療滞在ビザ」の創設)
	④第 176 回国会所信表明演説	議決定	④ 経済成長の実現ー経済対策と新成長戦略
	⑤「高度人材受入推進会議」の	④平成 22 年	の推進
	報告書	10月1日	⑤ イノベーションによる経済成長
		⑤平成 21 年	
		5月29日	

(注)外務省における評価方式:

担当部局名:外務省大臣官房総務課,人事

評価実施時期:平成23年9月

課 警備対策室 情報防護室

評価美施時期:	平成 23 年 9 月	課, 營備对策至, 情報防護至	
	外交実施体制の整備・強化	政策体系上の位置付け	
施策名		基本目標V 外交実施体制の整備・強化	
	(政策評価書 433 頁)	▼ - 1 外交実施体制の整備・強化	
	(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不	可欠な定員・機構を整備することにより外交	
	実施体制を整備・強化する。		
	(2) 在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な	警備対策を実施することで、在外公館及び館	
施策の概要	員の生命・身体の安全等を確保し、また、在外公館	に対する攻撃を未然に防止する等,警備体制	
	の強化を通じて、外交実施体制の整備・強化を図る	00	
	(3)外交活動を支える上で,死活的に重要である	情報の防護については、制度面、意識面、物	
	理面など多面にわたる体制強化を図る。		
	【評価結果の概要】		
	(総合的評価)		
	「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆		
	(理由)		
	以下のとおり、本施策の小目標達成に向けた種々の取組を実施し、外交実施体制の整備・強化		
	が進展した。		
	(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公		
	館の最適化を目的として取り組んだ結果、総領事館の廃止や定員の合理化を進めつつ、人員を拡		
	充することができた。		
	(2) 在外公館の警備体制の一層の強化については	,各種人的及び物的な警備強化措置,各種研	
	修や警備訓練等を行った。		
	(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化に	ついては,平成19年度に設置された情報防	
	護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報	防護対策の企画・立案、関連内規の整備、研	
施策に関する	修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を実施した。		
評価結果の概			
要と達成すべき		<u></u>	
目標等	激動する国際社会の中で、我が国の平和と繁栄を		
	務省が組織として最大限の能力を発揮する必要があ	5り,そのためには,外交実施体制を整備・強	

化するという本施策を推進することは必要不可欠である。

(施策の有効性)

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

外務省は、定員・機構の増強に努めているが、外務省の業務がますます増大している中で、国 民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な定員を確保し、在外公館の体制を最適化 することは、外交実施体制を整備・強化する上で有効な取組である。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

在外公館に対する各種の人的及び物的な警備強化措置を講じるとともに、警備対策官及び警備 専門員に対する研修、館員に対する警備関係講義の実施、各在外公館所在国の脅威を勘案した警 備訓練を実施する等、在外公館の警備体制をハード、ソフト両面から強化することは、在外公館 及び館員等の安全を確保し、外交実施体制を一層強化する上で有効である。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

意識面,制度面,物理面等多面にわたる取組を着実に進めるため,大臣官房総務課の下に平成19年度に設置した情報防護対策室を中心に,本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案,関連内規の整備,研修の一層の強化,電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施することは、情報防護体制の多面的な強化のため有効である。

(施策の効率性)

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、以下の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

体制の整備・強化のために在外公館の最適化を図ることを目的として施策の実施に取り組んだ結果、1総領事館の廃止や定員の合理化を進めつつ、体制の整備・強化のために在外公館の最適化を図り、人員を拡充することができた。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

人的及び物的な警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練などの実施により、在外 公館の警備体制の整備・強化が進展した。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施した。

(反映の方向性)

- (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備 外務省(本省・在外公館)の定員・機構の整備・強化は国民の安全・安心の確保や繁栄の 促進等に不可欠であり、今後とも一層推進する必要がある。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化 我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐 え得る在外公館警備体制を更に整備・強化する必要がある。
- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化 政府機関からの情報流出を防ぐため、情報防護体制の多面にわたる取組を不断に強化する 必要がある。

【達成すべき目標, 測定指標, 目標期間, 測定結果 等】

(施策の目標)

激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること

(目標の達成状況)

評価の切り口1:外務省の人員、機構の更なる整備

平成 22 年度には、定員 37 人純増及び 1 総領事館の廃止を行い、外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。

評価の切り口2:在外公館の警備体制の強化

在外公館に対する各種の警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練などを実施し、在

外公館の警備体制を強化した	外	小館の	警備	休制 2	を強く	KL.	t
---------------	---	-----	----	------	-----	-----	---

評価の切り口3:外交を支える情報防護体制の強化

情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、電子機器からの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施し、外交を支える情報防護体制を強化した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)		平成 23 年 1 月 24 日	「最後に、これまで述べてきた政策を効果的に実行するために必要となる総合的な外交力の強化について述べます。在外公館の新設や在外公館職員の再配置を含む体制整備を推進すると同時に、情報収集・分析能力及び情報保全を含む外交実施体制を強化します。」

(注)外務省における評価方式:

担当部局名:外務省大臣官房情報通信課,

評価実施時期:平成23年9月

在外公館課

評価実施時期:	平成 23 年 9 月	在外公館課	
	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活	政策体系上の位置付け	
+	用した業務改革	基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	
施策名		V − 2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT	
	(政策評価書 437 頁)	を活用した業務改革	
佐笠の掘画	各内部管理業務システム、在外経理システム	及び情報ネットワークの最適化を実施することに	
施策の概要	より、維持・運営経費の削減を図るとともに、	,業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。	
	【評価結果の概要】		
	(総合的評価)		
	「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★	★ ☆☆	
	(理由)		
	1 「外務省情報ネットワークの整備」にお	いては,平成 22 年度までに整備対象 232 公館中	
	の 229 公館に基幹通信網及び国際 IP電	記話の整備,並びに,64 公館の情報ネットワーク	
	の再整備を完了した。また、今後の在外公館情報ネットワークについてスリム化し更な		
	る効率化を実現するための要件定義及び在外5公館における検証作業を実施した。これ		
	らにより平成 22 年度までの目標(小目	標1)を達成した。	
	2 「内部管理用ホストコンピュータシステ	ムの再構築」においては、ホストコンピュータか	
	ら脱却したことにより,システム維持経費の削減を行い平成 22 年度の目標(小目標2)		
	を達成した。		
	3 「在外経理システムの整備」にあたって	[は、「在外経理システムの業務・システム最適化	
	計画(改定版)」に基づくサーバの本省	集約化等を実現するため,次期在外経理システム	
	の設計・開発作業を進め, かつハードウ	ェア・ソフトウェアを調達し,同システムの環境	
施策に関する	構築をした。これにより平成 22 年度の	目標(小目標3)を概ね達成した。	
評価結果の概	4 「業務系共通プラットフォームの構築」	においては,平成 22 年度に6つの業務システム	
要と達成すべき	を統合し,サーバの集約化を行ったことにより平成 22 年度の目標(小目標4)を達成し		
目標等	<i>t</i> =。		
	(施策の必要性)	いては、見方み等の方案、世光機能の、屋の砂ル	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	いては、外交政策の立案・推進機能の一層の強化	
		フークを根本的に見直し、十分な情報セキュリテー	
	,	奥を同時に実現する情報ネットワークの在り方を ,	
	明確化し通信体制を強化する必要がある		
	2 内部管理用ホストコンピュータシステ。	ムの再構築」においては、ホストコンピュータ上 	

の集約化を行い、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの向上を進める 必要がある。

4 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、本省内に個別に運用管理するサーバ

で運用する各種業務・システムの効率化及びシステム維持経費の削減に取り組む必要が

3 「在外経理システムの整備」は、在外公館における会計担当者の増大する業務を簡素化・ 効率化するため、また、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に

処理できるよう IT を活用した業務改革を進めることが必要である。

(施策の有効性)

本件施策の実施を通じ、外交を推進する上で基盤ともなる情報・通信、会計システムの更なる向上が図られるとともに、以下のとおり、経費節約等にも有効である。

- 1「外務省情報ネットワークの最適化」では、全体的な情報セキュリティレベルの向上とともに計画完了時に年間 1億 7000 万円の経費削減、及び 1万 7000 時間の業務時間短縮が見込まれる。
- 2「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」では、システムの維持経費を年間3億円削減し、業務処理時間を年間1500時間削減することにつながる。
- 3 「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づく次期在外経理システムを平成24年度以降運用開始することにより、在外公館の会計担当者の業務量は、月間で約38時間の時間削減(15.2%の削減率、いずれも試算値)が見込まれる。また、経費については平成24年度以降、年間延べ約5300万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。
- 4 「業務系共通プラットフォームの構築」では、平成22年度から平成27年度までの間で約1億3千万円の経費削減が見込まれる。

(施策の効率性)

限られた予算や人的投入資源を活用し、情報ネットワークの整備、内部管理業務用ホストコンピュータのシステム再構築、在外経理システムの整備、業務系共通プラットフォームの構築といった IT を用いた業務改革が進展した。このように投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

- 1 「外務省情報ネットワークの整備」については、平成23年度及び平成24年度の2か年で在外公館情報ネットワークの再整備を順次完了することにより、通信体制の強化を図る。
- 2 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」については、「人給共通システム」 を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。
- 3 「在外経理システムの整備」については、「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に則り、次期在外経理システムの設計・開発を進めることによって、サーバ本省集約等の IT を活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者のさらなる業務負担軽減を図る。
- 4 「業務系共通プラットフォームの構築」については、本省内の業務システムの統合・サーバの集約化を進めることにより、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの更なる向上を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素 化・効率化・合理化を推進すること

(目標の達成状況)

1 外務省情報ネットワークの整備

評価の切り口:外務省情報ネットワーク最適化計画の目標推進状況

229 の在外公館に基幹通信網, 国際 IP 電話の整備, 並びに, 64 公館の情報ネットワークの 再整備を完了した。また, 今後の在外公館情報ネットワークについてスリム化し更なる効率化 を実現するための要件定義及び在外 5 公館における検証作業を実施した。

2 内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築

評価の切り口:業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組

ホストコンピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減を行った。

3 在外経理システムの整備

評価の切り口: 在外経理システムの設計・開発の推進状況

「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づく次期在外経理システムの設計・開発作業を進め、かつ同システムのためのハードウェア・ソフトウェアを調達しシステム環境を構築する等して、同システム最適化計画達成に向けて設計・開発を継続中である。次期在外経理システムの運用を開始する平成24年度には、在外公館における会計担当者の業務の簡素化・効率化が見込まれている。

4 業務系共通プラットフォームの構築

評価の切り口:本省内サーバの集約化状況

本省内の6つの業務システムを統合し、サーバの集約化を行った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)		①平成16年6 月 14 日改報	①第2—II IT 化に対応した業務改革 ②II IT 化に対応した業務改革

(注)外務省における評価方式:

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省国際協力局

 施策名
 経済協力
 政策体系上の位置付け

 基本目標VI 経済協力 VI-1 経済協力
 VI-1 経済協力

 施策の概要
 戦略的な 0DA の実施のための援助政策の企画・立案

【評価結果の概要】

(総合的評価)

「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆

(理由)

以下に示すとおり、我が国の極めて厳しい財政状況を反映し、一般会計 ODA 予算の減額が続く中で「選択と集中」を進め、ODA の効率的・効果的な実施に努めた結果、目標の達成に向けて進展があった。

(1) ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成へ向けた取組

平成 22 (2010) 年9月にニューヨークにおいて開催された MDGs 国連首脳会合の全体会合において、 菅総理大臣 (当時) は、ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向け特に進捗が遅れている保健分野および教育分野に対し平成 23 (2011) 年からの 5年間で計 85 億ドルの支援を行うとの「菅コミットメント」を発表した。

また、平成 24(2012)年までの対アフリカ ODA 倍増等の TICADIVの公約達成のため、対アフリカ支援を着実に実施するなど、ODAの対 GNI 比 0.7%という目標達成に向けた努力を継続した。

(2) アフガニスタン、パキスタン支援

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等 アフガニスタンについて、平成 21 年 11 月、今後のアフガニスタン情勢に応じて、平成 21 年 から概ね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行うとの方針を発表した。平成 23 年 3 月現在で約 1666.56 億円の援助を実施している。パキスタンについては、平成 21 年 4 月に 2 年間で最大 10 億ドルの支援を発表し、平成 23 年 3 月時点で約 940.37 億円の援助が実施されている(アフガニスタン・パキスタンともに、技術協力の実績は集計中のため含んでいない)。

(3) ODA のあり方に関する検討

岡田外務大臣(当時)の指示により、ODA について国民の共感が十分には得られていないとの認識の下、国民の理解と支持を得るための見直しを行い、ODA をより戦略的かつ効果的に実施するために、平成22年2月に省内にタスクフォースを立ち上げ、国際協力の理念・基本方針、援助の効果的・効率的実施、多様な関係者との連携、国民の理解・支持の促進、JICAという5つの論点を中心に議論を重ね、6月に「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」(以下「最終とりまとめ」という。)を発表した。

(4)「見える化」の徹底

「最終とりまとめ」を受け、①「ODA の見える化」の着実な実施として、平成 22 年 10 月に JICA ホームページ上に「ODA 見える化サイト」を立ち上げ、現在実施中の案件については平成 24 年度末までに、また、過去 10 年程度に完了した無償・有償案件(事後評価実施済み案件)については平成 25 年度末までに同サイト上に掲載を完了することを目指し、作業に着手(3月 31 日現在の掲載件数:無償 21 件、有償3 件、技協 78 件)。

また、概ね過去 10 年間に完了した案件を中心に、無償資金協力 1,060 件、有償資金協力 1,102

件,草の根・人間の安全保障無償資金協力 5,335 件を対象として,効果発現状況につき改めて精査した結果,96%以上の案件で想定された効果が発現している旨平成23年1月に公表した。

(5) PDCA サイクルの強化

「最終とりまとめ」を受け、従来の国別援助計画を見直し、より簡潔で戦略性の高いものに改編するとともに、名称も「国別援助方針」に改称した上で、今後3年を目途に原則として全ての我が国0DA対象国について策定することとした。

また、案件形成段階及び評価段階において第三者の関与を得るため、NGO および有識者等からなる開発協力適正会議を設置するための必要な調整を行った。さらに、草の根・人間の安全保障無償資金協力に関しても、PDCA サイクルの導入等の制度改善に向けた取組を行った。

(6) 不正行為を行った者等に対する措置要領の改定

平成 21 年 9 月の「ODA の不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」の報告書や平成 22 年 6 月の「最終とりまとめ」を踏まえ、不正行為を行った企業に対する措置要領について措置期間の延長等の改定を行い、平成 23 年 2 月に公表した。

(7) ODA評価体制の強化(外部人材の登用及びODA評価の大臣官房への移管)

「最終とりまとめ」において、「ODA 評価体制の強化」として評価部門の独立性強化と ODA 評価部門の責任者に知見と経験を有する外部人材の登用の必要性が指摘されたほか、経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD/DAC) の対日援助審査報告書の提言においても ODA 評価の体制を見直すよう提言されたことを受け、①平成 22 年9月に ODA 評価部門の責任者に知見と経験を有する外部人材を登用するために公募を行い、平成 23 年1月付で採用するとともに②ODA 評価部門を政策・実施部門である国際協力局から切り離して大臣官房へ移管し、平成 23 年4月付で大臣官房ODA 評価室を設置して ODA 評価業務を担当させることとした。

(施策の必要性)

グローバル化が進む国際社会においては、飢餓や病気に苦しみ、人間としての尊厳を保てないような苦しい生活を営んでいる人々が数多く存在しているという、厳しい現実がある。開発途上国における開発課題は山積しており、我が国の平和と繁栄に直結している国際社会の平和と繁栄のためにも、これらの課題に対処することは我が国の責務である。ODA を積極的かつ効果的に活用し、途上国の安定と発展や、地球規模課題の解決に取り組むことは日本自身の国益に叶うものであり、ODA は重要な外交手段である。

(施策の有効性)

日本の平和と繁栄は、世界の平和と繁栄、それを実現するための国際協調の中でこそ実現可能なものである。一方で、現実の国際社会は貧困やエイズ、気候変動等様々な課題に直面しており、これに対し、日本が積極的に行動することで、世界の期待に応えることが求められている。

ODA はそのための重要な手段であり、我が国の比較優位を活かすものとして、有効である。

(施策の効率性)

0DA 予算の減額が続く中、0DA コスト総合改善プログラム(平成 20 年 4 月策定)に沿って、平成 20~24 年度で平成 19 年度の標準的事業と比較して 15%程度のコスト削減を目指している。

また、「官民連携のための円借款の迅速化」を平成21年7月に公表し、さらに追加的措置として「円借款の迅速化について」を平成22年7月に公表し、STEP(本邦技術活用条件)案件及び

官民連携案件を中心に、案件の形成から完工に至るまでの各段階において要する時間の短縮を図っている。

さらに、学校建設案件において、コミュニティ開発無償を利用することにより、平成 19 年度 から平成 23 年度までの 5 年間の平均で 30%以上のコスト縮減を目指している。

(反映の方向性)

「最終とりまとめ」を踏まえ、MDGs達成への貢献、平和への投資、持続的な経済成長の後押しを重点分野とするとともに、経済外交の推進に対し ODA を積極的に活用する。ODA の当初予算が過去 14 年間で半減する中、一段と厳しさを増す我が国の財政状況を十分認識し、「選択と集中」によりメリハリをつけて事業の効率化を図る。また、「最終とりまとめ」に記載された各事項のフォローアップを引き続き着実に実施し、国民の ODA に対する十分な理解を得られるよう努めつつ、戦略的・効果的に ODA を実施していく。

【達成すべき目標. 測定指標. 目標期間. 測定結果 等】

(施策の目標)

二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて 我が国の安全と繁栄を確保すること

(目標の達成状況)

評価の切り口1: 世論調査における変化

毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を4年連続で上回り、かつ「積極的に進めるべき」とした割合も30%を回復した。



(備考) 内閣府「外交に関する世論調査」。

評価の切り口2: ODA 事業が国民に対する説明責任をどれだけ果たしているか

ODA 広報の実施-ホームページの充実、テレビ広報番組等の活用

ODA ホームページに対するアクセスは約 8600 万件とほぼ前年並みの水準となった。 また、テレ

ビ東京の「地球VOCE」の平成22年度平均視聴率は4.7%,番組IPへの同年度アクセス数は約75,000件となっており、一般国民に対する ODA 広報は着実に進んでいる。

評価の切り口3:NGOの活動環境整備及びNGOとの連携強化

国際協力における政府の重要なパートナーである NGO がその能力をさらに向上していけるよう活動環境の整備を支援し、NGO の能力向上を側面支援するために、NGO と連携の上、①NGO 相談員、②テーマ別能力向上プログラム、③NGO 長期スタディ・プログラム、④NGO インターン・プログラム、⑤JICA による NGO 支援(アドバイザー派遣制度等の実施)の諸事業を実施した。また、NGO の声を施策に反映しやすくするため、外務大臣が NGO の意見・提言を直接聴取する場として日本の国際協力のあり方に関する NGO アドバイザリー・グループを5月に設置し、2回開催したほか、当省政務レベルが出席する NGO・外務省定期協議会を7回開催した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	①菅総理(当時)外交に関する 講演「歴史の分水嶺に立つ日本 外交」 ②第 177 回国会外交演説	①平成 23 年1月 20 日 2平成 23 年1月 24 日	

(注)外務省における評価方式:

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省地球規模課題審議官組織

	地球規模の諸問題への取組	政策体系上の位置付け	
施策名		基本目標Ⅵ 経済協力	
	(政策評価書 451 頁)	VI-2 地球規模の諸問題への取組	
グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを多			
**************************************	ること。次の具体的施策より構成される。		
施策の概要 	VI-2-1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献		
	VI-2-2 環境問題を含む地球規模問題への取組		
	【評価結果の概要】		
	(総合的評価)		

施策VI-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 $\star\star\star\star\star$ \star VI-2-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 $\star\star\star\star\star\star$ \star VI-2-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 $\star\star\star\star\star\star$

(施策の必要性)

1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

21世紀を迎えグローバル化が急進する中、国内紛争の国際化、感染症の広まり、難民問題、 貧困問題等、人々を脅かす脅威もまた多様化、深刻化しており、従来からの国家による庇護だけでは対応することが難しい脅威の事例が顕著になっている。人間一人ひとりに着目し、保護と能力強化をもって人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現しようとする人間の安全保障の概念は、これらの問題に対処するために効果的・効率的なアプローチである。この考え方は0DA大綱の基本方針にも組み込まれている。

地球規模の課題への対処において我が国が指導力を発揮し、国際社会に貢献するためには、 かかる有益な概念に対する各利害関係者の理解促進及び様々な支援スキームを通じた同概念 の実践に努めることが必要かつ適当である。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能となるものであるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要がある。また、環境問題が開発、社会等分野横断的な問題であるため、取組の内容や程度をめぐり特に先進国・途上国間で意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、この様な立場の相違を調整し、可能な限り克服していくための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

特に気候変動問題に有効に対処するためには、国際交渉を進展させ、現行の国際枠組みである京都議定書の第一約束期間(2012 年末まで)後の国際枠組みとして、全ての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する必要がある。

近年自然災害の発生が増加し、災害被害及びリスクの軽減は持続可能な開発の達成に不可欠であることから、持続可能な開発を目指す国際防災戦略である「兵庫行動枠組」の世界的な実施を推進することが必要である。

(施策の有効性)

1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

人間の安全保障の概念普及と実践を進める上では、国連を始めとする多数国間の国際会議 や二国間会合、国際機関との会合等の場において人間の安全保障の有用性につき議論を深め るとともに、人間の安全保障の実現にとり効果的な支援スキームを通じた実践を継続するこ とが有効である。人間の安全保障の視点に立った支援を実施し、その成果につき国際場裏で発信することにより、我が国の支援は裨益者のみならず、被援助国、国際機関、関係 NGO 等からも高い評価を得てきている。

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等、国際的なルール作りに主体的・積極的に貢献し、我が国の考えを反映させていくことが有効である。

防災については、我が国の防災大国としての知見・経験・技術を世界的な取組においても 活用することが目標達成のために有効である。

(施策の効率性)

1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

限られた予算・人的投入資源の中で、各種会合の機会を捉えて人間の安全保障に係る議論を継続的に実施するとともに、多様な支援スキームを適切に使い分けつつ人間の安全保障の実現に取り組んだ結果、上述の成果が得られたので、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、地球環境問題に関する国際ルールの策定・実施、生物多様性条約 COP10 及びカルタへ ナ議定書 COP-MOP5 における種々の成果、気候変動枠組条約 COP16 をはじめとした気候変動に関する国際交渉の進展、防災に関する「兵庫行動枠組」の推進等の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

引き続き多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念の一層の普及に努めるとともに、アフリカ連合、欧州連合を始めとする地域機構との協力に向けた具体的な施策を行っていく。

人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする二国間支援、国際機関を通じた人道支援等の相互補完性も念頭に置きつつ、より効果的・効率的な支援を実施することで人間の安全保障の実現に努める。

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。

防災については、我が国の東日本大震災の経験を国際社会と共有するとともに、国際的な 防災協力や「兵庫行動枠組」の実施を引き続き推進する。 【達成すべき目標, 測定指標, 目標期間, 測定結果 等】

(施策の目標)

グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮 すること

(目標の達成状況)

1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

評価の切り口1:人間の安全保障への賛同国数

平成22年7月に採択された人間の安全保障に関する国連総会決議では、我が国とともに計36か国が共同提案国となり、コンセンサス(全会一致)で採択された。

評価の切り口2: 人間の安全保障基金によるプロジェクトの承認・実施

平成 22 年度においては、8 件のプロジェクトに対し、約 24 百万ドルを支援した。承認したプロジェクトには幅広い分野への包括的な対応が必要な平和構築関連、難民問題関連のプロジェクトが4件、4以上の機関による共同実施プロジェクトが7 件含まれるなど、人間の安全保障を実現する支援スキームである同基金ならではのプロジェクトが多くを占めた。

評価の切り口3:「草の根・人間の安全保障無償資金協力」によるプロジェクトの実施 平成22年度においては、約1,180件のプロジェクトに対し、約111億円を支援した。承認 したプロジェクトには、人間の安全保障の概念を反映した案件が多く含まれている。

評価の切り口4:世界基金による三大感染症対策支援の継続

平成22年の第10ラウンド(第10次公募事業)において、79件の新規事業に対し約17億ドルを上限とする資金供与が承認された。また、平成22年度の期間中、既存事業のうち新たなフェーズに移行する83案件が承認され、途上国における感染症対策が引き続き行われている。事業選定においては専門家パネルの審査によりインパクトの大きい案件が選定されている。また、世界基金は、受益国における複数の実施事業の統合、国家保健戦略を踏まえた事業の実施、個別のプロジェクトのみならず保健システム全体の強化を目的とした事業の実施、事業実施体制の監督強化等の制度改革を行っている。同時に、事務局の運営経費節減、治療薬等の共同調達によるコスト削減に努めている。

評価の切り口5:国際機関と連携した人道支援の実施

(1) 国連総会,経済社会理事会等における人道支援政策に関する審議への参加,(2)人道支援関連国際機関を通じた難民,国内避難民等への人道支援の実施,(3)人道支援関連国際機関の各種会合への参加及び関係者との意見交換,(4)国内における人道支援関係セミナーの開催,等を通じて人道支援を担う各種国際機関と緊密に連携し,人道支援に積極的に取り組んだ。

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

評価の切り口 1: 既存の国際機関、多数国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度(国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む)と、我が国による実質的貢献度

平成4年度の国連環境開発会議(地球サミット)以降整備されてきた多数国間環境条約の

締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、下記のように、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献した。

(1)生物多様性

平成22年10月に開催された生物多様性条約COP10において「愛知目標(戦略計画2011-2020)」及び「ABS名古屋議定書」が、またカルタヘナ議定書COP-MOP5において「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されるなど、大きな成果を挙げた。

(2) UNEP/IETC による具体的活動への支援

国連環境計画・国際環境技術センターが実施する「廃プラスチックからのディーゼル燃料 生成による資源保全及び温室効果ガス削減プロジェクト」に対する財政的支援を行い、技術 概要集の作成やワークショップの開催等を通じ、途上国に対する技術移転に貢献した。

(3) オゾン層保護

オゾン層保護に関し、モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、代替フロン(HCFC)の削減スケジュールの実施に向けて、対途上国支援活動のガイドライン策定等に関する検討に貢献した。

(4)酸性雨対策への貢献

酸性雨対策に関し、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク (EANET) の活動基盤強化のための文書の策定作業に積極的に参加し、平成22年11月に開催された第12回政府間会合において「EANET の強化のための文書」が署名された。

(5) 水銀の国際的規制に対する貢献

国境を超える水銀の規制・管理に関し、UNEPのもとでの水銀に関する条約の制定に向けた 政府間交渉に関し、平成23年1月に第2回会合を幕張で開催し、議論に積極的に参加した。

(6) 南極地域の国際協力・環境保全に対する貢献

南極条約採択50周年を契機に、同条約及び環境保護に関する南極条約議定書の遵守状況や 科学的調査における国際協力の現状について、我が国で初めて南極地域査察団を編成し、6 か国基地の査察を行い、その概要を協議国会議で報告した。

(7)気候変動の次期枠組みづくりにおける取組

平成22年6月に開催されたG8ムスコカ・サミットにおいては、前年のラクイラ・サミットで合意された、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも50%削減するとの目標を全ての国と共有する旨が表明され、その一部として、先進国全体として2050年までに80%又はそれ以上削減するとの目標を支持した。

同年 11 月に開催された横浜 APEC では、首脳宣言である「横浜ビジョン」において、世界的な気候変動の脅威への対処は、すべての国にとっての喫緊の優先課題であり、国連の気候変動交渉に完全に専念し続けるとのコミットメントが表明された。

同年 11 月から 12 月にかけて開催された気候変動枠組条約 COP16 においては、2013 年以降の枠組みの基礎になり得る包括的でバランスの取れた「カンクン合意」が採択され、全ての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向けた一里塚となった。

評価の切り口2: 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度 (国際的な関心の高揚,具体的な取組の進捗,関係者による対話の推進等)

と、我が国の考え方の反映度合い

持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。具体的事例

は下記のとおり。

- (1)森林保全・違法伐採対策・持続可能な森林経営のため、国際熱帯木材機関(ITTO)の 取組を主導した。
- (2) 気候変動対策における重要な柱である森林保全に関し、我が国は平成22年10月に名古屋において「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」を主催し、森林保全の分野においてリーダーシップを発揮した。この会合は、気候変動交渉への弾みとなった。また、途上国支援に関し、短期資金支援として平成22年9月末時点で72億米ドル以上の支援を実施することにより、地球規模での気候変動問題への取組に貢献した(82か国367のプロジェクト)。
 - (3) 「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連国際 防災戦略(UNISDR)事務局の活動を支援した。

	防災戦略(UNISDR)事務局の活動を支援した。		
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係す演説の重なもの)	VI - 2 - 1 ①第 177 回国会所信表明演説 ②第 65 回国連総会一般討論演説	年 1 月 24 日 ②平成 22	①「我が国としては、人間の安全保障の視点に立って引き続き MDGs の達成に貢献する考えであり、本年6月、MDGs 国連首脳会合をフォローアップするための国際会議を我が国で開催いたします。」 ②「今後も、人間の安全保障の考え方に沿って、包括的な開発支援に取り組み、MDGs 達成に向けた国際的取組を主導してまいります。」 「日本は、人間の安全保障の考え方に立って、平和の構築に向けた継ぎ目のない取組を世界各地に広げてまいります。」
	Ⅵ-2-2 ①第 174 回国会外交演説 ②第 177 回国会外交演説	①平成 22 年 1 月 29 日 ②平成 23 年 1 月 24 日	どとも連携しながら、国際交渉を主導して参ります。」 ②「気候変動分野では、昨年のカンクン合意を

(注)外務省における評価方式:

担当部局名:外務省国際安全,治安対策協

評価実施時期:平成23年9月

評価実施時期:	平成 23 年 9 月	力室			
	国際機関を通じた政務及び安全保障分野	政策体系上の位置付け			
施策名	に係る国際貢献	基本目標Ⅲ 分担金・拠出金			
		Ⅷ−1 国際機関を通じた政務及び安全			
	(政策評価書 473 頁)	保障分野に係る国際貢献			
	(本年度については、国際連合薬物犯罪事務所	(UNODC) 拠出金をとりあげて評価することと			
	本件は,テロ・国際組織犯罪対策などに専門(
	して拠出し,同機関が実施する効果的な捜査・記 				
	│保護などの各種事業を支援することを通じて、☆ │	金上国に対するキャパシティ・ビルディング			
	支援を行うもの。具体的には,我が国の拠出金を	を活用して以下のようなプロジェクトを実施			
	した。				
	・東南アジアから我が国に流入する合成薬物対象	策のため、東南アジア諸国の薬物取締機関の			
施策の概要	能力強化を支援し、原材料物質の規制・管理、	薬物鑑定、薬物の分析データの収集・管理・			
	共有などの諸活動を実施した。				
	・人身取引や腐敗を始めとする国際組織犯罪及び	ブテロに対処するため,東南アジア各国にお			
	いて,被害者保護事業のほか,国際組織犯罪隊	方止条約,国連腐敗防止条約(UNCAC)及びテ			
	ロ防止関連条約の締結と国内法制度の整備、流	去執行機関の対応能力を強化するためのプロ			
	ジェクトを実施した。				
	┃ ・アフガニスタン支援の一環として,国境を接っ	する各国の薬物取締当局間の連携強化,捜査			
	能力拡充支援、国内司法制度の整備、麻薬患者対策、代替作物開発支援により不正薬物栽				
	培からの脱却を目指す薬物供給削減事業などを支援した。				
	【評価結果の概要】				
	 (総合的評価)				
	 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★	☆☆			
	(理由)				
	・・・・・ 本件拠出を活用したこれまでの支援によって,	麻薬対策分野ではミャンマーにおけるケシ			
	続的に実施するなど、本事業は目に見える成果をあげてきた。また、テロ防止関連条約の履				
l	行が相対的に遅れていたインドネシアを中心に支援してきた結果, 同国政府は平成 18 年に 2				
施策に関する	17 が相対的に遅れていたインドネジアを中心に支援してるた品来、同国政府は千成 16 年に 2 つの関連条約を批准し、平成 19 年 1 月には同国が主導する形で ASEAN テロ防止条約が署名さし				
評価結果の概	ねてかじ 東京マジマ地域のニロ対策は制度数供に表対してきてかり この取組を引き使き				
要と達成すべき 目標等	れるなど、東南アジア地域のテロ対策法制度整備に貢献してきており、この取組を引き続き 進展させた。さらに、廃版対策についても、大体拠出会を使った活動が東南マジア名目で行				
	進展させた。さらに,腐敗対策についても,本件拠出金を使った活動が東南アジア各国で行 われ,現地で大きく報道されるなど,テロ・国際組織犯罪分野における我が国の支援を具体				
	的にアピールするための効果的手段ともなってレ 	いる。			
	 (施策の必要性)				
	テロ・国際組織犯罪対策は,我が国の平和と安全に直結する課題であり,国外においても, 効果的な捜査・訴追のための法整備支援や技術協力,被害者保護などに取り組むことが重要				
	ガネいな没量 い起めための公売偏く後で交換し である。例年,G8首脳宣言においても,テロス				
	てめる。 クリサト, GO日 旦百 このいても, ナロ// 	× CTEIPボルロ・WYCJFI〜 XYVC ソ る /CC/ UNUDU 寺 C			

協力し、途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援を行うことが明記されており、我

が国も着実にそのフォローアップを行うことが必要である。

(施策の有効性)

本件の拠出先になっている UNODC は、テロ・国際組織犯罪対策分野を専門にした各種案件を形成・実施できる唯一の国連機関であるにもかかわらず、その財源の 90%以上を各国からの任意の拠出金に依存している。我が国は、UNODC に対し 10 番目に大きな拠出(平成 21 年度)を行い、その活動全体を支えている。これによって、上記に述べた具体的な案件の実施のみならず、UNODC の専門性を活かした諸活動が維持されることにつながり、国際的なテロ及び国際組織犯罪対策を進展させることに貢献している。

(施策の効率性)

途上国におけるテロ・国際組織犯罪対策分野のキャパシティ・ビルディングについては、この分野で専門的な知見を有する UNODC の活動を支援・活用することにより、我が国が独自に案件を形成・実施するのに比べ、各国・各地域にわたるニーズの把握、具体的案件の形成、進捗管理・フォローアップの各段階でより効率的に施策を実施できる。

また、本件拠出金は他の国際機関に対するものに比べて規模が大きくはない一方で、本件 拠出を活用して実施される案件の一部は、我が国が独自に支援するプロジェクトとして形成 された案件に対してイヤーマーク(使途を指定)されてきており、拠出金の規模に対しても 我が国の顔が見えやすい事業である。

(反映の方向性)

引き続き、本件拠出を通じて途上国のキャパシティ・ビルディングを支援し、世界的なテロ・国際組織犯罪対策を進展させるという国際社会の合意を実施していくとともに、UNODCの行財政改革及び各案件の進捗管理、フォローアップ等を通じて、一層効率的・効果的な支援を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献すること

(目標の達成状況)

評価の切り口1: 麻薬対策

麻薬対策では、黄金の三角地帯(タイ、ミャンマー、ラオスの国境地帯)におけるケシ栽培を 10 年間で約8 割削減するのに貢献した。平成 20 年には、ミャンマー山岳少数民族の住む中国国境地帯でケシの不法栽培をほぼ撲滅するのに成功したのに続き、平成 22 年には、東南アジアの他、アフガニスタン、イラン、パキスタンや中央アジア各国における麻薬対策のプロジェクト(能力向上)を実施し成果を上げた。

評価の切り口2:腐敗・人身取引対策

腐敗対策では、PCI (パシフィック・コンサルタンツ・インターナショナル)事件 (ベトナム官憲に対する PCI からの贈賄事件) が起きたベトナムで、同国の UNCAC 締結直後の平成 21

年 10 月に腐敗防止セミナーを実施し、現地でも大きく報道された。このほか、東南アジア諸国における腐敗対策の取組を支援すべく、UNODCと調整を行った。また、人身取引対策でも、我が国における多くの人身取引被害者の出身国であるタイにおいて、パタヤ被害児童保護施設での設備強化、地域の意識啓発事業などを継続的に実施した。

評価の切り口3:テロ防止

テロ防止関連条約の履行が相対的に遅れていたインドネシアを中心に支援してきた結果, 同国政府は、平成 18 年に2 つの関連条約を批准し、平成 19 年 1 月には同国が主導する形で ASEAN テロ防止条約が署名された。さらに、我が国は、東南アジアを中心にこの取組を進展 させた結果、平成 22 年にはラオスが新たにテロ防止関連条約一件を締結するに至った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要 (主なもの)	①第 177 回国会所信表明演説 ②第 177 回国会外交演説 ③人身取引対策行動計画 2009 (犯罪対策閣僚会議)	①, ②平成 23 年 1 月 24 日 ③ 平成 21 年 12 月 22 日	①「テロ対策や PKO を含む平和維持・平和構築にも、各国と連携して取組みます。」 ②「米国における同時多発テロから 10 年目を迎える本年、テロ行為や組織犯罪の撲滅は引き続き国際社会全体の課題であり、我が国としても取組を継続します。」 ③「我が国における人身取引被害者の出身国となる可能性の高い東南アジアを中心とした途上国における教育の普及、被害者ケア、職業能力の強化、法執行力の強化等を図るためのDAによる協力を推進するほか、国際協力の手段を活用し、人身取引の背景の一つである貧困の削減に取り組むとともに、各国における人身取引の防止と被害者の支援に資する協力を実現する。」

(注)外務省における評価方式:

評価実施時期:	平成 23 年 9 月	担当部局名:外務省アジア欧州協力室	
施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る 国際貢献 (政策評価書 478 頁)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 分担金・拠出金 Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分 野に係る国際貢献	
施策の概要	(本年度については、アジア欧州財団拠出金を取り上げて評価することとした。) アジア欧州財団(ASEF)は、アジア及び欧州の 48 か国・機関が参加するアジア欧州会合(ASEM)の 唯一の常設機関であり、アジア・欧州間の相互理解の増進のため、知的・文化・人物交流及び広 報の各分野における活動を組織・支援している。この ASEF の活動は、ASEM 参加国の拠出金(拠 出が道義的・政治的義務である「事務局運営経費」及び任意拠出としての「プロジェクト経費」) により運営されており、我が国も ASEF 設立以来継続的に拠出している。		
施策価に対して、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	ンガポール等 13 か国・機関が最高のレベルA にふさわしい貢献が求められている。 プロジェクト経費: ASEF のプロジェクト経費は A ことから, 我が国のイヤマーク事業(拠出を約 スにおける我が国の関与を示し, 強い発言力を進していくために, 継続的な拠出が重要である (施策の有効性) 事務局運営経費: レベルAの拠出によって, ASEF ASEM プロセスにおける我が国の立場を強化できの国際社会で影響力を増大させている欧州が関 姿勢を示すことは, ASEM における我が国の政策プロジェクト経費: ASEF 事業はアジア・欧州の交の深いテーマ(環境, 青少年交流等)について	・ットワーク)年次会合」(平成22年8月、於:アと欧州の青年約100名が3日間集中的に会合性について議論を深める機会を提供し、両地域した。 合において、ASEFの事務局運営経費への拠出を階から選択して拠出する拠出方式(通称「ヘル国や欧州の主要国のみならず、中国、韓国、シの拠出をしており、我が国も引き続きその国力の拠出をしており、我が国も引き続きその国力の関係を通じて ASEM プロセ確保しつつ、アジア・欧州間の対話と協力を推。 に対する高いレベルの貢献を示すことができ、る。特に、我が国と基本的価値を共有し、現在与する ASEF に対して、我が国が積極的な貢献・推進上も重要である。 派促進に直接資するだけでなく、我が国に関係	

有効である。

(施策の効率性)

事務局運営経費: ヘルシンキ・フォーミュラ導入以来, ASEF の事務局運営経費に関するレベル別の国・機関数は, それぞれレベルAが 13, レベルBが 14, レベルCが 15, 特別割引が 3で一定している。平成 22 年の場合, 事務局運営経費総額に占める 1 か国当たりの負担割合は最高のレベルAでも 3.6%であり, 比較的低い拠出割合で高いプレゼンスを示すことができる。

プロジェクト経費: ASEF 事業は50近くある ASEM メンバー国からの参加者を一堂に集めて実施されるため、1件の我が国のイヤマーク事業実施を通じて、多くの国の人々に我が国の事情や政策についての理解を深めさせることができる。

(反映の方向性)

引き続き国力にふさわしい貢献が求められていることから、ASEM プロセスにおける我が国の関与を示し、強い発言力を確保するためにも、事務局運営経費にレベルAの拠出を行うとともに、プロジェクト経費へも継続的な拠出を行う。

【達成すべき目標, 測定指標, 目標期間, 測定結果 等】

(施策の目標)

我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること

(目標の達成状況)

評価の切り口1: ASEF の活動に対する我が国の財政的貢献

我が国が、主要貢献国の一つとして拠出金を供与することにより、ASEF における高いプレゼンスを示しつつ、ASEF によるアジア欧州間の文化、知的及び人的交流促進事業の実施に貢献できた。 ASEF のこのような取組及び我が国による ASEF に対する貢献への評価は高く、ASEM プロセスにおいて日本の立場を強化することに役立っている。

関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	特になし		

(注)外務省における評価方式:

評価実施時期:平成23年9月

担当部局名:外務省専門機関室

施策名

国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る 国際貢献

政策体系上の位置付け

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

Ⅲ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問 題に係る国際貢献

(政策評価書 482 頁)

施策の概要

(本年度については、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)への拠出金をとりあげ て評価することとした。)

世界基金は、G8九州・沖縄サミットを契機とし、ジェノバ・サミットを経て、平成14(2002) 年に設立された機関であり、開発途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症対策に対 して資金支援を行う。我が国は、国連の主要国かつG8のメンバー国の一つとして、MDG6の達 成に応分の貢献を果たすことが期待されている。我が国は、世界基金への拠出を通じて、我が国 が単独で支援することが困難な地域・規模で、必要な三大感染症対策を実施・強化した。

【評価結果の概要】

(総合的評価)

「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆

(理由)

我が国は世界基金に対する主要ドナー国の一つであり(平成 22(2010) 年は第5位), 我が国 の拠出により、アフリカ・サブサハラ地域、アジア太平洋地域を始めとする世界 150 か国におい て世界基金が資金支援を行うエイズ、結核、マラリア対策事業への資金供与が可能となっている。 また、資金貢献を通じて、世界基金における我が国の立場を強化するのにも役立っている。

(施策の必要性)

G8九州・沖縄サミットでは我が国が感染症対策を初めてサミットの主要議題の一つに含め、 国際社会の取組を呼びかけ、これが契機となって世界基金の設立につながったことから、日本は 世界基金の「生みの親」とも言える存在として世界基金にも認識されている。三大感染症対策に 対する国際支援のうち,世界基金による支援額が占める割合は,HIV/エイズ 21%,結核 65%, マラリア 65%を占めており、世界基金に対する拠出は、三大感染症対策そのものへの貢献とも受 け止められる。MDG 6 を始めとする保健関連 MDGs 達成に寄与していくためにも、世界基金への貢 献は不可欠である。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

(施策の有効性)

我が国は世界基金の主要ドナー国の一つであり(平成22(2010)年の拠出率は8.43%,第5位). 拠出を通じてアフリカ・サブサハラ地域。アジア太平洋地域を始めとする世界 150 か国における 三大感染症の感染予防、治療、ケア等の対策促進に貢献している。世界基金の活動を支援するこ とにより、我が国単独では実現が困難な規模で支援や広範囲の地域への支援が可能となった点で 有効であった。

(施策の効率性)

実績に基いた支援を行うとの方針のもと、事務局が事業の進捗を確認した上で受益国の資金受 入責任機関への送金が行われ、実績が芳しくない案件は次フェーズの支援更新が否認されたり是 正措置の実施が求められる。さらに、実施事業は、成果を測定する指標に沿って評価されている。 また、支援決定にあたっては、感染症や開発などの専門家からなる技術審査パネルにおいて申請 案件の審査が行われ、成功する可能性が高いと判断された案件が理事会に推薦される。このように、限られた資金を効率的かつ効果的に活用する仕組みが事業の各段階において実施されており、現在、資金がより適切かつ有効に活用されるよう事業実施体制の見直しなども行われている。

(反映の方向性)

我が国は今後も世界基金を通じた三大感染症対策に貢献していくが、その際には、事業実施における財政・監督体制の強化が図られ、資金がより効果的かつ説明責任を果たす形で活用されるよう、理事会を通じて世界基金の運営、改革プロセスに積極的に関与していく。また、我が国の二国間支援との補完性強化を図り、国際的な保健分野の取組体制を強化する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること

(目標の達成状況)

評価の切り口:世界基金に対する拠出を通じた三大感染症対策の進展

世界基金に対する拠出を通じて、エイズ、結核、マラリアの三大感染症対策が進展した。世界基金設立以来平成22(2010)年末までに、同基金の支援により、300万人が抗HIV/エイズ治療を受け、770万人がWHO推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受けた。また、1.6億張りのマラリア予防用の長期残効型蚊帳が配布された。このような取組を通じ、我が国は、世界基金への拠出を通じてMDG6の達成に向けた進展に貢献した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
			「来月開催される世界基金の第三次増資会合
			において、日本は当面最大8億ドルの拠出を表
┃ ┃関係する施政			明することをここに約束します。(中略)日本
方針演説等内		平成 22	は、保健関連 MDGs の達成に貢献するため、保
閣の重要政策		年 9 月	健分野において、2011年から5年間で50億ド
(主なもの)		22 日	ルを支援します。68 万人の母親と 1,130 万人の
			子どもの命を救うための貢献です。特に, 母子
			保健、三大感染症、新型インフルエンザを始め
			とする国際的脅威への対応、これらを三つの柱
			として集中的に支援をします。」

(注) 外務省における評価方式:

(別添) 平成23年度外務省政策評価 評価体系図

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)外務省政策評価実施計画

体系図 基本目標 7 施策 13 |具体的施策(基本目標Ⅰ,Ⅱ—1,Ⅱ-3~5,Ⅲ,Ⅵ—2)46| 事務事業 207 (注) |施策のみ(基本目標 Ⅱ−2, Ⅱ—6, Ⅳ~Ⅴ,Ⅵ—1,Ⅶ)11 I-1-1 東アジアにおける地域協力の強 I-1-2 朝鮮半島の安定に向けた努力 I−1−3 未来志向の日韓関係の推進 施策 I — 1 アジア大洋州地域外交:アジア大 I-1-4 未来志向の日中関係の推進及び 洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し,長期的 日モンゴル関係の強化等 ビジョンとして「東アジア共同体」構想を掲げ、 I-1-5 91, 1--との友好関係の強化 地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域 間における未来に向けた友好関係を構築する イリピン,ブルネイ,マレーシアとの友好関 こと 係の強化 I-1-7 南西アジア諸国との友好関係の 強化 I-1-8 大洋州地域諸国との友好関係の 強化 I-2-1 北米諸国との政治分野での協力 推進 施策 I — 2 北米地域外交: 我が国外交の基軸 I-2-2 北米諸国との経済分野での協力 である日米同盟関係の深化及び日加関係を更 推進 に推進すること I-2-3 米国との安全保障分野での協力 推進 I-3-1 中南米地域・中米・カリブ諸国と 施策 I — 3 中南米地域外交:中南米諸国との の協力及び交流強化 経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交 I-3-2 南米諸国との協力及び交流強化 流の増進を通じた協力関係を構築すること 基本目標 [地域別外交:各地域の安定と繁栄の確保を目指し, 域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係 を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保 I-4-1 欧州地域との総合的な関係強化 すること Ⅰ-4-2 西欧及び中・東欧諸国との間での 二国間及び国際場裡における協 施策 I — 4 欧州地域外交:基本的価値と国際 力の推進 社会での責任を共有する欧州各国及び主要機 I-4-3 ロシアとの平和条約締結交渉の 関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との 推進及び幅広い分野における 二国間関係を強化すること 日露関係の進展 I-4-4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の 強化 施策 I — 5 中東地域外交:中東地域の平和と I-5-1 中東地域安定化に向けた働きか 安定、経済的発展に貢献すること、及び中東に け おける我が国の国際的な発言力を強化するこ I-5-2 中東諸国との関係の強化 ح I — 6 – 1 TICAD プロセス及び多国間枠 施策 I ―6 アフリカ地域外交: アフリカ開発 組みを通じたアフリカ開発の の促進, アフリカ地域外交を通じた国際社会で 推進 の我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカ Ⅰ-6-2 日・アフリカ間の相互交流及び との二国間・多国間での協力関係を強化するこ 我が国の対アフリカ政策に関 する広報の推進

平成23年度(平成22年度に実施した施策に係る)外務省政策評価実施計画

Ⅱ-1-1 中長期的かつ総合的な外交政 策の企画立案と対外発信 Ⅱ-1-2 日本の安全保障に係る基本的 な外交政策 Ⅱ-1-3 国際平和協力の拡充, 体制の 整備 Ⅱ-1-4 国際テロ対策協力及び国際組 織犯罪への取組 施策Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取 Ⅱ-1-5 国連を始めとする国際機関に 組:国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全 おける我が国の地位向上、望 と繁栄の確保に資すること ましい国連の実現 Ⅱ-1-6 国際社会における人権・民主 主義の保護・促進のための国 際協力の推進 施策Ⅱ-2 軍備管理・軍縮・不拡散への取 組:大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への 取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と 安全を確保すること 施策Ⅱ-3 原子力の平和的利用及び科学技 Ⅱ-3-1 原子力の平和的利用のための 基本目標 Ⅱ 術分野での国際協力:原子力の平和的利用を適 国際協力の推進 分野別外交: 国民の安全の確保と繁栄を目指し, 切に促進しつつ国際的な研究・開発を推進・強 Ⅱ-3-2 科学技術に係る国際協力の推 望ましい国際環境を確保すること 化し、科学技術分野の国際協力を推進すること 進 Ⅱ-4-1 多角的自由貿易体制の維持・ 強化と経済連携の推進 Ⅱ-4-2 グローバル化の進展に対応す る国際的な取組 施策Ⅱ—4 国際経済に関する取組:我が国の Ⅱ-4-3 重層的な経済関係の強化 経済外交における国益を保護・増進すること Ⅱ-4-4 経済安全保障の強化 Ⅱ-4-5 海外の日本企業支援と対日投 資の促進 Ⅱ-4-6 アジア太平洋経済協力 (APEC)を通じた経済関係の 発展 Ⅱ-5-1 国際法規の形成への寄与と外 交実務への活用 施策Ⅱ—5 国際法の形成・発展に向けた取 Ⅱ-5-2 政治・安全保障分野における 組:新たな国際ルール作りに積極的に貢献する 国際約束の締結・実施 Ⅱ-5-3 経済・社会分野における国際 約束の締結・実施 施策 I-6 的確な情報収集及び分析, 並びに 情報及び分析の政策決定ラインへの提供:情報 収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定 ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を 行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与 すること

基本目標 Ⅲ

広報,文化交流及び報道対策:海外における対日 理解の促進と親日感の醸成を図るとともに,国内 外における我が国外交政策への理解を増進し,も って日本外交を展開する上での環境を整備する こと 施策Ⅲ—1 海外広報,文化交流:海外向け広報の実施,国際文化交流事業を展開・促進,及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により,諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り,日本外交を展開する上での環境を整備すること

Ⅲ-1-1 海外広報

Ⅲ—1-2 国際文化交流の促進

Ⅲ—1-3 文化の分野における国際協力

施策皿—2 報道対策, 国内広報, IT 広報: 我が国の外交政策に関する国内外での理解を 増進すること Ⅲ—2-1 適切な報道機関対策・国内広 報の実施

Ⅲ—2-2 効果的なⅢ広報の実施

Ⅲ—2-3 効果的な外国報道機関対策の 実施

施策IV—1 領事サービスの充実:

- (1)領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること
- (2)領事業務実施体制を整備すること
- (3)国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること

基本目標 Ⅳ

領事政策:国民の利便に資する領事業務を実施すること

施策IV-2 海外邦人の安全確保に向けた取組:

(1) 海外邦人の安全対策を強化すること(広報・啓発)

(2)海外邦人の援護体制を強化すること(基盤・体制)

施策IV-3 外国人問題への対応強化:

- (1)外国人問題への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国 管理等厳格化の要請に応えること
- (2)在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと

基本目標 V

外交実施体制の整備・強化: 我が国の安全と繁栄 を確保し、国際社会の一員としての責任を果た す、能動的かつ戦略的な外交実施体制を強化する こと 施策 V — 1 外交実施体制の整備・強化:激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること

施策 V — 2 外交通信基盤の整備・拡充及び I Tを活用した業務 改革: 外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進する こと

施策VI—1 経済協力:二国間協力の政府開発 援助を通じた支援により国際社会の平和と安 定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄 を確保すること

基本目標 VI

経済協力:政府開発援助(二国間)または多国間の支援を通じ、国際社会の平和と安定に貢献し、 これにより我が国の安全と繁栄を確保すること

施策VI—2 地球規模の諸問題への取組: グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること

VI-2-1 人間の安全保障の推進と我が 国の貢献

Ⅵ-2-2 環境問題を含む地球規模問題 への取組

施策VII— 1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る 国際貢献:我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平 和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連 等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献す ること

基本目標 VII

分担金・拠出金: 国際機関等を通じて我が国の国際貢献を拡充すること

施策VII—2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際 貢献: 我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際 機関に対して分担金・拠出金を供与すること

施策VII—3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際 貢献: 我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模 の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために, 国 際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること

(注) 実施計画上の数。評価時点では210となった。

外 務 省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/